



みんなで創る
希望を実現するための
多様な選択ができるまち



第5期 豊中市地域福祉計画



豊中市

はじめに



本市では平成 15 年（2003 年）に制定した「豊中市健康福祉条例」に基づき「豊中市地域福祉計画」を策定して以来、4 次にわたって見直しを重ね、市民生活や社会の動向に対応しながら、地域福祉に関する取組みを推進してきました。

平成 29 年（2017 年）には「豊中市地域包括ケアシステム推進基本方針」を策定し、「誰もが住み慣れた自宅や地域で自分らしく暮らすこと」を将来像に掲げ、地域共生社会の実現に向けて取り組んできましたが、その後、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で、社会・経済活動が大きく制限され、私たちの生活は一変しました。

生活困窮や孤立に陥る方の増加、地域活動の中止を余儀なくされたことによる活力低下への懸念など、コロナ禍で顕在化した状況も踏まえ、複雑化・複合化する様々な課題と向き合いながら地域福祉を再構築する時期を迎えています。このような背景のもとで、このたび第 4 期計画の期間終了に伴い「第 5 期豊中市地域福祉計画」を策定しました。

「みんなで創る 希望を実現するための 多様な選択ができるまち」を基本理念に掲げ、様々な立場の方への配慮、多様性を尊重しながら、これまで先駆的に努めてきた豊中の地域福祉を更に充実する施策を推進します。

市民、事業者、各種団体の皆さんとともに、明日の活力と希望を地域から創ってまいりますので、皆さまのより一層のご理解とご協力をお願い申しあげます。

結びに、本計画を策定するにあたり何度もご審議いただきました「豊中市健康福祉審議会」の委員の皆さんをはじめ、アンケート調査や意見交換会、パブリックコメントなどで貴重なご意見をいただきました市民の皆さんに、深く感謝申しあげます。

令和 6 年(2024 年)3 月
豊中市長 長内 繁樹

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨と位置づけ	1
2. 計画の期間	2
3. 計画の策定体制と推進体制	3
4. 圏域の考え方	4
第2章 地域福祉を取り巻く現状	5
1. 豊中市の状況	5
2. これまでの振り返りと今後の課題	7
第3章 計画の基本的な考え方	9
1. 基本理念	9
2. 基本目標	10
3. 豊中市地域包括ケアシステム推進基本方針	11
4. 施策体系	15
第4章 施策の展開	16
基本目標1 包括的、継続的な支援体制の整備・強化	18
基本施策1－1 どのような困難にも対応できる包括的支援の強化	19
基本施策1－2 様々な気づきを支援につなぐための相談機能の充実	22
基本施策1－3 QOL（生活の質）の向上に向けた専門職による予防的アプローチの展開	25
基本施策1－4 困難に応じた支援サービスの充実と切れめのない継続的な支援体制の構築	27
基本目標2 安全・安心で活気あふれる地域づくり	33
基本施策2－1 QOL（生活の質）の向上に向けた社会参加の促進	34
基本施策2－2 地域での支え合いの推進	36
基本施策2－3 地域での多様な主体間のつながりの促進	38
基本目標3 地域福祉の持続可能性の向上	42
基本施策3－1 行政による地域福祉のマネジメント機能の強化	43
基本施策3－2 地域福祉を支える専門人材の確保・育成	44
基本施策3－3 福祉などに対する関心・意識の向上	45
基本施策3－4 地域福祉を支え、推進する市民の育成・支援	46
豊中市成年後見制度利用促進計画	48
豊中市再犯防止推進計画	50
資料編	52
1. 豊中市地域福祉計画の変遷（第1期から第4期まで）	52
2. 現状と課題からめざすべき社会（6年後の豊中の姿）への道筋イメージ	54
3. 用語説明	58
4. 策定に向けた意見などの把握状況	62
5. 豊中市の状況（データ編）	64
6. 関連法令	74
7. 豊中市健康福祉審議会	78

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨と位置づけ

1) 策定の趣旨

「地域福祉」とは、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域に関わるすべての人が主役となって進めていく地域づくりの取組みのことをいいます。

また、「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係をこえて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野をこえてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことをいいます。

このような社会は、ともに学び、ともに生きることで多様性を理解し尊重していくことにもつながります。

令和5年度（2023年度）をもって第4期豊中市地域福祉計画の計画期間が終了することに伴い、これまでの取組みで培った資源・仕組みなどを基盤としつつ、地域共生社会の実現に向けた「地域包括ケアシステム・豊中モデル」を深化・推進し、分野別・対象者別の概念をこえた取組みの展開をめざして、第5期豊中市地域福祉計画（以下「本計画」といいます。）を策定します。

2) 法令の根拠

本計画は、豊中市健康福祉条例第7条の規定に基づき、地域福祉を推進するため、社会福祉法第107条の規定に定められている事項と、その他健康の増進と福祉の向上に関する事項などを明らかにするものです。

3) 本計画の性質（「地域包括ケアシステム・豊中モデル」を推進するための総合的な指針）

本計画は、「第4次豊中市総合計画」を上位計画として、「豊中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」「豊中市障害者長期計画」「豊中市障害福祉計画」「豊中市障害児福祉計画」「豊中市子育ち・子育て支援行動計画」「豊中市健康づくり・食育推進計画」など分野別計画が共通して取り組むべき事項を定める上位計画として位置づけられています。

また、本計画では、地域を基盤とする支援体制などをより円滑にするため、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」第14条の規定に基づき市町村が定める基本的な計画（市町村計画）と、

「再犯の防止等の推進に関する法律」第8条第1項の規定に基づき市町村が定める地方再犯防止推進計画を包含しています。

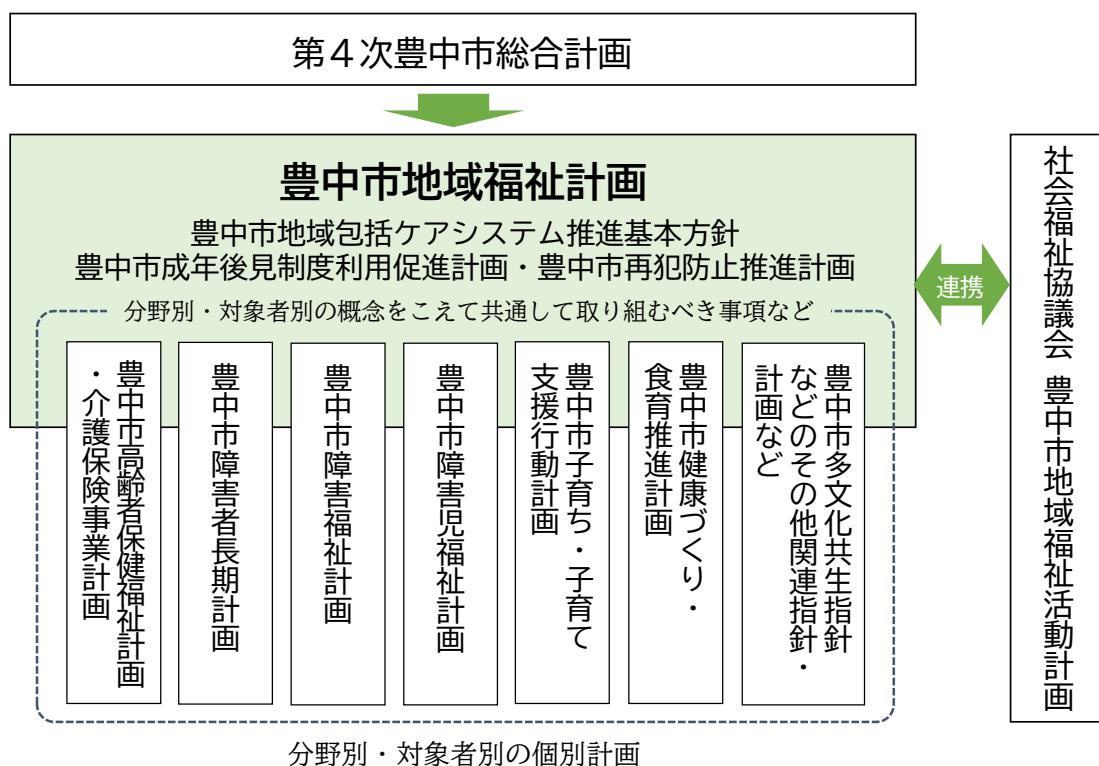
さらに、「豊中市地域包括ケアシステム推進基本方針」と一体化することで、地域共生社会の実現に向けた各取組みをより一体的に推進します。

4) 豊中市社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」との関係性

豊中市社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」といいます。）は、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として社会福祉法第109条で位置づけられており、地域共生社会を推進するうえで重要な機関となります。

本計画は、地域共生社会を実現するための基本的な方向性や施策などを整理した計画であり、社会福祉協議会が定める「地域福祉活動計画」は、地域住民をはじめとする多様な主体の参画・協働を具体的に進めるための計画です。

この2つの計画は、地域共生社会を実現するための両輪であり、本市と社会福祉協議会は地域共生社会の実現に向けて、一体的に施策や取組みなどを進めていきます。



2. 計画の期間

本計画は、令和6年度（2024年度）から令和11年度（2029年度）までの6か年を計画期間とします。また、社会情勢の変化などにより見直しの必要性が生じた場合は、適宜、計画の見直しを行います。

3. 計画の策定体制と推進体制

1) 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、豊中市長が、市民委員、各分野の活動関係者及び学識経験者などで構成する豊中市健康福祉審議会に諮問を行い、これを受け同審議会で福祉分野における本市を取り巻く現状・課題の整理を行うとともに、第4期豊中市地域福祉計画の振り返りや本計画の構成、内容などに関する検討、審議を進めてきました。

また、アンケートで市民の意識・動向を把握するとともに、関係者・団体にはヒアリングや地域福祉ネットワーク会議などを通じて意見、意向などの把握に努めました。

さらに、社会福祉協議会と連携し、現状・課題や関連する活動の状況などの整理、計画内容を調整するとともに、福祉に関わる業務を担う各部局で組織する地域包括ケアシステム推進会議において計画内容を検討しました。

2) 計画の推進体制

計画の推進にあたって、地域包括ケアシステム推進会議において、情報共有や意見交換を行い、各分野が連携して、関連する施策・事業に取り組みながら、社会福祉協議会とも連携・協働し、市全体、日常生活圏域、小学校区ごとの住民主体の取組みを支援します。

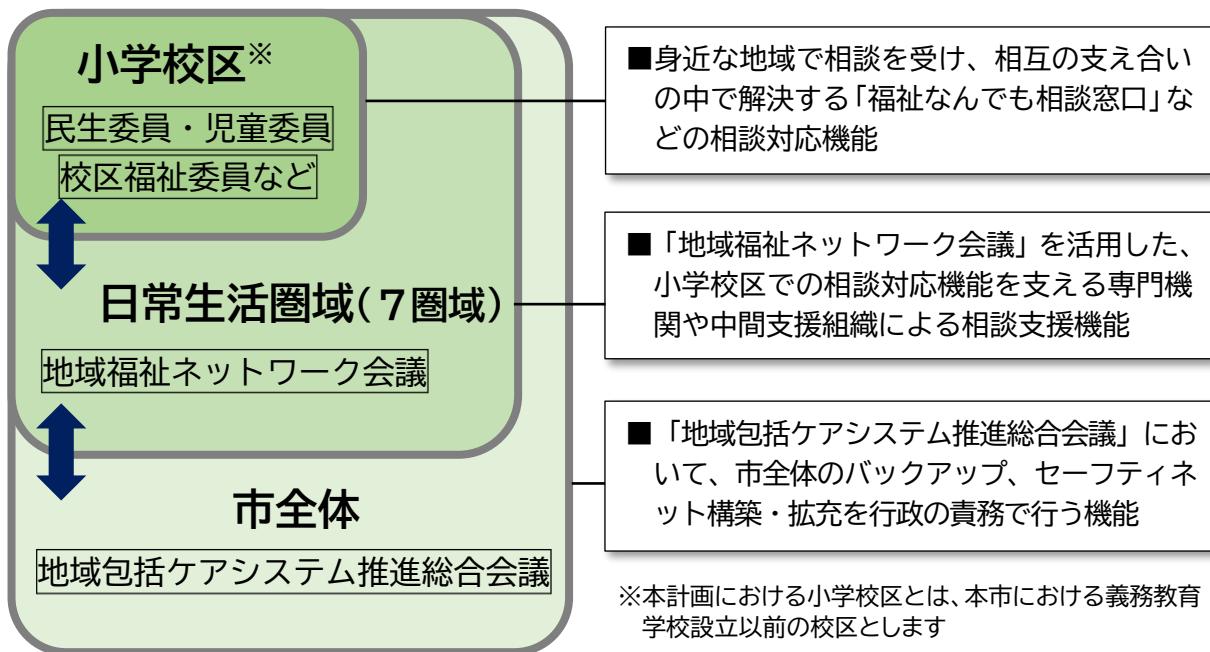
進捗管理については、豊中市健康福祉審議会において、本計画の進捗管理と評価及び検証を行います。

なお、本計画の評価・検証については、基本目標・基本施策ごとに設定した「めざすべき社会（6年後の豊中の姿）」にどれだけ近づけたかという視点で、年度ごとに行います。評価・検証結果、今後の対応を情報発信することで、市民をはじめ地域の多様な主体と現状を共有し、計画を推進していきます。

4. 圏域の考え方

本計画では、第4期豊中市地域福祉計画までに構築した市全体、日常生活圏域、小学校区の三層構造の圏域の考え方を継承します。

【圏域とその機能などのイメージ】



参考：小学校区・日常生活圏域



第2章 地域福祉を取り巻く現状

1. 豊中の状況

1) 統計データからみる状況

(1) 人口の推移

● 長期的な人口動向は、平成12年（2000年）の391,726人から、令和2年（2020年）には409,460人と増加しましたが、本市の将来人口推計では、令和22年（2040年）に400,861人と、今後は減少が見込まれます。【住民基本台帳（各年10月1日現在） 将来人口推計は豊中市人口ビジョン（2023年改訂）】

● 高齢化率に大きな変化はありませんが、後期高齢者（75歳以上）の割合は増加しました。また、医療と介護の両方の支援ニーズが高くなる85歳以上人口の割合も増加しています。【住民基本台帳（各年10月1日現在）】

・高齢化率	令和元年（2019年）：25.6%	→ 令和5年（2023年）：25.8%
・前期高齢者（65歳から75歳未満）の割合	令和元年（2019年）：12.1%	→ 令和5年（2023年）：10.7%
・後期高齢者の割合	令和元年（2019年）：13.6%	→ 令和5年（2023年）：15.1%
・85歳以上の割合	令和元年（2019年）：3.8%	→ 令和5年（2023年）：4.8%

(2) 世帯の推移

● 高齢者がいる世帯と高齢者単身世帯は増加しました。【長寿安心課（令和元年度は3月末、令和5年度は9月末）】

・高齢者がいる世帯	令和元年度（2019年度）：76,311世帯	→ 令和5年度（2023年度）：77,276世帯
・高齢者のみ世帯 (単身世帯除く)	令和元年度（2019年度）：21,465世帯	→ 令和5年度（2023年度）：21,118世帯
・高齢者単身世帯	令和元年度（2019年度）：35,712世帯	→ 令和5年度（2023年度）：37,831世帯

(3) 要介護認定者や障害のある人、外国人の状況

● 要介護認定者数は令和5年度（2023年度）で25,327人となっており、令和元年度（2019年度）の23,774人から増加しました。【介護保険事業状況報告（各年度9月末）】

● 障害のある人のうち、療育手帳や精神障害者保健福祉手帳の所持者数は増加しました。【市政年鑑（各年3月末）】

・身体障害者手帳所持者数	令和元年（2019年）：13,611人	→ 令和5年（2023年）：13,669人
・精神障害者保健福祉手帳所持者数	令和元年（2019年）：3,727人	→ 令和5年（2023年）：4,701人
・療育手帳所持者数	令和元年（2019年）：3,222人	→ 令和5年（2023年）：3,700人

● 外国人人口及び世帯数はともに増加しました。【住民基本台帳（各年10月1日現在）】

・外国人人口	令和元年（2019年）：5,976人	→ 令和5年（2023年）：7,054人
・外国人世帯数	令和元年（2019年）：3,260世帯	→ 令和5年（2023年）：3,902世帯

2) 市民アンケート調査からみる状況

(1) 人とのつながり、居場所について

- 孤独感がある人は 43.7%を占め、特に 18～64 歳の男性や単身世帯、何らかの支援を受けている人で孤独感が強い。
- 居場所（自宅、学校、職場以外に、あなたには安心できる、人とのつながりを実感できる場所・活動）がある人は 38.4%、今後ほしいと考える人は 33.5%を占める。孤独感が強い人ほど、居場所や他者とのつながりを求める人が多い。

(2) 日頃の生活での悩み・不安について

- 日頃の生活での悩み・不安が特に重複している人は 18.9%を占めており、特に、孤独感が強い人や何らかの支援を受けている人、何らかの支援を受けている同居者がいる人で多い。
- 自身での解決が難しい悩み・不安を感じても、相談したり助けを求めたりしない（SOS を出せない）人は 24.5%で、特に、孤独感が強い人や 18～64 歳の男性で多い。

(3) 近所づきあい、地域活動の状況・意識

- 住民同士の交流が活発であると思う人は 21.9%で、前回調査（29.8%）から 7.9 ポイント減少。
- ふだんから近所づきあいのある人は 83.4%で、前回調査（83.4%）から変化なし。ただし、男女とも 18～39 歳では近所づきあいが希薄化している。
- 地域活動に参加している人は 29.0%で、前回調査（34.1%）から 5.1 ポイント減少。依然として活動の担い手の中心は 65 歳以上の高齢者。特に、自治会や防災活動、高齢者福祉活動の担い手は高齢者が多い。
- 地域活動について関心はあるが、参加する機会がない人は 34.7%を占め、各年代でも 3～4 割程度を占める。

(4) 地域に対する愛着、居住意向、地域での暮らしについて

- 現在住んでいる地域に愛着がある人は 81.9%で、前回調査（82.3%）からほぼ変化なし。
- 現在住んでいる地域にこれからも住み続けたいと思う人（居住意向がある人）は 69.8%で、前回調査（66.7%）からほぼ変化なし。
- 住み慣れた地域で自分らしく暮らすことができていると思う人は 83.2%だが、孤独感が強い人や何らかの支援を受けている人では、自分らしく暮らすことができていると思う人が少ない。

(5) 地域福祉の活動に対する意識

- 福祉課題については、行政も住民も協力したり、住民も取り組むべきと考える人は 67.4%で、各年代でも 6～7 割程度を占める。
- 一方で、身近な地域で住民が助けあうための活動に参加意向がある人は 30.5%にとどまる。

2. これまでの振り返りと今後の課題

1) 地域共生社会の実現に向けたこれまでの動き

本市では、平成16年（2004年）に第1期豊中市地域福祉計画を策定して以来、市民一人ひとりを社会全体で支え合う地域社会の実現に向けて、CSW^{※1}の配置、地域づくりや担い手の育成などを様々な取組みを通じて進めてきました。

市民、事業者などによる主体的かつ活発な取組みは本市の財産である市民力・地域力の基盤となっています。また、地域福祉の取組みを、市全体、日常生活圏域、小学校区の三層に設定し、それぞれの立場で取組みを進めているのが本市の大きな特徴です。これにより、地域活動の多様化や課題解決に向けた分野横断的な取組みのほか、地域のことを地域で受け止め、課題を発見し、解決することのできる地域づくりを進め成果をあげてきました。

平成29年（2017年）3月には、本市における地域共生社会の実現に向けて「豊中市地域包括ケアシステム推進基本方針」を策定し、少子化・高齢化などに起因する様々な課題を克服していくため、市民力・地域力やこれまでの取組みを活かした仕組みとして「地域包括ケアシステム・豊中モデル」を掲げました。

そして、平成31年（2019年）3月に策定した第4期豊中市地域福祉計画に基づき「地域包括ケアシステム・豊中モデル」を推進するための様々な施策を展開してきました。

しかし、少子化・高齢化の進行や人口減少社会の到来に伴い、地域の希薄化や脆弱化が進んでいます。さらに、新型コロナウイルス感染症の流行により、社会的孤立や経済的困窮に陥る人が増えるとともに、市民、事業者などによる地域活動が困難な状況となりました。

また、SOSが出せないことによる社会的孤立をはじめ、8050問題^{※2}、ひきこもり^{※3}、ヤングケアラー^{※4}など、生きづらさを感じる人は増加しており、分野別・対象者別の相談支援体制では対応が困難な複雑化・複合化した課題が多く生まれています。

そこで、市が社会福祉協議会に委託し地域共生推進員を配置することで、制度の狭間の課題解決に向けた仕組みづくりに取り組みました。具体的には、小中学校に始まった不登校・ひきこもりや、学校卒業後の就職活動時や社会人になってからの挫折などが年月を経て8050問題として表面化する場合が多いことから、課題を抱えた早い段階で児童や家庭の身近な存在である学校と課題への対応のノウハウを持つ福祉が連携し、解決方法の検討や仕組みづくりに取り組みました。また、外国人支援など、福祉の支援が届きにくい課題の解決にも取り組みました。

このような状況を背景に、令和3年（2021年）4月に施行された「改正社会福祉法」では、地域共生社会の実現に向けて、「属性を問わない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」が創設され、本市でも同事業を踏まえた体制整備を推進してきました。

※1 コミュニティソーシャルワーカー(Community Social Worker)の略。分野別の個別支援ではなく、住民とともに福祉における課題を総合的に把握し、必要な支援をするために中心的な役割を担う人。

※2 親が80歳代、子が50歳代を例とした、高齢の親が、自立することが困難な子の生活を支える問題。

※3 様々な要因の結果、社会的参加（就学、就労、家庭外での交遊）を回避し、原則的に6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態（他者と交わらない形で外出する場合を含む）を示す現象概念のこと。

※4 本来大人が担うような家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと。

重層的支援体制整備事業



2) 豊中における重層的支援体制整備事業

本市では、市民・社会福祉協議会・各種団体・事業者などによる市民力・地域力があったからこそ地域活動が展開されてきました。

重層的支援体制整備事業の「属性を問わない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施し、地域共生社会の実現に向けた取組みを進めるためには、市民力・地域力とこれらの基盤を支える仕組みづくりは必要不可欠です。また、包括的な支援体制を整備・強化し、既存の事業では対応できていない狭間・個別のニーズに対応するためにも、地域の社会資源を活用して社会とのつながりづくりに向けた支援なども行います。

「属性を問わない相談支援」→「参加支援」→「地域づくりに向けた支援」の事例

家にひきこもりがちな50歳代女性がいると地域住民からCSWに相談があり、支援機関につながりました。丁寧なアセスメント※の結果(相談支援)、本人の状態に寄り添い、社会とのつながりを回復するため(参加支援)、居場所プログラムに参加しました。外出や他者とのコミュニケーションに慣れていくことで、徐々に社会とのつながりが生まれました。その後も、本人の強みや得意なことを活かした交流を行うことで(地域づくりに向けた支援)、自信回復や意欲喚起につながっています。

※ 本人やその世帯の心身の状態や置かれている環境の状況などを理解したうえで、本人やその世帯の要望や主訴から具体的なニーズを探し、希望する生活を実現するために本当に必要なものは何なのかを明らかにしていくプロセス。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

本計画では、本市における地域共生社会像として、以下の基本理念を設定します。

みんなで創る 希望を実現するための 多様な選択ができるまち

みんなで創る	市民・事業者・行政など多様な主体が有機的につながり、それぞれの持つ能力を活かしながら、創造的にまちづくりに取り組む姿を「みんなで創る」で表現しています。
希望を実現するための	一人ひとりが、どのような状況・状態にあっても、住み慣れた地域などで自分の能力・可能性を最大限に発揮することで、将来の地域での暮らしへの想いを実現し、明日への活力と未来を創造していく姿を「希望を実現するための」で表現しています。
多様な選択ができるまち	多様性の尊重、自立と活躍を促進する取組み、公的支援のみならず地域で活躍する団体による支援などがより充実することで、一人ひとりの希望の実現に向けた、その人らしい暮らしを選択できるまちの姿を「多様な選択ができるまち」で表現しています。

2. 基本目標

基本理念「みんなで創る 希望を実現するための 多様な選択ができるまち」の実現に向けて、地域包括ケアシステム・豊中モデルを深化・推進するため、3つの基本目標を設定し、分野別・対象者別の概念をこえた取組みを展開します。

基本目標1 包括的、継続的な支援体制の整備・強化

人口減少や高齢化、地域でのつながりの希薄化といった社会情勢の大きな変化を背景に、支援を必要とする人や生きづらさを感じる人は増加し、SOSが出せず周囲にも気づかれることなく孤立する人もいます。高齢者のいる世帯や潜在的な要支援者の抱える課題は複合的な場合が多く、単独の支援機関では解決に導くことが困難な事例が増加していることから、より円滑に支援機関同士が連携する必要があります。

そこで、早期に必要な支援につなげていくことができる環境・体制づくりに取り組むとともに、複合的な課題に対応する相談機能の充実や、年齢・分野などで切れのない包括的支援体制を強化します。

基本目標2 安全・安心で活気あふれる地域づくり

小学校区単位の福祉活動、コミュニティ活動などを基盤とした市民力・地域力は本市の大きな強みとなっています。しかし、依然として担い手の不足や高齢化などが大きな課題となっており、コロナ禍の影響などにより地域活動に参加する人も減少傾向にあります。一方で、ボランティアや市民公益活動などへの参加者・団体数は増加傾向にあり、多様な主体による活動が展開されています。

市民力・地域力の維持・向上に向けて、地域課題の解決に向けた活動などに気軽に楽しく参加・参画できる環境・仕組みづくりや、多様な主体のつながりづくりを進めます。また、多様な居場所づくりや社会参加、活躍の促進とともに、支え合いや災害時の支援の充実など、誰もが安全・安心に暮らしていく地域づくりについて、市民・事業者・行政がともに考え、ともに取り組みます。

基本目標3 地域福祉の持続可能性の向上

地域包括ケアシステム・豊中モデルを深化・推進するための横断的体制のさらなる整備も必要となるなかで、支援に携わる専門的な人材の不足が喫緊の課題となっています。また、地域福祉を持続し、これまで以上に充実していくためには、行政や福祉活動の担い手だけではなく、市民一人ひとりが「自分ごと」として捉え、地域での福祉活動に関心を持つ人を増やし、一人でも多くの活動への参加につなげていくことが重要となっています。

そのため、地域福祉において行政によるマネジメント機能の強化や、地域福祉を支える専門的な人材の確保に取り組みます。また、担い手となる住民の支援・育成に取り組みます。

3. 豊中市地域包括ケアシステム推進基本方針

1) 豊中市地域包括ケアシステム推進基本方針の概要

本市は、平成29年（2017年）3月に、少子化・高齢化などに起因する様々な課題を乗りこえるため、地域包括ケアシステム・豊中モデルを掲げる豊中市地域包括ケアシステム推進基本方針を策定しました。

◆豊中市地域包括ケアシステム推進基本方針の将来像

「誰もが住み慣れた自宅や地域で自分らしく暮らすこと」を実現する。そのことで将来への安心と希望をつくり出し、私たち一人ひとり・地域・まち・社会のすべてが、明日への活力とともに未来を創造し続ける。

豊中市地域包括ケアシステム推進基本方針では上記の将来像を本市の「地域共生社会」像と位置づけており、その実現を進めていくための方針といえます。



◆地域包括ケアシステム・豊中モデル

地域包括ケアシステムは、国により「地域の実情に応じて、高齢者が可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい、自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制」と説明されています。

しかし、本市ではこれを、高齢者に限らず、すべての人に対してすべての人が支えるシステムに拡大・発展させ、地域包括ケアシステム・豊中モデルを設定しています。

2) 現状と課題

豊中市地域包括ケアシステム推進基本方針では、地域包括ケアシステム・豊中モデルを深化・推進するために代表的な取組みを14の個別テーマとして設定しています。また、各個別テーマの取組みについては、設定した将来像を共有したうえで、多様な主体が役割分担をしながら進めることとしています。

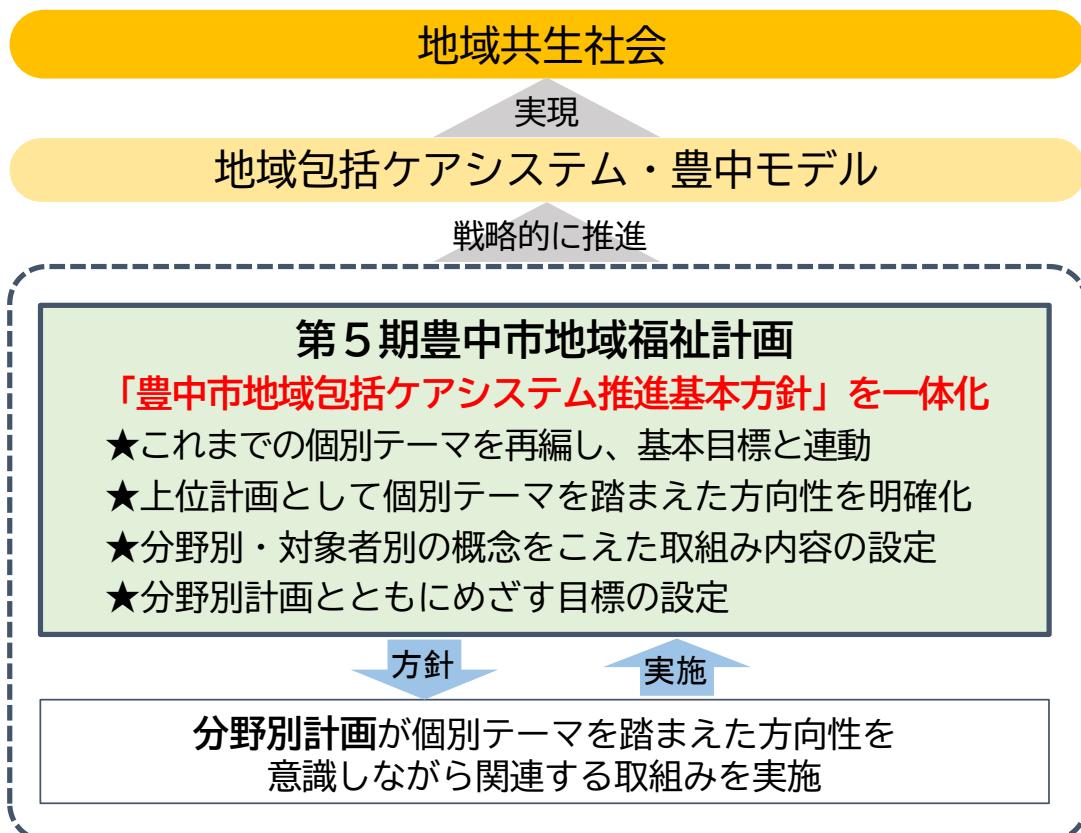
しかし、個別テーマの取組みは、関連する分野別計画で設定されていることから、多分野と有機的な連携をもつことができず、相乗効果を発揮できないケースも見られます。

3) 本計画に豊中市地域包括ケアシステム推進基本方針を一体化

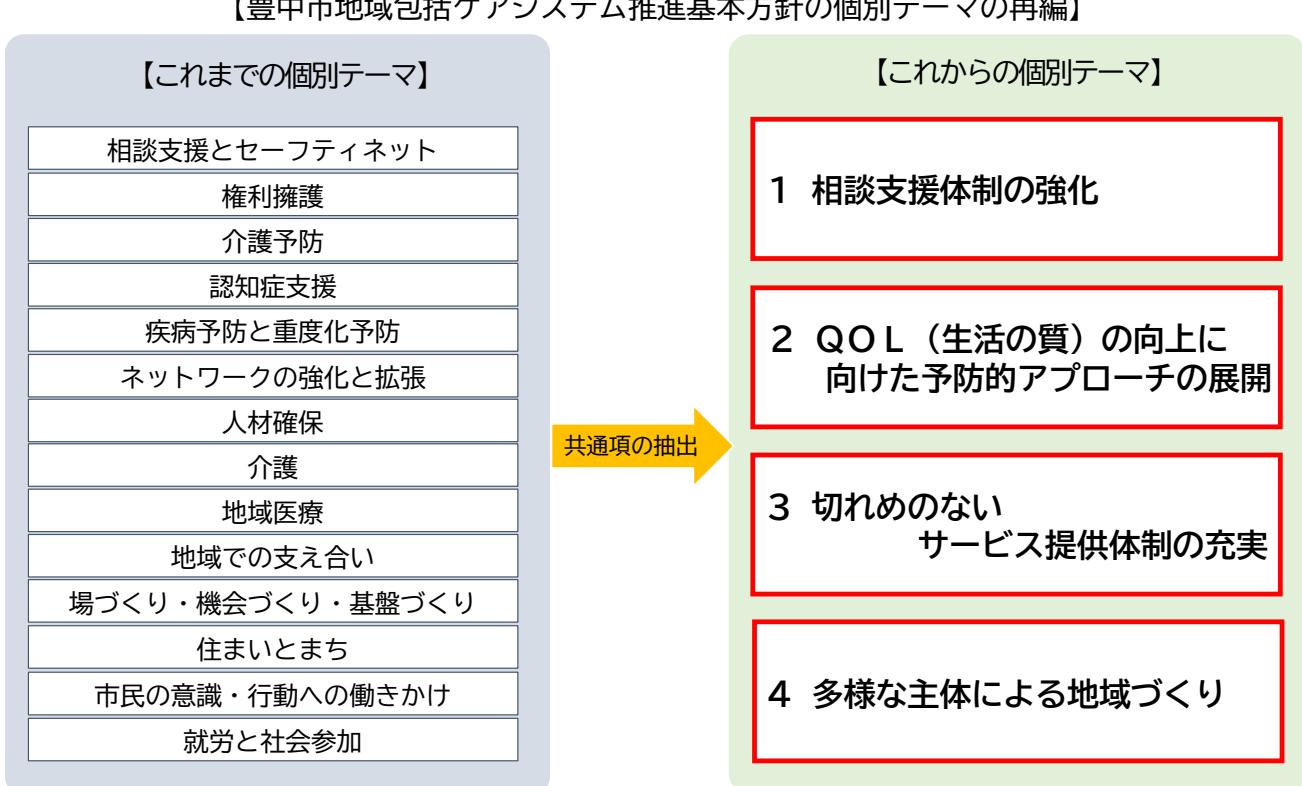
分野別計画の上位計画として位置づけられている本計画に豊中市地域包括ケアシステム推進基本方針を一体化するとともに代表的な取組みである14の個別テーマを再編し、基本目標と連動させます。

そして、分野別計画においてめざす方向性や取組みの内容などを明確にし、多分野との有機的な連携をより促進することで、本計画の実行性と実効性を担保し、地域共生社会の実現を図ります。

(個別テーマの再編については次ページの「4) 個別テーマの再編」、個別テーマと基本目標の連動についてはP15の「4. 施策体系」を参照)



4) 個別テーマの再編



個別テーマ1 相談支援体制の強化

「複合的な困難を抱える人」の増加と「制度の狭間」の課題

複合的な困難を抱えた人、また孤立などの困難を抱えた人・世帯が増加する中で、関係機関などが相互に連携・補完し、総合的な支援を行う体制を強化していく必要があります。

個別テーマ2 QOL（生活の質）の向上に向けた予防的アプローチの展開

人口減少・少子高齢化社会における「支える人」「支えられる人」のバランスの課題

人口減少・少子高齢化社会の中で、医療や福祉を必要とする人が増大していきます。

問題の根幹である人口動態自体を変えることは難しいですが、疾病予防・再発防止や、介護予防及び重度化防止、認知症予防、社会的孤立の防止などを通じ、子どもから高齢者までライフステージに応じて、誰もが住み慣れた地域でのQOL（生活の質）の向上に向けた予防的アプローチを展開する必要があります。

個別テーマ3 切れめのないサービス提供体制の充実

サービス提供の連携や内容の課題

福祉・介護・医療などの各分野で提供しているサービスの効率性・有効性を高めるとともに、必要とする人に必要なサービスを確実に届けるため、連携体制を構築・強化する必要があります。

また、国籍や性別、心身の状況によらずに、必要としている人に適切に情報が届くように、外国人支援として情報発信を強化するとともに、一人ひとりに寄り添った女性支援を充実させる必要があります。

個別テーマ4 多様な主体による地域づくり

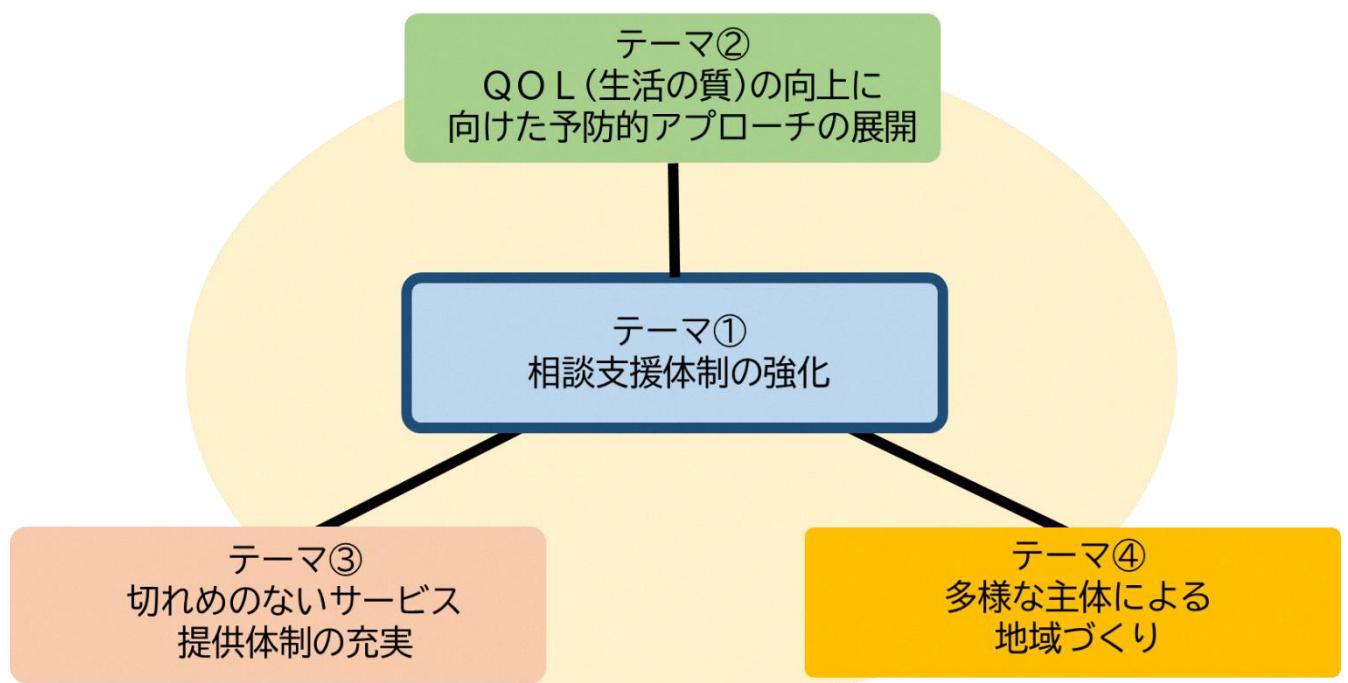
市民力・地域力の今後の課題

本市の財産である市民力・地域力も少子高齢化社会の進展による担い手不足で脆弱化が懸念されます。

一方で、地域での活動に関心・意欲はあるものの、具体的な活動につながっていないケースもあり、市民の意識変容への働きかけとともに、市民・事業者・行政などの多様な主体が地域づくりについてともに考え、ともに取り組む必要があります。

個別テーマごとの関連性

再編した個別テーマごとの関連性は下表のとおり。ライフステージや困りごとが変わっても、切れめのない支援体制を構築し、「誰もが住み慣れた自宅や地域で自分らしく暮らすこと」を実現します。



4. 施策体系

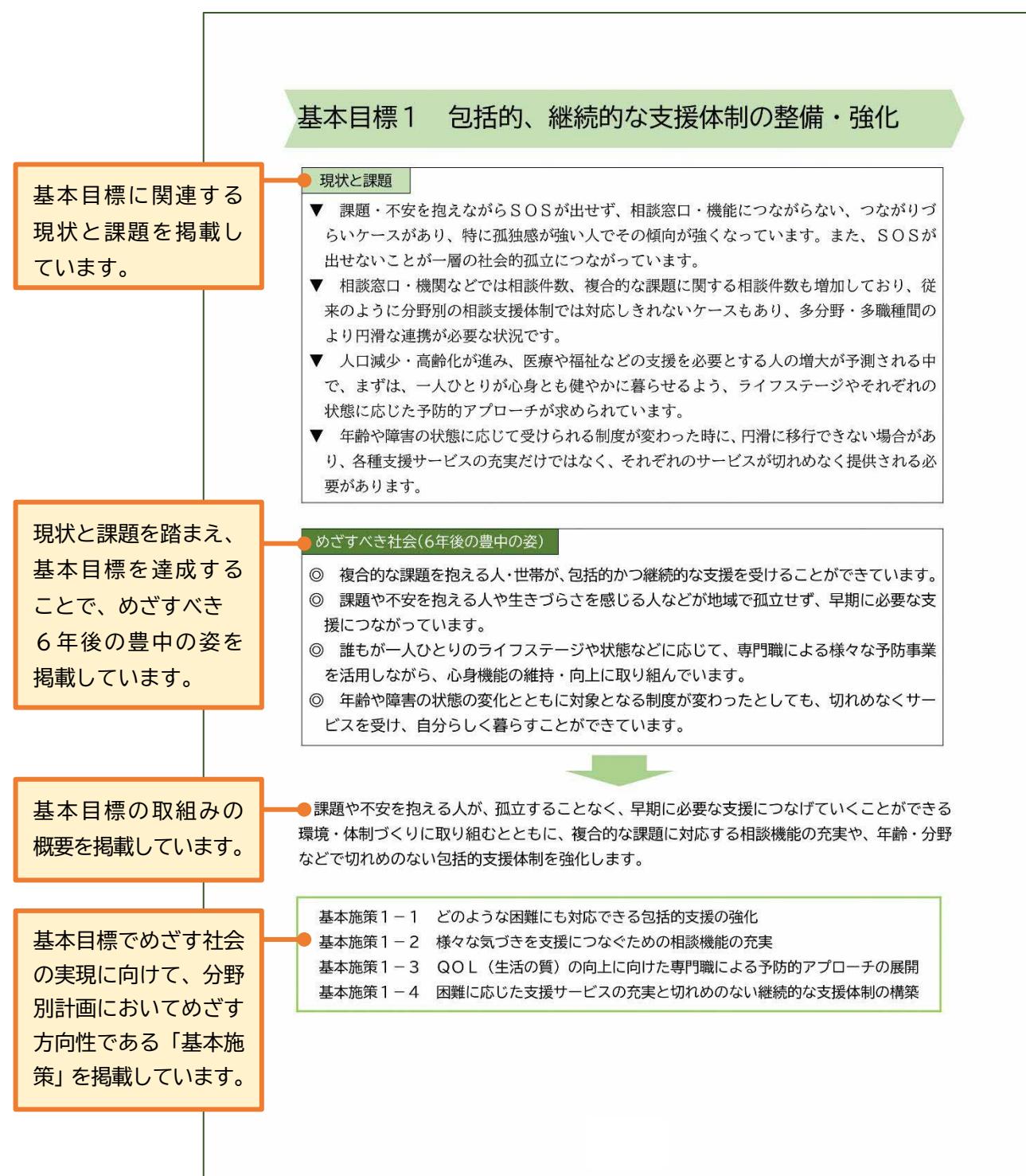
基本理念「みんなで創る 希望を実現するための 多様な選択ができるまち」の実現に向けて、地域包括ケアシステム・豊中モデルを深化・推進するため、再編した4つの個別テーマと基本目標を連動させて施策体系を以下のように整理し、分野別計画においてめざす方向性を基本施策として明確にしました。

豊中市地域包括ケアシステム推進
基本方針の個別テーマ

基本目標	基本施策	相談支援体制の強化	ア向Q 上O ロにL ー向(生 チけ活 のたの 展開防 的の 予質)	充サ切 実しれ ビス提 供い 体制の	多様な主体による 地域づくり
整備・支援体制の強化による包括的な継続的なな	1-1 どのような困難にも対応できる包括的支援の強化	●			
	1-2 様々な気づきを支援につなぐための相談機能の充実	●			
	1-3 QOL（生活の質）の向上に向けた専門職による予防的アプローチの展開		●		
	1-4 困難に応じた支援サービスの充実と切れめのない継続的な支援体制の構築			●	
地域づくりによる活性化・安全安心で	2-1 QOL（生活の質）の向上に向けた社会参加の促進		●		
	2-2 地域での支え合いの推進				●
	2-3 地域での多様な主体間のつながりの促進				●
持続可能性の向上による地域福祉の	3-1 行政による地域福祉のマネジメント機能の強化	●			
	3-2 地域福祉を支える専門人材の確保・育成			●	
	3-3 福祉などに対する関心・意識の向上				●
	3-4 地域福祉を支え、推進する市民の育成・支援				●

第4章 施策の展開

施策の見方



基本施策1－1 どのような困難にも対応できる包括的支援の強化

《個別テーマ1 相談支援体制の強化》

包括的な相談支援体制の基盤となる分野別の専門的な相談支援ネットワークの強化をめざします。また、分野別の相談支援体制では解決が難しい複合的な課題や制度の狭間のニーズなどに対応するため、分野横断型の支援体制の構築・強化を図ります。

主な取組みの内容

- ① 多機関協働推進事業を通じて、複雑化・複合化する課題の解決に向け、迅速に支援方針を決定します。また、支援の方向性や進捗を管理するコーディネーター役を配置し、適切に支援を進めます。**【重点】** **トピック1-1-1**
- ② 成年後見制度の利用促進に向けて、本人を中心とした権利擁護の支援ができる体制づくりを取り組むとともに、体制強化のため関係者が主体的に連携する仕組みづくりに取り組みます。**【重点】** ※詳細についてはP48「豊中市成年後見制度利用促進計画」を参照ください。
- ③ 犯罪や非行をした人の再犯防止に向けた地域の理解促進をはじめ、社会復帰のための継続的な支援体制の構築、保護司など更生保護の担い手への支援を充実します。
※詳細についてはP50「豊中市再犯防止推進計画」を参照ください。
- ④ 地域包括支援センターや障害者相談支援センター、くらし再建パーソナルサポートセンター、はぐくみセンター、保健所、児童相談所などの各分野の相談支援ネットワークにより、多分野・多機関が連携して支援に取り組みます。

主な担当課 扱い手	《公》地域共生課、福祉事務所、障害福祉課、長寿安心課、こども安心課、こども支援課、くらし支援課、医療支援課、保健安全課、人権政策課 など 《民》社会福祉協議会、地域包括支援センター、障害者相談支援センター、権利擁護・後見サポートセンター、民生・児童委員協議会、校区福祉委員会、保護司会 など
----------------------	--

主な取組みの実施による6年後の豊中の姿

- ◎ 多機関連携会議において、月1回の定例会議を開催し、新たな要支援者に対応とともに進捗管理を行っています。
- ◎ 複合的な課題などを抱える要支援者の支援について、すでに関わりがある支援機関だけではなく、今後の関わりが検討される支援機関からも積極的な協力が得られています。
- ◎ 福祉関係各課の情報共有の手段としてシステムを導入・活用し、要支援者に関する現状を迅速かつ正確に把握することで、多機関協働による支援体制が強化されています。

基本目標を達成するための「基本施策」の名称です。

対応する豊中市地域包括ケアシステム推進基本方針の個別テーマを掲載しています。

基本施策に関連する主な取組みの内容を掲載しています。
分野別計画では、この内容を踏まえ、基本目標の達成に向けた具体的な取組みを推進します。

【重点】は特に重点的に実施する取組みです。

関連するトピック(関連する具体的な事業や情報)の番号を記載しています。

基本施策に取り組む主な担当課(令和6年度の組織・機構の改正による課名を記載)と扱い手を記載しています。「公」は市の担当課、「民」は社会福祉協議会や関係機関(市が委託しているのも含む)、地域組織などの民間の担い手になります。

基本施策の主な取組みを実施することでめざす6年後の豊中の姿について、代表的な内容を掲載しています。

基本目標1 包括的、継続的な支援体制の整備・強化

現状と課題

- ▼ 課題・不安を抱えながらSOSが出せず、相談窓口・機能につながらない、つながりづらいケースがあり、特に孤独感が強い人でその傾向が強くなっています。また、SOSが出せないことが一層の社会的孤立につながっています。
- ▼ 相談窓口・機関などでは相談件数、複合的な課題に関する相談件数も増加しており、従来のように分野別の相談支援体制では対応しきれないケースもあり、多分野・多職種間のより円滑な連携が必要な状況です。
- ▼ 人口減少・高齢化が進み、医療や福祉などの支援を必要とする人の増大が予測される中で、まずは、一人ひとりが心身とも健やかに暮らせるよう、ライフステージやそれぞれの状態に応じた予防的アプローチが求められています。
- ▼ 年齢や障害の状態に応じて受けられる制度が変わった時に、円滑に移行できない場合があり、各種支援サービスの充実だけではなく、それぞれのサービスが切れめなく提供される必要があります。

めざすべき社会(6年後の豊中の姿)

- ◎ 複合的な課題を抱える人・世帯が、包括的かつ継続的な支援を受けることができています。
- ◎ 課題や不安を抱える人や生きづらさを感じる人などが地域で孤立せず、早期に必要な支援につながっています。
- ◎ 誰もが一人ひとりのライフステージや状態などに応じて、専門職による様々な予防事業を活用しながら、心身機能の維持・向上に取り組んでいます。
- ◎ 年齢や障害の状態の変化とともに対象となる制度が変わったとしても、切れめなくサービスを受け、自分らしく暮らすことができます。



課題や不安を抱える人が、孤立することなく、早期に必要な支援につなげていくことができる環境・体制づくりに取り組むとともに、複合的な課題に対応する相談機能の充実や、年齢・分野などで切れめのない包括的支援体制を強化します。

基本施策1－1 どのような困難にも対応できる包括的支援の強化

基本施策1－2 様々な気づきを支援につなぐための相談機能の充実

基本施策1－3 QOL（生活の質）の向上に向けた専門職による予防的アプローチの展開

基本施策1－4 困難に応じた支援サービスの充実と切れめのない継続的な支援体制の構築

基本施策1－1 どのような困難にも対応できる包括的支援の強化

《個別テーマ1 相談支援体制の強化》

包括的な相談支援体制の基盤となる分野別の専門的な相談支援ネットワークの強化をめざします。また、分野別の相談支援体制では解決が難しい複合的な課題や制度の狭間のニーズなどに対応するため、分野横断型の支援体制の構築・強化を図ります。

主な取組みの内容

- ① 多機関協働推進事業を通じて、複雑化・複合化する課題の解決に向け、迅速に支援方針を決定します。また、支援の方向性や進捗を管理するコーディネーター役を配置し、適切に支援を進めます。**【重点】 トピック 1-1-1**
- ② 成年後見制度の利用促進に向けて、本人を中心とした権利擁護の支援ができる体制づくりに取り組むとともに、体制強化のため関係者が主体的に連携する仕組みづくりに取り組みます。
【重点】 ※詳細についてはP48「豊中市成年後見制度利用促進計画」を参照ください。
- ③ 犯罪や非行をした人の再犯防止に向けた地域の理解促進をはじめ、社会復帰のための継続的な支援体制の構築、保護司など更生保護の担い手への支援を充実します。
※詳細についてはP50「豊中市再犯防止推進計画」を参照ください。
- ④ 地域包括支援センターや障害者相談支援センター、くらし再建パーソナルサポートセンター、はぐくみセンター、保健所、児童相談所などの各分野の相談支援ネットワークにより、多分野・多機関が連携して支援に取り組みます。

主な担当課 担い手	《公》地域共生課、福祉事務所、障害福祉課、長寿安心課、こども安心課、こども支援課、くらし支援課、医療支援課、保健安全課、人権政策課 など 《民》社会福祉協議会、地域包括支援センター、障害者相談支援センター、権利擁護・後見サポートセンター、民生・児童委員協議会、校区福祉委員会、保護司会 など
--------------	--

主な取組みの実施による6年後の豊中の姿

- ◎ 多機関連携会議において、月1回の定例会議を開催し、新たな要支援者に対応するとともに進捗管理を行っています。
- ◎ 複合的な課題などを抱える要支援者の支援について、すでに関わりがある支援機関だけではなく、今後の関わりが検討される支援機関からも積極的な協力が得られています。
- ◎ 福祉関係各課の情報共有の手段としてシステムを導入・活用し、要支援者に関する現状を迅速かつ正確に把握することで、多機関協働による支援体制が強化されています。

トピック 1-1-1 多機関協働推進事業の取組み

令和3年（2021年）の社会福祉法の改正にともない、本市においても多機関協働推進事業に取り組んできました。しかし、分野別・対象者別をこえた支援という「理念」と属性ごとの専門制度の中で支援する「現状」の中、より円滑に連携する必要がありました。

そこで、地域包括支援センターや障害者相談支援センターをはじめとする支援機関にヒアリングを行ったところ、大きく3つの問題点が浮き彫りになりました。

問題点1：多機関連携の仕組みが現場任せ

複雑化・複合化した課題を抱える世帯への対応において、最初に関わった支援機関が抱え込む事例が多くありました。様々な支援機関の調整も、最初に関わった支援機関が行うなど、多機関連携の仕組みが現場任せとなっていました。

問題点2：支援者個人の経験やスキルに依存しがち

多機関で連携して支援を行うために、様々な支援機関を調整していく必要があります。その調整には多くの手間と時間を要するとともに、支援者同士のネットワークや経験などの影響が大きく、属人的な手法に頼ったものになりがちでした。

問題点3：多機関協働推進事業における支援会議※が十分に機能していなかった

多機関協働推進事業で複雑化・複合化する課題に対応するため支援会議を設置しています。これまでには、依頼から会議の開催までに時間がかかったり既存の支援の仕組みとのすみ分けを厳格にしていたりしたことで取り扱う案件も限られていました。結果として、上記の問題点1、2につながっていたと推測されます。また、支援会議では情報共有を行うとともに支援の方向性を検討していますが進捗管理など全体のモニタリングを行う役割が不明瞭でした。

※ 社会福祉法第106条の6に定める会議で、参加する支援機関などの構成員に対し守秘義務を設けつつ、それぞれが把握している情報の共有を可能とし、必要な支援の検討を円滑にするもの。

このような問題点を踏まえ、令和4年度（2022年度）に発足した市の「暮らしやすさ向上プロジェクト」で、各種支援機関の現状をヒアリングしながら多機関連携における新たな相談支援体制について検討し改善しました。新しい相談支援体制のポイントは次の3点です。

ポイント1：各相談支援機関の中心となる事務局を設置

複雑化・複合化した課題に支援機関が対応するためには、各機関の連携が欠かせません。また、課題を抱える人が複数いる世帯では、各属性に応じてそれぞれ支援するのではなく世帯として支援方針を定めることが望ましいです。そこで、各機関の中心となる多機関協働事務局を地域共生課に設け、世帯での支援方針やそのために各機関が担う役割の決定、そこに至る調整を行うことで、連携を促進するとともに現場の負担を軽減します。

ポイント2：人員体制を再編成

各機関が連携し支援方針を定める際の調整や、支援方針決定後の要支援者のモニタリングをきめ細やかに行うため事務局に地域ごとの担当者を設けました。また、専門的な知見が必要な要支援者に対応するため、医療や教育などの専門的な人をアドバイザーに迎えました。多機関協働をより一体的に推進するための兼務職員を配置するなど、各支援機関の連携やサポートを強化するために体制を構築しました。

ポイント3：より効果的な支援会議の運用

従来の支援会議は前述のとおり問題点も大きかったため、以下のとおり改めました。

多機関連携会議

支援機関のケース担当者が中心となる会議。

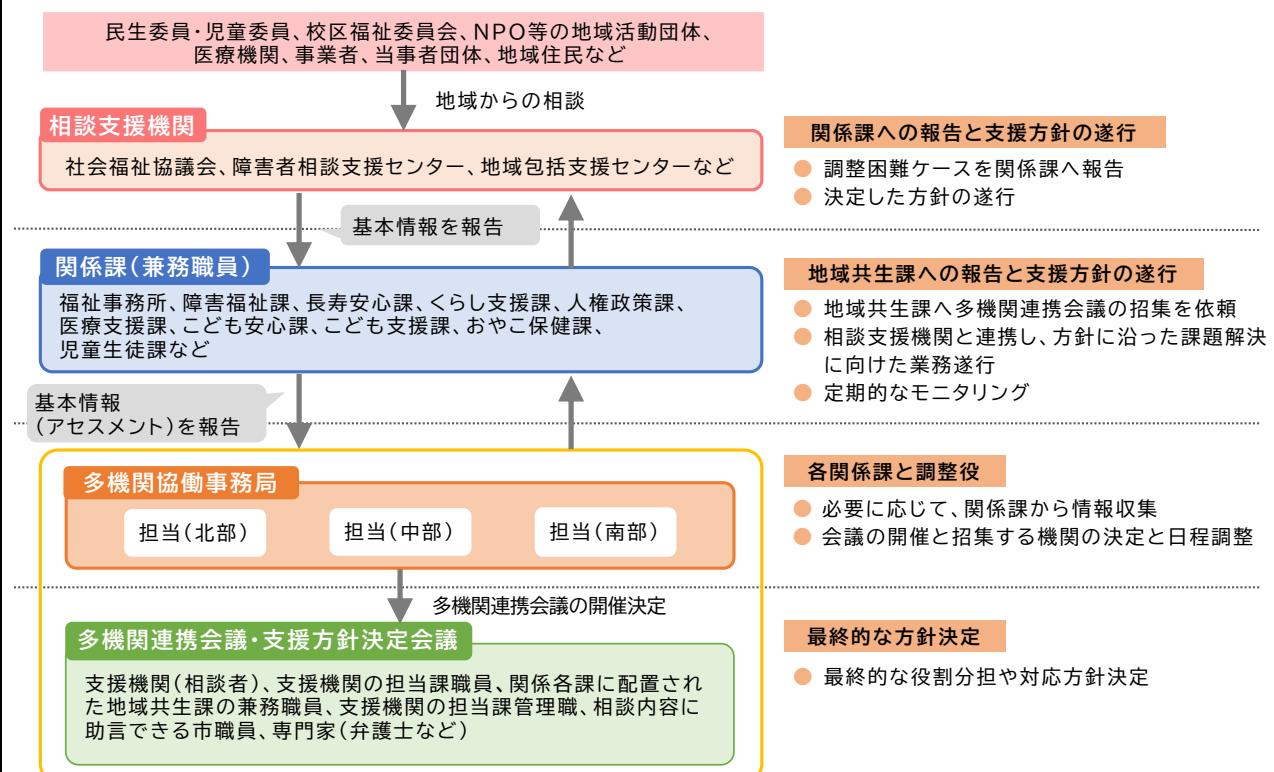
- ・会議や多機関連携の調整を地域共生課が担うことで、各支援機関の負担を軽減。
- ・ケース担当者が中心の会議なので、状況に即した柔軟な会議運営が可能。
- ・世帯全体の支援方針である「トータルケアプラン」の作成と進捗管理を地域共生課が担う。

支援方針決定会議

ケース担当者のほか管理職も参加し、市としての最終方針を決定する会議。必要に応じて、医療や教育などの専門的な人を招集し、助言を受けることができる。



【相談から支援の流れの図】



基本施策1－2 様々な気づきを支援につなぐための相談機能の充実

《個別テーマ1 相談支援体制の強化》

三層構造（市全体・日常生活圏域・小学校区）での相談支援ネットワークを活用することで、地域での「気づき」を各分野の相談機関・専門職が共有し、支援が必要な人を適切な支援につなぐ相談機能を充実します。

主な取組みの内容

- ① 民生委員・児童委員や福祉なんでも相談、就労支援窓口など、各機関の「気づき」から支援機関につながる仕組みを強化します。 **トピック1-2-1**
- ② 子どもや子育てなどに関わる様々な気づきを支援につなぎ、切れめのない相談機能を充実します。 **トピック1-2-2・3**
- ③ ひきこもりやごみ屋敷問題など制度の狭間の課題を抱える世帯にも、支援を届けることができる仕組みを構築します。

主な担当課 扱い手	《公》地域共生課、福祉事務所、障害福祉課、長寿安心課、こども安心課、こども支援課、子育て給付課、児童生徒課、暮らし支援課、医療支援課、人権政策課 など 《民》社会福祉協議会、地域包括支援センター、障害者相談支援センター、民生・児童委員協議会、校区福祉委員会 など
--------------	--

主な取組みの実施による6年後の豊中の姿

- ◎ 三層構造の小学校区における相談支援ネットワークに多くの団体が参加し、地域での様々な気づきを各分野の相談機関・専門職に共有されている体制が構築されています。
- ◎ 行政と三層構造の日常生活圏域の相談窓口において、所管業務以外の困りごとも受けとめ、適切な支援につなぐ体制が構築されています。

トピック 1-2-1 豊中しごと・くらしセンターを開設

庄内コラボセンターに「しごと」と「くらし」の相談窓口を開設し、働き方やキャリアに関する相談だけでなく、日々のくらしの中での困りごとをワンストップで相談することができる体制を整備しました。生活困窮のきっかけである失業という機会をとらえて、しごと探しの段階で生活困窮リスクを早期に発見し、必要な支援を速やかに行うことをめざしています。

支援の事例

不登校やひきこもりにより学習機会を喪失してしまった20歳代男性が、これまで社会との関わりがほとんどなかったため、居場所プログラムに参加しました。

外出や他者とのコミュニケーションを訓練したのち、飲食店での体験実習や清掃体験講座にも参加し、これらの支援を通じて自信回復や意欲喚起につながりました。また、支援者側も相談者の真面目な性格のほか、地道な繰り返し作業が得意などの強みや職業適性を把握できしたことから、職種や業種を絞ったうえで企業見学などの支援を実施し、本人が興味を示した企業での体験実習などを経て採用が決定しました。

なお、就職後も就労継続できるよう相談・助言することで、定着支援を行っています。

相談者の状況は多様です。豊中しごと・くらしセンターでは、相談者の状況をふまえた支援方針を策定し、職業紹介だけではなく、生活面の改善を含めたくらし全般を支援します。

トピック 1-2-2 はぐくみセンターを設置

令和5年(2023年)4月に改正児童福祉法に規定する「こども家庭センター」の機能をもつ「はぐくみセンター」を設置しました。すべての妊産婦・子ども・子育て家庭を対象とし、妊娠前から子育て期にわたる切れのない包括的な支援を行います。

また、地域の相談支援体制を整え、支援サービスの量・種類を確保します。そして、同センターに属する各課による合同会議にてサポートプランを作成し、一人ひとりのニーズに応じた支援を提供します。

支援の事例1

子どもの育児不安に悩んでいる保護者からこども総合相談窓口に電話相談がありました。ひとり親家庭で、保護者の仕事からくるストレスに加えて、3歳の子どもの癪などでも育てにくさもあり、心身ともに疲れ切っていました。

はぐくみセンターから保育教諭と心理職員が家庭訪問したところ、保護者には頼れる親族などがおらず、家事・育児に支援が必要な状況が分かりました。保護者の同意を得て、子どもが通う保育園に様子を確認したところ、発達における課題があることが分かりました。

確認した内容をもとに、同センター内で合同会議を開催。訪問家事育児支援及び子どもの発達相談を含むサポートプランを作成し、同センターの各課が連携して支援を行っています。

トピック 1-2-2 のつづき 教育と福祉の連携

支援の事例2

小学校から SSW^{*}も参加している校内ケース会議などを経て、こども・教育総合相談窓口に、登校できていない子どもについて相談がありました。きょうだいにも不登校歴があることから、背景には学習面のしんどさだけではなく、生活リズムが整いにくい家庭環境にも課題があると考えられました。学校は定期的に家庭訪問を行い、子どもや保護者の状況を把握し、市とも連携していましたが、なかなか登校にはつながりにくい状況でした。

そこで、SSW ときょうだいの在籍校も連携し聞き取りをした結果、きょうだいが家事を担っており、家事育児支援が必要な状況が分かりました。その後、学校が CSW とも連携し食材支援を通じたアウトリーチも行い信頼関係を築いた結果、家事育児支援の利用につながり、子どもも登校ができるようになりました。引き続き教育と福祉が連携して支援を行っていきます。

*スクールソーシャルワーカー (School Social Worker) の略。教育分野と社会福祉などの知識・経験を有する専門職。

トピック 1-2-3 ヤングケアラーの相談窓口の設置

令和4年(2022年)4月にヤングケアラー専用相談窓口を開設しました。ヤングケアラーファミリーは、家族が複合的な課題を抱えた結果が子どもの負担という形で表出する場合が多く、大人への支援も含めた多分野・多機関が子どもの負担を軽減する視点をもって世帯を包括的に支援する必要があります。この窓口を中心として、福祉をはじめ関係分野が情報や支援方針を共有し連携して支援を行っています。多くの課題を抱えながらも自ら SOS を出せない、支援を好まない家庭もあります。

子どもや家族の思いを理解し丁寧に寄り添いながら必要な支援につなげていけるよう、今後は関係機関職員などの伴走支援力向上にも取り組んでいきます。

支援の事例

ひとり親家庭で、保護者は発達障害傾向があり家事や対人関係が苦手、小学生のきょうだいにも発達障害があり、中学生の本児が「親の苦手な料理や片付け、きょうだいの世話」などの多くを担っていました。

本児の欠席が増えたことを心配した担任が理由を聞いたところ、「家の手伝いが大変。寝ても疲れが取れない。勉強する時間がない。毎日イライラする。」と漏らしました。

そこで、学校が保護者と相談した結果、ヤングケアラー担当が家庭を訪問し、保護者の抱えるしんどさや悩みの傾聴を重ね、小学生の子の登校支援・放課後等デイサービスの利用につなげるとともに家庭の役割分担を見直したことでの、ケア負担は以前より軽減しました。現在、学校は本児の心のサポート（本音や愚痴を話せる場）、ヤングケアラー担当は保護者の心のサポートを行いながら、障害福祉サービス事業所とも連携して子どもと保護者を見守っています。ヤングケアラー担当が中心となり支援者間で家庭の様子や変化を共有し、各支援者も孤立せず安心して家庭と接することができるよう心がけています。

基本施策1－3 QOL（生活の質）の向上に向けた専門職による予防的アプローチの展開

《個別テーマ2 QOL（生活の質）の向上に向けた予防的アプローチの展開》

市民一人ひとりが自らの心身の健康の保持増進に努め、年齢に関わらず健やかに暮らせるよう、多職種連携による予防事業を推進します。

また、疾病予防や介護予防、認知症予防などの各種事業が連動を意識した事業展開をめざします。

主な取組みの内容

① 認知症について青年期からMCI^{*}の人を中心に正しい知識の啓発に取り組み、早期発見による進行の防止とともに、早い段階からの専門職による相談支援体制を強化します。【重点】

トピック 1-3-1

* 正常な状態と認知症の中間であり、認知機能の低下がみられるものの、日常生活には支障をきたすほどではない状態を軽度認知障害 (Mild Cognitive Impairment:MCI)といいます。

② 通所訪問型短期集中サービスを市全体で実施し、低下した生活機能を改善するための支援を行い、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援します。【トピック 1-3-2】

③ 保健事業と介護予防を一体的に取り組み、低下した生活機能を改善し、疾病の重症化や介護の重度化を防止するための施策を推進します。

主な担当課 担い手	《公》健康推進課、長寿安心課 など 《民》地域包括支援センター など
--------------	---------------------------------------

主な取組みの実施による6年後の豊中の姿

- 医療や地域包括支援センターなどの相談機関から、認知症支援教室や介護予防教室につなげることで参加者が増加し、運動や予防に効果がある生活習慣がより市民に浸透しています。
- 医師や看護師、リハビリ専門職などが関わる予防教室や講演・研修会などの予防事業を通じて、疾病や介護、認知症予防を推進することで、低下した生活機能を改善した市民が増加しています。

トピック 1-3-1 認知症支援教室

物忘れなど軽度の認知機能の低下やその疑いのある高齢者に向けて、認知症の進行予防に効果があるとされているデュアルタスク運動※や講話を組み合わせ、適切な生活習慣を獲得できる認知症支援教室を実施しています。

※ 「体を動かす（運動の課題）」「何かを考える（認知の課題）」といった2つの事を同時に行う運動です。単純な運動よりも脳が刺激され認知症の進行予防に効果があるとされています。（例：ウォーキングしながら暗算したりと/orする。足踏みしながら歌を歌う。クイズに答える。など）

支援の事例

地域包括支援センターと連携して、対象者に教室への参加を勧奨し、3か月間、週1回の教室参加で上記事業を実施しました。また、自宅で取り組むプログラムを教室参加中に習得し、教室終了後も運動や予防に効果がある生活習慣が継続できるよう支援しました。さらに、利用者の状況に応じて、専門医療機関や介護保険サービスへつなぐなどの支援を実施しました。

【認知症支援教室の利用者の声】

- ・体と頭を使ってとても楽しかったです。家でもなるべく続けていきたいと思っています。
- ・食事会など色々な集まりへの参加のほか、運動、脳トレもていきたいと思います。
- ・ひきこもりがちになっていたのですが、外出する機会が増えました。

トピック 1-3-2 アセスメント支援訪問と豊中はつらつ教室

ケアマネジャーが要支援認定者や介護予防が必要な人を訪問する際にリハビリテーション専門職も同行し、生活機能の改善に必要なケアプランを作成することをアセスメント支援訪問といいます。専門職が短期集中的に指導することで、自立した日常生活の継続に向けた生活機能の改善が期待できることから、豊中はつらつ教室※の活用を促進しています。

※ 生活機能を迅速に改善するため、理学療法士など多職種が連携し3か月の間に指導する通所訪問型短期集中サービス

支援の事例

生活機能は自立し、地域活動にも参加していた80歳代女性が、転倒・外傷をきっかけに外出の機会が減り、歩行能力が低下しました。その後、要介護認定をきっかけに、豊中はつらつ教室を利用し多職種の支援者からアドバイスを受けながら、運動や食事改善に取り組んだ結果、転倒前の歩行能力を取り戻しました。

【豊中はつらつ教室の利用者の声】

転倒し怪我をしてから閉じこもりがちだったのですが、豊中はつらつ教室を利用したことをきっかけに歩くことができるようになりました。そのおかげでまた散歩や買物にも行けるようになりました。

基本施策1－4 困難に応じた支援サービスの充実と切れめのない継続的な支援体制の構築

《個別テーマ3 切れめのないサービス提供体制の充実》

市民一人ひとりが抱える不安・悩み・課題などに対応し、自分らしく地域で暮らすことができるよう、年齢・分野・制度の概念をこえ、継続的かつ細やかな支援に取り組みます。

主な取組みの内容

- ① 医療と福祉の連携を強化し予防や早期対応ができる認知症医療体制を地域ごとに構築します。
【重点】トピック1-4-1
- ② 医療と介護の連携や在宅医の支援強化などを通じて、各地域の在宅医療体制を構築します。
トピック1-4-2
- ③ 福祉的に課題がある人への支援が年齢や進路など環境の変化で途切れることがないよう、地域移行や自立生活などのために寄り添ったサポートを充実します。
トピック1-4-3
- ④ 福祉分野の課題を抱えていることで住まいの確保が困難な人の支援に取り組むとともに、自立した生活への移行を促進できる仕組みづくりをします。
トピック1-4-4
- ⑤ 発信を強化し情報を的確に届けるなど外国人支援を強化します。また、女性支援を充実させるためワンストップサービスを推進します。
トピック1-4-5
- ⑥ 介護・障害福祉サービス事業者が子ども分野にかかる居宅訪問型保育事業（ベビーシッター）や一時預かり事業、短期支援事業などのサービスを一体的に提供できるよう、豊中市独自のサービス形態の創出に必要な環境を整備します。
トピック1-4-6

主な担当課 担い手	《公》地域共生課、医療支援課、保健安全課、長寿安心課、障害福祉課、住宅課、 人権政策課、くらし支援課、おやこ保健課、児童生徒課 など 《民》社会福祉協議会、地域包括支援センター、障害者相談支援センター、 居住支援協議会 など
--------------	---

主な取組みの実施による6年後の豊中の姿

- 年齢・分野・制度の概念をこえ、一人ひとりの状況や状態などに寄り添った切れめのない継続的な支援体制が構築されています。
- 年齢、対象に関わらない一体的な豊中市独自のサービス形態が整備されています。

トピック 1-4-1 認知症専門医などとの連携による認知症医療体制の強化

医療機関が、認知症の疑いがある人を把握した際に、本人の同意のもと情報提供を受けた市が地域包括支援センターと調整し、その人の認知機能に応じて、認知症支援事業や介護・福祉サービスの利用を支援します。

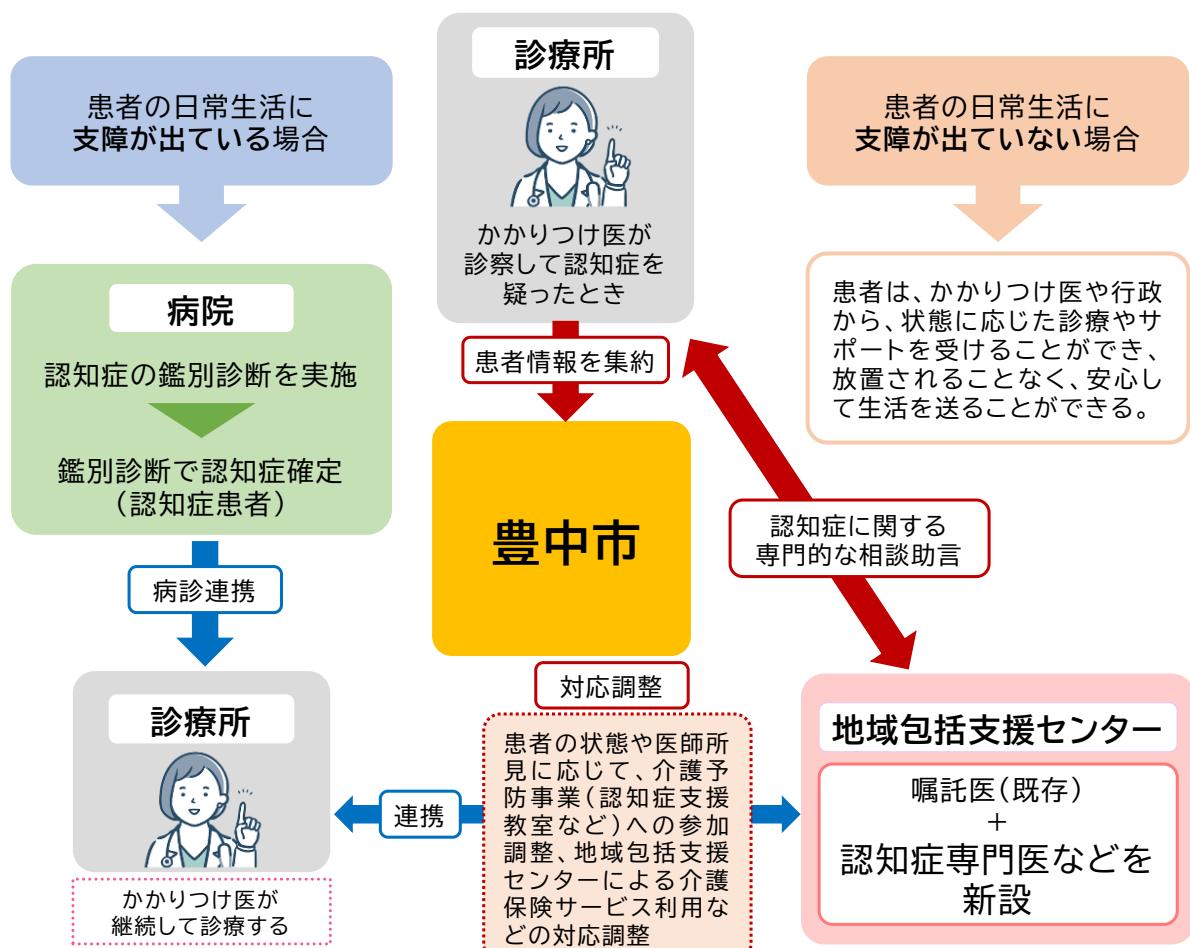
また、地域包括支援センターに配置している嘱託医に加え、認知症と診断された人をどのように診療するかの助言・相談などのコンサルティングを行う認知症専門医などを配置し、かかりつけ医などの医療機関をサポートします。

支援の事例

認知症の疑いがある一人暮らしの80歳代の母を娘が心配してかかりつけ医に診てもらいました。かかりつけ医は本人の同意のもと、医療支援課に情報提供し、長寿安心課、地域包括支援センターとも連携することで、認知症支援事業や介護・福祉サービスなどの支援につながりました。

かかりつけ医は地域包括支援センターに配置されている認知症専門医などと連携することでより適切な診断ができるようになります。

【認知症患者医療体制フロー図】



トピック 1-4-2 在宅医療体制の強化

具体的な取組み内容

■地域の診療所をグループ化し在宅医療を支える体制を構築

- ・地域で在宅医療が必要になった場合、かかりつけ医が対応できない時にサポートします。
- ・患者が病院から退院する時、かかりつけ医をもっていない場合に対応します。

■在宅医のグループをサポートする体制を構築

- ・在宅医療の中心的な役割を担う診療所がグループ化を行い、歯科や皮膚科などの専門診療科や訪問看護など多職種がグループをサポートします。
- ・サブアキュート病床※を持つ病院が、在宅医へ空床情報を提供し、入院を要する在宅患者が円滑に入院できるようサポートします。

※ 重装備な急性期入院医療まで必要としないが、在宅や介護施設などにおいて症状の急性増悪した時に患者を受け入れる病床のこと。

支援の事例

在宅医療を受けている高齢の女性が、別居している子どもに「今朝からお腹の調子が悪い。お世話になっているかかりつけ医に診てもらいたいが臨時で休診しているようだ。」と連絡がありました。以前、かかりつけ医から教えてもらっていた在宅医グループのことを思い出し、すぐに別の在宅医に母を診てもらうことができました。

在宅医グループを構築することで、かかりつけ医の不在時にも地域で在宅医療が必要な患者に対応することができ、患者は安心して生活を送ることができます。

すべての人が在宅でも希望した医療を受けられる医療体制構築

- ①医療の質が向上できる体制
- ②医師の負担を軽減した持続可能な体制

支援・調整
(カンファレンスの運営・研修会開催など)

豊中モデルグループ

在宅医のグループをサポートする
サブアキュート病床を持つ病院



豊中市

在宅医のグループをサポートする多職種
(在宅医療・介護連携支援センター運営事業
の多職種グループを活用)

在宅医のグループをサポートする
他科診療所



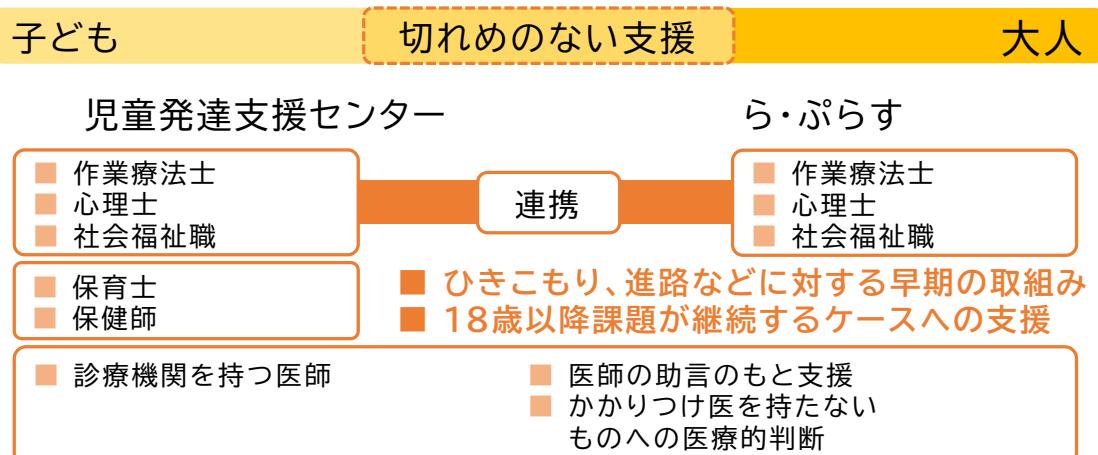
トピック 1-4-3 発達障害者支援における切れめのない支援体制

児童発達支援センター^{*1}と障害福祉センターひまわり内の相談窓口ら・ぷらす^{*2}では、15歳～18歳の障害のある人が円滑に成人期の支援体制に移行することができるよう連絡会を設けています。連絡会ではひきこもり、進路などに対する早期の取組みや18歳以降課題が継続するケースについて支援を検討しています。支援にあたっては、両センターに兼務配属されている医師や作業療法士などが医療的視点から助言し、支援の質の向上をはかっています。

あわせて高校等教育機関や放課後等デイサービスなどの事業所と課題共有するとともに、市内7か所の障害者相談支援センターと連携してケースの見立てを行うなど、切れめのない相談支援体制の構築をめざします。

*1 障害や発達に課題のある子どもが障害の種別に関わらず、成長段階に応じて総合的かつ切れめのない支援を提供します。

*2 発達障害者支援(ら・ぶらす)とは、発達障害またはその疑いがあり、日常生活での不便さやひきこもりなどの悩みを抱える人や家族からの相談に専門職が対応、支援します。



支援の事例

知的障害のある17歳の子どもの母親から、今後の進路と福祉サービスについて児童発達支援センターに相談がありました。母親は就職や進学先で様々な配慮がなければ適応することが難しいと思っていましたが本人にはその自覚はなく、進路の選択にあたり、障害者の求人や福祉サービスに関する情報の理解、進路決定に至るまでの時間が必要でした。

そこで、児童発達支援センターが、ら・ぶらすと連携し、本人の抱える課題や希望を整理したり理解を深めたりするとともに、高校等教育機関とも一緒に母親へ助言や情報提供を続けました。

その後、配慮を受けながらの就労を視野に入れた支援が必要と本人も理解し、地域若者サポートステーションとも連携した結果、就職が決まりました。

トピック 1-4-4 住まいの確保に向けた支援を強化

平成30年度(2018年度)に設置した豊中市居住支援協議会のネットワークを活用し、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居をめざして不動産事業者団体や福祉事業者団体と連携をしてきました。今後は福祉分野との連携を一層強化することで、課題を抱える世帯に対して住まいの確保などに向けた継続的支援体制を構築します。

その取組みの一つとして、市営住宅を活用しエレベーターがない建物の上階など、一般募集では応募が少ない住戸を活用した居住支援事業を実施します。

福祉的な支援が必要な住宅確保要配慮者に対して低廉な家賃の住まいと生活支援をセットで提供し、自立した生活へと移行ができるよう支援します。

支援の事例

就労をめざす若者などに、一定期間低廉な家賃の市営住宅を提供し、その間、暮らし再建パーソナルサポートセンターが家計相談による生活再建や就労相談を行い、安定した収入を得て自立生活ができるよう支援する事業を実施します。自立生活後も引き続き、職場環境で困ったことなどがあれば適宜暮らし支援課が相談に対応しながら、就労状況を見守るなど、就労継続できるよう支援します。

トピック 1-4-5 女性支援のワンストップサービスの推進

女性支援を拡充し、日常生活や社会生活上の困りごとなど困難な問題を抱える女性からの相談をワンストップで行うことができる体制を整備します。地域で関係機関や民間団体との連携による、総合的な支援を行います。

困難な課題

- DV
相談内容の複雑化、深刻化、[デートDVの低年齢化](#)
- 性犯罪・性暴力
[SNSを利用した性被害](#)、セクシュアル・ハラスメント等
[若年女性が被害に遭いやすい](#)
- 心身の健康に不安がある
女性特有の健康問題や発達障害等
- 貧困
低賃金、無年金等
- 孤独・孤立
頼ることのできる親族等がない、居場所がない
- 住宅の確保
民間賃貸住宅等に入居できない
- 就労・就労継続
働きたいけど働けない、どうしたらいいか分からない



困難な問題を抱える女性

- DV被害者
- 性暴力被害者
- ひとり親
- 非正規シングル
- など

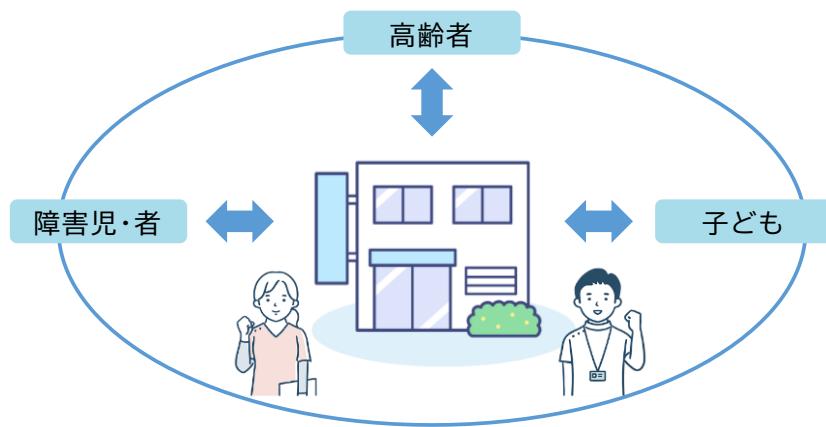
女性総合相談支援窓口

- 支援が必要な女性を支援につなげます。
- 複雑・複合的な問題の解決をめざします。
- 支援計画を作成し、進捗管理を行います。
- 同行支援、訪問支援等の伴走型支援を行います。
- 制度の利用に関する情報提供、助言を行います。
- 連携先の提示、専門機関の紹介を行います。

トピック 1-4-6 新たな豊中市独自のサービス形態の創出

介護・障害福祉サービス事業者が子ども分野にかかる居宅訪問型保育事業（ベビーシッター）や一時預かり事業、短期支援事業を実施する際には明確な基準が設けられておらず、原則的には提供場所や従事者などの区分が求められています。

年齢・対象に関わらず、同一事業所で一体的なサービスが提供できるよう、子ども分野を含めた豊中市独自のサービス形態が提供できるよう必要な環境の整備をめざします。



基本目標2 安心・安心で活気あふれる地域づくり

現状と課題

- ▼ 孤独感が強い人を中心に、居場所や地域とのつながりへのニーズが高くなっています。
- ▼ ボランティアや市民公益活動などの参加者・団体数は増加傾向にあり、多様な主体によるテーマ型の活動が展開されています。また、市民力・地域力の源泉となる地域での活動に関心・意欲のある市民などは一定数存在しており、活動につなげていくことが必要です。
- ▼ 地域での福祉活動、コミュニティ活動などについては、依然として担い手不足や高齢化などが大きな課題となっています。また、コロナ禍などの影響により地域活動に参加する人が減少し、地域活動が停滞しているケースもあります。

めざすべき社会(6年後の豊中の姿)

- ◎ 年齢や性別、障害の有無、国籍、その他の個々の背景や事情に関係なく、誰もが居場所や役割を持ち、個々の状況に応じて活動・活躍できています。
- ◎ 多様な主体の参加・参画により、身近な地域での日常的な支え合い体制や災害時の避難支援体制が構築されています。
- ◎ 福祉分野の枠をこえた多様な主体が地域活動に参加・参画することで、地域福祉に関する市民力・地域力が維持・向上し、地域課題の解決に向けた多様な活動が展開されています。



市民力・地域力の維持・向上に向けて、地域課題の解決に向けた活動などに気軽に楽しく参加・参画できる環境・仕組みづくりや、多様な主体のつながりづくりを進めます。また、多様な居場所づくりや社会参加、活躍の促進とともに、支え合い、災害時の支援の充実など、誰もが安全・安心に暮らしていける地域づくりについて、市民・事業者・行政がともに考え、ともに取り組みます。

基本施策2－1 QOL（生活の質）の向上に向けた社会参加の促進

基本施策2－2 地域での支え合いの推進

基本施策2－3 地域での多様な主体間のつながりの促進

基本施策2－1 QOL（生活の質）の向上に向けた社会参加の促進

《個別テーマ2 QOL（生活の質）の向上に向けた予防的アプローチの展開》

市民一人ひとりが自らの心身の健康の保持増進に努め、年齢に関わらず健やかに暮らせるよう、ポピュレーションアプローチ※による市民の主体的な健康づくりや介護・認知症予防の取組みを進めるとともに、活動主体や拠点を増やし、多様な社会参加を促進します。

※ 地域全体の健康づくりなどのため、啓発や環境整備など、集団に対して働きかけを行うこと。

主な取組みの内容

- ① 介護・認知症予防や心身機能の維持・向上、健康づくりを推進するため、これらを啓発する通いの場※などを拡充します。【重点】 **トピック2-1-1**

※ 地域に住む高齢者の誰もが定期的に集まり、体操や趣味活動などを行い、交流を図ることができる場のこと。

- ② 身近な地域での市民の主体的な介護・認知症予防や健康づくりを促進するため、活動主体や拠点を充実します。

主な担当課 担い手	《公》健康推進課、長寿安心課、長寿社会政策課、保険給付課 など 《民》社会福祉協議会、地域包括支援センター など
--------------	---

主な取組みの実施による6年後の豊中の姿

- ◎ ポピュレーションアプローチによる市民の主体的な健康づくりや介護・認知症予防の取組みで社会参加が促進されています。
- ◎ 活動主体や拠点が増加しており、社会参加の選択肢が充実しています。

トピック 2-1-1　社会参加で介護予防

介護予防のためには、日常生活において「運動」「栄養」「社会参加」の三本柱を意識していくことが大切です。厚生労働省によると、社会参加の機会が多い人は少ない人と比べて、要介護認定に至りにくいといった研究報告もあります。

また、人々との交流は脳を活性化し、認知機能低下の予防や生活全体の充実にもつながります。

本市では介護予防を推進するため、様々な拠点でとよなかパワーアップ体操※を実施しています。また、運動をするだけでなく参加者との交流を通じて、地域参加の促進や地域のつながりづくりを進めています。今後はさらに活動主体や拠点を増やし、多様な主体による活動がより活発になることをめざします。

※ 市のリハビリテーション専門職が考案した下肢筋力強化を中心とした介護予防体操のこと。デュアルタスク運動（運動と認知課題を組み合わせた認知症の進行予防に効果があるとされる運動）と言語聴覚士が監修したオーラルフレイルを予防するお口の体操を付加しています。

【とよなかパワーアップ体操の利用者の声】

家の近くの体操グループに通っています。週に1度、みんなで集まって体操をすることが生活の楽しみになっており、テレビで見た体操などをみんなで紹介しあっています。また、半年に1回、体力測定や栄養講話があり張り合いもあります。メンバーとお花見に行くなど、楽しく活動しています。

【ぐんぐん元気塾※の利用者の声】

歩くのがつらく、初めの頃は家族に付き添ってもらわないと参加できませんでしたが、回を重ねるごとに1人で参加できるようになりました。自分のペースで続けられるし、ここでいろいろな方とおしゃべりできるのも楽しいです。

※ 地域のサロンなどで、住民主体の体操などを行い、交流の輪を広げる活動。

基本施策2－2 地域での支え合いの推進

《個別テーマ4 多様な主体による地域づくり》

災害時・緊急時でも支え合えるよう、普段から地域でのつながりや交流、支え合いを促進するとともに、ネットワークの構築・拡充などに取り組みます。

また、三層構造（市全体・日常生活圏域・小学校区）での相談支援ネットワークを踏まえ、身近な地域での見守りや交流活動・居場所などを通じた様々な場面での「支え合い」を促進します。

主な取組みの内容

- ① 平常時と災害時が連動した実効性のある避難支援体制を構築します。【重点】トピック2-2-1
- ② 地域で交流できる場や機会づくりなどを通じて、地域活動を活性化し、住民同士のつながりや支え合いなどを推進します。トピック2-2-2
- ③ 地域で課題を抱えながら社会的孤立に陥っている人などに対して、早期発見・早期対応のため相談を受けるだけではなくアウトリーチ型の支援を強化します。

主な担当課 担い手	《公》地域共生課、障害福祉課、長寿安心課、コミュニティ政策課、 地域連携課、危機管理課、人権政策課、デジタル戦略課、都市整備課 など 《民》社会福祉協議会、地域包括支援センター、民生・児童委員協議会、校区福祉委員会、地域自治組織、自主防災組織、ボランティア団体、事業者 など
--------------	---

主な取組みの実施による6年後の豊中の姿

- ◎ 災害時に自力で避難することが困難な避難行動要支援者や、情報が届きにくい外国人なども一緒に防災訓練などに参加しています。
- ◎ 地域でのつながりや交流、支え合いが促進されたことや、アウトリーチ型の支援が増えたことにより、社会的な孤立に陥っている人の早期発見・早期対応ができます。

トピック 2-2-1 防災につながる地域での「つながりづくり」

地域共生社会を実現するためには、市民一人ひとりが「自分ごと」として、地域課題の解決に取り組むとともに、世代や分野をこえてつながりを深めていく必要があります。

地域での地道なつながりづくりが、住民同士の安心や信頼関係を構築していきます。特に、災害時においては、日頃からの顔の見える「つながりづくり」が大事です。災害時に自力で避難することが困難な避難行動要支援者、情報が届きにくい外国人などは、地域の人とのつながりが薄い場合もあります。このため、各地域で実施される防災訓練に参加してもらうなど、日頃から「つながりづくり」ができるような体制を構築します。

また、災害時のシミュレーションを行うことは、自分自身を守る取組み（自助）や、地域や住民同士が互いに協力し防災活動を行う取組み（共助）につながります。市では全市一斉防災訓練を実施し、災害時の安否確認体制及び防災力の強化を図ります。

トピック 2-2-2 オレンジヤーで広がる地域の支え合い

本市では、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりのために、認知症サポーター^{*}養成講座を受講後、ステップアップ講座を修了した「オレンジヤー」が、認知症の人及びその家族などの困りごと支援に携わっています。

さらに、認知症の人及びその家族などが気軽に集える場、認知症に関する正しい知識や情報を得られる場として、認知症カフェの立ち上げや活動の支援をするとともに、オレンジヤーにも参加してもらうことで地域のつながりを作っています。

*認知症の人や家族を見守る応援者。

支援の事例

認知症カフェでは、各オレンジヤーが特技を生かしたプログラムを実施し、認知症の人やその家族と交流しています。中には、カフェへの往復が不安な方に付き添って参加しているオレンジヤーもいます。相手の話をしっかり傾聴することを意識し、安心して参加できる居場所づくりに取り組んでいます。

【オレンジヤーの声】

地域で困っている人がいたら声をかける、そのうちの一人が認知症かもしれないというだけ。自分にできることをちょっとだけでも見つけていきたいです。

基本施策2－3 地域での多様な主体間のつながりの促進

《個別テーマ4 多様な主体による地域づくり》

多様化・複雑化する個人・地域の課題を解決し、地域で活動する個人や団体など多様な主体間の開かれた有機的なつながりを促進するための場・機会づくり、相談機能・コーディネート機能の強化に取り組みます。

また、孤独感の強い人や支援が必要な人などが気軽に交流できる場・居場所づくりを進め、一人ひとりの状況などに応じて、地域で活動・活躍ができるような環境・仕組みづくりに取り組みます。

主な取組みの内容

- ① 市民一人ひとりの状況、状態、ライフステージやライフスタイル、興味・関心などに応じて、地域で具体的な活動に参加・参画できるよう、多様な場・機会の提供や新たな活動の創出、相談機能・コーディネート機能の強化に取り組みます。【重点】 **トピック2-3-1**
- ② より多様な主体が地域づくりに参画できるよう、地縁組織やテーマ型組織、民間企業などの連携を支援します。また、マンションなどの集合住宅が多い本市の特性を踏まえ、新たなコミュニティづくりを支援します。
- ③ 高齢者や障害のある人、子ども、外国にルーツのある人などが気軽に交流できる場・居場所づくりなどに取り組みます。 **トピック2-3-2・3**
- ④ 社会福祉法人などの社会貢献活動を促進するため、地域課題への対応や地域づくりへの参画に向けた環境整備や行政と社会福祉法人などとの協働に取り組みます。 **トピック2-3-4**
- ⑤ 多様な主体が連携・協働しながら地域課題などに対応できるよう、各分野における中間支援組織を強化します。

主な担当課 扱い手	《公》地域共生課、長寿安心課、障害福祉課、こども支援課、人権政策課、コミュニケーション政策課、地域連携課、長寿社会政策課、経営戦略課 など 《民》社会福祉協議会、地域包括支援センター、障害者相談支援センター、とよなか国際交流センター、事業者、市民公益活動団体、社会福祉法人 など
--------------	--

主な取組みの実施による6年後の豊中の姿

- ◎ 多様な場・機会の提供や新たな活動の創出、活動に関する相談・コーディネートに取り組むことで、今まで地域活動に参加したことがなかった市民も地域活動に参加しています。
- ◎ 様々な人が気軽に交流できる場・居場所が充実しています。
- ◎ 多様な主体が連携・協働しながら地域課題の解決に取り組むケースが増加しています。

トピック 2-3-1 地域で新たに取り組む協働事業への支援

自治会の加入率の低下、生活様式の多様化、共働き世帯の増加などでこれまで地域活動に取り組んできた団体は、活動の担い手確保が難しくなっています。今後も少子高齢化が進むとともに、定年の延長などで担い手の確保がさらに難しくなることが予想されます。一方で、働き方の多様化や定年退職により生まれた余暇に地域活動を模索する人、プロボノ※を志す人が増える兆しもあります。

このような社会情勢を踏まえ、既存団体に属さなくても地域活動を始められるような仕掛けづくりとして、NPOや事業者、今まで地域活動に参加していなかった人や学生など新たな地域の担い手となる人たちが連携できるような意見交換会や、地域内のNPO、事業者などが地縁団体と新たに取り組む協働事業など、地域活動を通じたつながりづくりを促進します。

※ 仕事で培った専門的なスキル・経験などをボランティアとして提供し社会課題の解決に成果をもたらすこと。



とよなか夢基金助成事業
子どもから高齢者まで一緒になったワーク
ショップ



地域の大会議
地域の未来を地域住民・団体・法人などが
一緒に考える様子

トピック 2-3-2 子どもの居場所ネットワークの構築強化

地域の多様な担い手による子ども食堂や学習支援などの「子どもの居場所」は、居場所ネットワークによる連携を図りながら全小学校区での展開をめざしています。さらに、全中学校区で設置をめざしている児童福祉法上の「児童育成支援拠点」などにより、養育環境などの課題を抱える児童に生活の場を提供するとともに児童や保護者への相談なども行っています。

今後は居場所ネットワークや児童育成支援拠点との連携を強化して、子どもの支援の必要性や各居場所の役割などについて重層的に支援していきます。

支援の事例

小学校の校長先生からはぐくみセンターに不登校傾向があり、食生活や生活習慣などの課題が見受けられる高学年の児童について相談がありました。

校長先生から保護者に話をして同意を得たうえで「児童育成支援拠点」を利用してもらうことにしました。支援拠点で、食生活を中心に行い、手洗いなどの生活習慣をつけ、規則正しい生活を継続できるよう支援するとともに、学校と連携し学習支援を行いつつ登校できるようにサポートもしました。

しばらく支援拠点に通ううちに、本児は「部屋を片付けて規則正しい生活をしたい。」と言いました。登校する回数も増えていきました。

トピック 2-3-3 外国にルーツのある人たちの居場所

とよなか国際交流センターでは次のようなことを実施しています。

子ども母語

外国にルーツを持つ小学生から中学生までの子どもを対象に、高校生・大学生のボランティアによる母語・母文化の学びを通じた居場所づくりを日曜日に隔週で実施しています。

支援の事例

ボランティアは外国にルーツを持っており、プログラムの実施だけでなく、子どものロールモデル^{※1}としても関わっています。仲間（ピア^{※2}）やボランティア（ロールモデル）との出会いを通じて自己肯定感が高まったという声が聞かれます。

※1 自分の行動や考え方など、お手本になる人。

※2 似た境遇の人。

学習支援・サンプレイス

外国にルーツを持つ小学生から高校生までの子どもを対象に、大学生などのボランティアによる学習支援、遊び、自己表現（ダンス）などを通じた居場所づくりを実施しています。

支援の事例

外国にルーツを持つボランティアの大学生が子どもの抱える悩みやニーズの最大の理解者として、細やかな対応を行っています。

また、新たなボランティアには研修を通じて、人権や多様性を大切にする場づくりへの理解を深めるとともに、母国で9年間以上教育を修了して来日した学生が「ダイレクト受験生」として高校受験の学習支援に取り組むケースもありました。

若者のたまりば

外国にルーツを持つ15歳から39歳までの若者を対象に、料理や遊びを通じて仲間（ピア）と出会い、交流できる場づくりを行っているほか、進学や就労に向けた支援を行っています。

支援の事例

日本で生まれ育った人や20歳代になってから来日した人など、多様な若者がやってきます。安心できる居場所とするため、外部の専門家の助言を受けながら、プログラムの検討・実施を進めています。活動では料理やゲームをしたり、イベントに出店したり、悩みについて語り合ったりするなど、みんなで居場所を作っています。

【支援者の声】

外国にルーツがある子どもたちにとって、日本語指導や教科学習などの支援は必要ですが、それと同時にピアやロールモデルとの出会い、自分のままでいられる安心できる居場所、親のサポートも大切だと考えています。



若者支援事業
15歳以上の外国にルーツをもつ若者が中心となった地域活動の様子

トピック 2-3-4 制度の狭間にも支援を届けている社会貢献活動

豊中市社会福祉施設連絡会は様々な課題に連携して取り組むため福祉事業者により設立されました。その活動の一環として、各事業者が運営する施設は 地域福祉の拠点としての位置付けられているほか、子ども食堂や生活困窮者への支援物資を提供し、連絡会の事務局を担う社会福祉協議会が支援物資を届けることで世帯の支援につながっています。

従来の福祉制度では対応が難しい課題を抱える人に支援を届けるためには、多様な担い手がそれぞれの「強み」を持ち寄る必要があります。地域共生社会の実現のためには、普段から地域に定着し福祉を提供している福祉事業者の役割は欠かせないものとなっています。

支援の事例

生活困窮やヤングケアラーなど課題を抱える子育て世帯に、配食を通じて見守りなどを行う子ども宅食事業。その際の食事は社会貢献活動の一環として、社会福祉法人愛和会やあけぼの会に提供をいただきました。

不登校だった児童の見守りでは社会福祉協議会が訪問を重ねた結果、絵を描くことへの興味を知ることができました。そのことがきっかけとなり、地域で開催される多くの人が共同で壁画を描く催しへ参加することに。「初めて達成感のあることに参加できた」と話してくれるなど、社会参加の一歩は充実したものとなった様子でした。

【子育て世帯の声】

お弁当だけでなく、届けてもらうときに相談が気軽にできたり、地域の事業を紹介してくれたりして助かっています。

社会福祉法人の社会貢献活動は、今後の地域づくりにおいて一つの核となっていきます。多様化する地域課題に対し、社会福祉法人と行政が協働することでお互いの強みを活かした取組みを推進し、「地域課題の発見」から「課題解決に向けた社会資源の開発」までの新しい仕組みを構築します。



社会福祉法人の地域貢献事業
(社福) 愛和会が作ったお弁当を届けに行く様子

基本目標3 地域福祉の持続可能性の向上

現状と課題

- ▼ 地域包括ケアシステム・豊中モデルの深化・推進に向けた分野横断型の体制の構築が必要です。
- ▼ 専門的な支援へのニーズが高くなる中、福祉分野を中心とした専門的な人材の不足が喫緊の課題となっています。
- ▼ 地域への愛着はあり、住民同士の助け合いなどが必要と考える市民は多くなっていますが、具体的な活動への参加率は減少傾向です。地域福祉を「自分ごと」として捉え、活動につなげていくことが重要です。

めざすべき社会(6年後の豊中の姿)

- ◎ 市職員の人材育成及び体制強化により、地域福祉のマネジメント機能が強化されています。
- ◎ 地域福祉を支える専門的な人材の育成・確保が進み、活躍しています。
- ◎ 多くの市民が地域福祉を「自分ごと」と意識し、具体的な行動に取り組んでいます。



地域福祉において行政によるマネジメント機能の強化や、地域福祉を支える専門的な人材の確保に取り組みます。また、担い手となる住民の支援・育成に取り組みます。

基本施策3－1 行政による地域福祉のマネジメント機能の強化

基本施策3－2 地域福祉を支える専門人材の確保・育成

基本施策3－3 福祉などに対する関心・意識の向上

基本施策3－4 地域福祉を支え、推進する市民の育成・支援

基本施策3－1 行政による地域福祉のマネジメント機能の強化

《個別テーマ1 相談支援体制の強化》

地域包括ケアシステム・豊中モデルの深化・推進に向けて、行政職員の人材育成をはじめ、福祉分野だけでなく分野横断型の体制構築などに取り組み、行政による地域福祉のマネジメント機能を強化します。

主な取組みの内容

- ① 地域の特性を把握し住民と同じ視点に立ちながら、地域づくりに取り組むことができる協働型職員を育成します。【重点】 **トピック3-1-1**
- ② 様々な福祉制度の知識を有し、支援が必要な人へ解決に向けた幅広い提案ができるとともに、各分野を調整し包括的な支援につなげることができる職員を育成します。【重点】
- ③ 地域包括ケアシステム・豊中モデルを深化・推進するため、組織横断的な取組みなどを通じて地域福祉のマネジメント機能を強化します。

主な担当課
扱い手

《公》地域共生課、コミュニティ政策課、地域連携課 など

主な取組みの実施による6年後の豊中の姿

- ◎ 地域住民と連携・協働して地域づくりに取り組んでいる協働型職員が増加しています。
- ◎ 福祉分野における様々な連携が各機関に、より浸透しています。

トピック3-1-1 全ての職員が地域生活を支援するパートナー

地域共生社会を実現していくためには、支援が必要な人やその家族、支援者を取り巻く環境や思いの変化に、市職員をはじめとする全支援者が寄り添い、支援を継続させていくとともに、「相談支援」「参加支援」「地域づくり」の3つがつながった支援体制を構築していく必要があります。

支援が必要な人の課題や悩みを受け止め（相談支援）、その解決に向けた情報の提供や手続きを支援し、その人らしい自立した生活ができるよう適切な地域資源（参加支援、地域づくり）につなぐことができる包括的な取組みを進めます。

特に地域づくりでは、地域の住民や活動している団体・事業者同士のつながりを深め、だれもが共に地域をよくするという目標を共有することが大切です。そこで市職員が果たす役割は、地域の意見を集め、課題を発掘し、それらを分析、検討し、地域で一緒に考える場をつくり、目標の実現に向け行動することです。

住民とのつながりを大切にしながら、様々な課題解決のための相談役、地域住民の生活を支える支援者、そして地域と共にまちをつくるパートナーとしての役割を果たす協働型職員を増やします。

基本施策3－2 地域福祉を支える専門人材の確保・育成

《個別テーマ3 切れめのないサービス提供体制の充実》

切れめのないサービス提供体制を拡充していくためにも、それらを支える専門人材の確保と育成とともに、専門人材が抱える課題の解決に向けた支援や活躍しやすい環境づくりに取り組みます。

主な取組みの内容

- ① 介護などに携わる福祉人材の確保、定着支援などを行い、サービス提供体制の維持に取り組みます。【重点】 **トピック3-2-1**
- ② 各種サービスの質の向上のため、看護師や介護職、保育士などの育成やキャリアアップに資する取組みを推進します。

主な担当課 担い手	《公》保健安全課、こども事業課、長寿社会政策課、障害福祉課 など 《民》介護保険事業者など各サービス提供主体
--------------	---

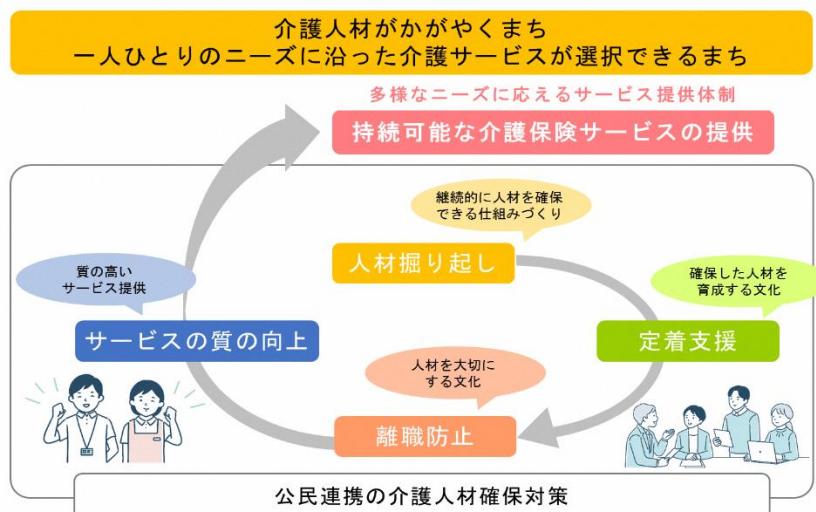
主な取組みの実施による6年後の豊中の姿

- ◎ 福祉を担うサービス提供主体と連携した人材の確保、定着支援、業務改善、職員のキャリアアップなどの取組みにより、切れめのないサービス提供体制が確立しています。

トピック3-2-1 公民連携による介護人材確保事業の推進(令和6～8年度実施予定)

さらなる高齢化が進む中で介護人材不足は喫緊の課題となっています。サービス利用者は増加、有効求人倍率は高い状態で推移しており、新たな介護ニーズへの対応や離職などによる欠員補充も難しい状況にあります。

人材確保にあたっては人材を雇用する介護保険事業者が地域の中で存在意義を発揮し、働きやすい環境づくりや人材育成に取り組む必要があります。市では公民連携の人材確保対策として介護保険事業者が主体となった取組みを支援し、持続可能な介護サービス提供体制の実現をめざします。



基本施策3－3 福祉などに対する関心・意識の向上

《個別テーマ4 多様な主体による地域づくり》

市民一人ひとりが、「自分ごと」として地域や福祉を捉えることができるよう、情報発信や場・機会づくりに取り組みます。また、次世代を担う子ども・若者を中心に、あらゆる市民を対象とした福祉共育に取り組みます。

主な取組みの内容

- ① 将来の地域福祉の担い手を育成するため社会福祉関係団体などと連携し、子ども・若者を中心
に福祉共育を実施します。 **トピック3-3-1・2**
- ② 地域や福祉などに対する意識・関心を高めるための機会の創出や情報発信に取り組みます。

主な担当課 担い手	《公》地域共生課 など 《民》社会福祉協議会 など
--------------	------------------------------

主な取組みの実施による6年後の豊中の姿

- ◎ 福祉共育を実践していくことで、地域資源と市民が協働した取組みが促進されています。
- ◎ 福祉に関する理解が深まり、地域活動の担い手を希望する市民が増えています。

トピック3-3-1 すべての人に福祉共育を

地域には様々な課題を抱えた人が生活しています。高齢者、障害者、子どもなど、あらゆる立場の人々が対等に生活し、ともに学び、ともに生きる社会にすることでお互いのことを知り、多様性を理解し尊重していくインクルーシブな社会につながります。

そのために、学校や地域において、「福祉共育※」を実施し、体験や学習の機会を通じて地域共生社会の実現をめざします。また、団体や事業所と連携し「福祉共育」を実践していくことで、地域資源と協働し活性化につなげていきます。

※ 「共育」は、従来の「教育」に加えて、お互いに認め合い、支え合う地域共生の趣旨をふまえ、「共に生き、共に育ち合う」という意味で使用しています。



福祉共育
中学校での福祉に関わる体験の様子

トピック3-3-2

社会福祉協議会 こども福祉委員・こども広報委員の募集(社会福祉協議会独自事業)

小学校区単位でこども福祉委員を募集し、地域の見守り活動などに体験参加してもらいます。また、子どもたちの中で福祉活動に関心のある人を募集するために福祉協力校を設置し、福祉の理解を進めます。

さらに、子どもたちや若者に福祉に関心を持ってもらう取組みとして、こども広報委員を募集し、地域活動に子どもたちが参加して取材活動を行い、その大切さを伝えます。

基本施策3－4 地域福祉を支え、推進する市民の育成・支援

《個別テーマ4 多様な主体による地域づくり》

地域福祉の既存の担い手の支援とともに、これからを支え、推進する新たな人材の確保・育成に取り組みます。

主な取組みの内容

- ① 既存の担い手の応援に取り組みつつ新たな担い手を確保するため、地域への働きかけや環境づくりを推進します。[トピック3-4-1]
- ② 地域の特性をはじめとした特定の共同体ごとの課題に対応するため、よりきめ細やかな担い手の確保・育成を推進します。[トピック3-4-2・3]

主な担当課 担い手	《公》地域共生課、コミュニティ政策課 など 《民》社会福祉協議会、社会福祉法人 など
--------------	---

主な取組みの実施による6年後の豊中の姿

- ◎ 地域福祉の既存の担い手への支援とともに、これからを支え、推進する新たな人材の確保・育成に取り組んだ結果、地域福祉の既存の担い手の負担が軽減され、より楽しみながら活動する担い手が増加しています。
- ◎ 地域福祉の新たな担い手が参加しやすい環境づくりが構築されています。

トピック3-4-1 地域福祉の担い手づくり

地域福祉の担い手づくりには、地域福祉活動への理解を醸成するための学習機会の提供はもとより、これまであまり関わりのなかった若年層や働き盛り世代などの住民への働きかけや、新たに活動に参加したいと思い立った人が参加しやすい環境づくりも必要です。

このため、本市・社会福祉協議会や地域活動団体などと連携しながら、地域住民への働きかけや参加しやすい環境づくりを共に進める人材の養成など、誰もが自由に参加でき、身近な課題解決に取り組むことができる基盤づくりを行います。



市民公益活動支援センターの交流事業・講座
市民公益活動団体による地域や福祉などを
テーマにした活動PRの様子

トピック 3-4-2 社会福祉協議会（仮称）外国人支援の福祉委員の募集 (社会福祉協議会独自事業)

本市には帰国子女や海外生活経験のある人たちも多くいることから、地域に根ざした外国人支援のボランティア養成をとよなか国際交流協会とともに実施します。

具体的には、外国人支援の福祉委員を募集し、これからの本市の地域福祉を支え、推進する新たな人材の確保・育成につなげていきます。

トピック 3-4-3 社会福祉協議会 校区アクションプランの策定 (社会福祉協議会独自事業)

社会福祉協議会は本計画と連動し、計画期間を同じとする「第5期地域福祉活動計画」を策定するため、課題を抱えた当事者たちによる支援団体や概ね小学校区ごとに設けられている校区福祉委員会にヒアリングを実施し、地域の現状と課題の把握に努めました。

多種多様な地域福祉活動を展開してきた団体においても、コロナ禍の3年間は様々な困難の中での活動を余儀なくされました。本格的に活動を再開する中、停滞の時期の影響は大きく、担い手不足がより顕著です。

今回、第5期地域福祉活動計画を策定するにあたり、併せて各校区福祉委員会ごとに「校区アクションプラン」を地域福祉活動の担い手づくりをテーマに策定し、内容に沿った活動を開します。

豊中市成年後見制度利用促進計画

成年後見制度は、認知症や障害などの理由で判断能力が十分でない人の財産と権利を守り、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう支援していく制度です。

誰もが尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会への参加が図れるよう、以下の5つの基本方針を掲げ、権利擁護に取り組んでいきます。

基本方針1 地域連携ネットワークの機能強化

- ① 中核機関※の機能を担う権利擁護・後見サポートセンターを中心に、福祉・行政・専門職団体（弁護士会・司法書士会・社会福祉士会）が連携することで、本人の状況を把握するチームが意思決定を支援する体制を構築します。**トピック**
 - ② 体制強化のため、より具体的な施策について話し合う作業部会などを通じて、地域・福祉・行政・専門職団体（弁護士会・司法書士会・社会福祉士会）や家庭裁判所などの関係者が主体的に連携する仕組みづくりを検討します。
 - ③ 制度の利用を促進するため、市民・行政・支援関係者に対して地域連携ネットワークの中での中核機関の役割を明確化するとともに周知を図ります。
- ※ 中核機関は、地域連携ネットワークが地域の権利擁護を果たすように主導するとともに、その中心となる役割を担います。本市では社会福祉協議会に委託し設置しています。

基本方針2 市長申立ての実施と円滑な実施体制の整備

- ① 身寄りのない人などへの支援や虐待案件などにおいて積極的に市長申立て※を活用します。
 - ② 円滑な実施体制整備のため、事務フローの見直しやマニュアルの作成、専門職団体（弁護士会・司法書士会・社会福祉士会）と連携する仕組みづくりを構築します。
- ※ 成年後見制度を利用したくても、申立てができる配偶者や4親等以内の親族がおらず、申立てができない場合、市長が家庭裁判所に申立てを行うもの。

基本方針3 日常生活自立支援事業の効率的な実施体制の確立

- ① 成年後見制度の利用を必要とする人が日常生活自立支援事業からスムーズに移行できる体制づくりに取り組みます。
- ② 権利擁護支援の一つとして、適切な時期に日常生活自立支援事業が利用できる仕組みづくりを検討します。

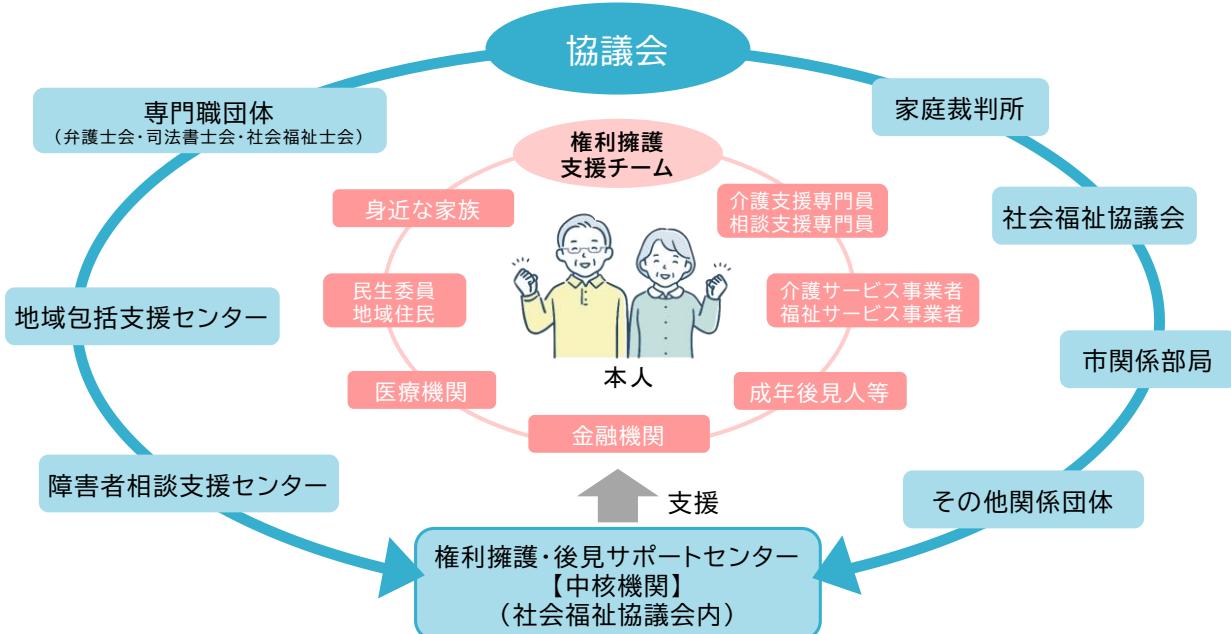
基本方針4 制度の担い手の確保及び育成・支援

- ① 大阪府社会福祉協議会及び中核機関と連携し市民後見人を育成・支援します。
- ② 市長申立て案件にて、市民後見人の選任がふさわしいかを判断する仕組みづくりを検討し、活躍の場を増やします。
- ③ 大阪府と連携し、法人後見の担い手育成に取り組むとともに、市内の法人に対し成年後見制度に関する取組み状況調査を実施し現状の把握を行います。

基本方針5 成年後見制度の利用促進

- ① 申立て前から選任後まで、親族後見人・市民後見人等が活動しやすい環境づくりのため、適切な支援を行います。
- ② 成年後見制度利用支援事業の推進について検討します。
- ③ 市や中核機関、専門職団体（弁護士会・司法書士会・社会福祉士会）などが連携し、後見人等への意見を調整する仕組みを検討します。
- ④ 様々な媒体や研修会、講演会を活用し、市民・行政・支援関係者に対して制度の啓発・理解の促進に取り組みます。
- ⑤ 任意後見制度を適切かつ安心に利用するための周知・啓発を図ります。

【豊中市の地域連携ネットワークのイメージ】



トピック チームで取り組む意思決定支援

意思決定とは人が何かを決めることです。決めるというのはいくつかの選択肢から希望するものを選ぶことであり、意思決定支援は本人が選択できるよう支援することです。

本人が認知症や障害などの理由で判断が十分にできない状態にあっても、本人の意思が尊重され、その人らしい生き方ができるよう支援することが重要です。しかし、支援者が単独で意思決定支援を行ってしまうと支援者自身の価値観に基づき、本人の望まない方向に意思決定をしてしまう可能性があります。

本市では意思決定支援にあたって、身近な信頼できる家族・親族、福祉・医療などの地域の関係者と成年後見人などがチームとなって、本人の意思や状況を継続的に把握し必要な支援を行う体制づくりに取り組んでいきます。

豊中市再犯防止推進計画

犯罪・非行をした人が、円滑に社会の一員として復帰できるようにすることで、犯罪による市民の被害を防止し、安全で安心して暮らせる社会を実現するという目的のため、保護司活動をはじめとした多くの更生保護活動が行われています。

本市では、以下の3つの基本方針を掲げ、再犯防止に取り組んでいきます。

基本方針1 再犯防止に関する市民の理解醸成

- ① 社会を明るくする運動※をはじめ、多様な機会・場、媒体などを活用した市全体での再犯防止及び更生保護に関する周知・啓発を行います。
- ② 学校との連携を通じた、身近な地域での再犯防止及び更生保護に関する周知・啓発を行います。
 - 教師や地域住民などと行う対話集会など、身近な地域での地道な周知・啓発活動の機会・場づくりに取り組みます。
- ③ 地域の諸団体と日常的な連携を可能にする意識づくり、環境づくりに取り組みます。

※ すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くため、法務省が主唱する全国的な運動。

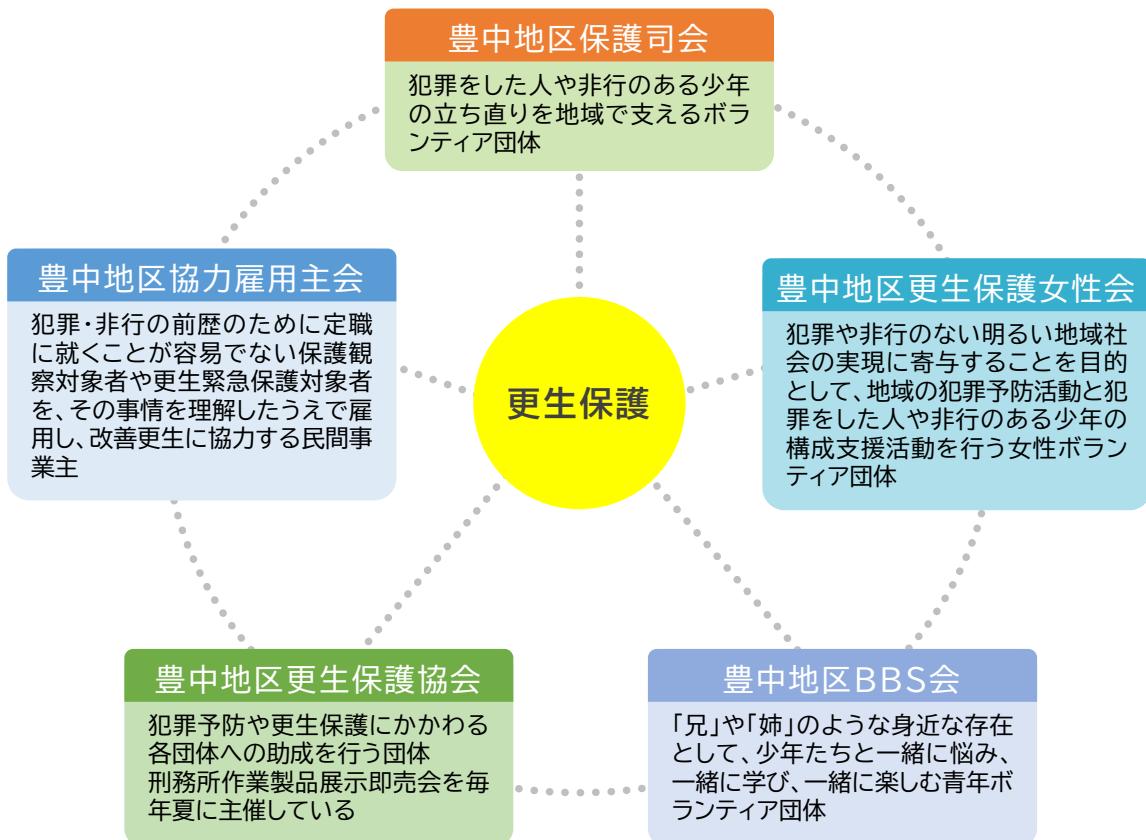
基本方針2 更生保護関係団体との連携強化

- ① 更生保護関係団体との連携を強化します。
 - 行政職員による市の取組み、制度・サービスの情報提供などに取り組みます。
 - 再犯防止に向けた民間協力者の活動促進、多機関協働のネットワークによる支援を通じた、複合的な課題を抱えた者が適切な支援につながる仕組みを構築します。
 - 保護司の面談場所の確保などを通じた、更生保護活動をしやすい環境を整備します。
- ② 更生保護の活動拠点である更生保護サポートセンターの運営支援に取り組みます。
 - 地域での相談及び支援に関する連携拠点の確保への支援に取り組みます。

基本方針3 更生保護関係団体と、その他関係機関などとの連携強化への支援

- ① 民生委員・児童委員との連携強化への支援に取り組みます。
- ② 社会福祉協議会、CSW、地域団体などとの連携強化への支援に取り組みます。
 - 地域のことをよく知るCSWとの連携の仕組みを構築します。
 - 地域福祉ネットワーク会議など地域における既存ネットワークの活用を促進します。
- ③ 就労や住まい、教育など、多機関との連携強化への支援に取り組みます。

【豊中市の再犯防止に向けた更生保護ネットワークのイメージ】



トピック 現職保護司からの声

保護司として更生保護活動を通じて様々な家庭に関わってきましたが、本人だけではなく家族も困難を抱えたケースは多いです。

「学校で授業している時間帯なのに、なぜこの子は家にいるのだろう」「両親が50歳代の子を支えているが、高齢で負担が大きいのでは」「この子は親から暴力を受けていたが、きょうだいは大丈夫だろうか」など心配になる場面も度々あり、保護司と支援機関がつながる必要は常に感じています。

私は民生委員・児童委員も務めており福祉の関係機関に馴染みがあったので、これまで相談することができましたが、難しい人もいるかもしれません。一人でも多くの人を支援していくためには、つながりやすさも大事ではないでしょうか。

保護司と支援機関がもっと近かったら、より多くの人を支援につなげていくことができると思います。本計画にも多機関の連携についての記載が多く見受けられますし、私たちもこれから各支援機関との関りを深めていくことができるよう期待しています。

資料編

1. 豊中市地域福祉計画の変遷（第1期から第4期まで）

本市は健康福祉条例に基づき、「誰もが互いに尊重しあい、安心して健康に暮らすことのできる福祉コミュニティの実現」を基本理念に掲げて、第1期から第4期まで地域福祉計画を策定し、地域福祉を推進してきました。

第1期では、地域における身近な相談窓口として概ね小学校区ごとに福祉なんでも相談窓口を設置しました。この取組みは、相談を民生委員・児童委員や校区福祉委員会など、研修を受けた住民ボランティアが受け、相談者とともに考えるという点に特色があります。また日常生活圏域には、地域福祉ネットワーク会議を設置し、地域の民生委員・児童委員・校区福祉委員・福祉事業者などが高齢・障害・子どもなどの分野をこえて一堂に会し、課題を地域で考える場としました。さらに、福祉なんでも相談窓口で受けた複雑な課題を地域住民とともに解決方法を考え、地域福祉ネットワーク会議で地域課題の共有を支援し、必要であれば地域の課題を市全体の会議であるライフセーフティネット総合調整会議(現：地域包括ケアシステム推進総合会議)において新たな仕組みづくりにつなぐ役割として、生活圏域ごとにCSWを配置しました。

第2期では地域福祉活動の拡充と充実に努め、災害時の要援護者避難支援や成年後見等権利擁護の体制を構築しました。また、社会的孤立に対する問題意識が高まる中、地域の気づきから孤独死などを早期発見・予防するため安否確認ホットラインを設置しました。これらの取組みにより、地域の日頃の見守り活動をいざというときの災害や孤立の防止につなげられるようになり、地域での支え合いがさらに進展しました。

第3期では豊中市地域包括ケアシステム推進基本方針のもと、それまでのライフセーフティネット総合調整会議を地域包括ケアシステム推進総合会議として改めて参加者を拡充し、分野の縦割りをこえた連携に取り組みました。地域福祉ネットワーク会議の参加者も増加し、ボランティアの担い手のみならず、事業者の参加も増えつつあります。

第4期では、地域共生推進員を配置し、制度の狭間の課題解決に向けた仕組みづくりに取り組みました。また、地域共生社会の実現に向けて、「属性を問わない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」を推進してきました。さらに、暮らしやすさ向上プロジェクトを発足し各種支援機関の現状をヒアリングしながら多機関連携における新たな相談支援体制について検討した結果、分野別の相談支援体制では解決が難しい複合的な課題や制度の狭間のニーズなどに対応するため、分野横断型の支援体制の構築・強化を進めてきました。

【豊中市地域福祉計画の変遷（第1期から第4期まで）】

計画	基本目標	重点推進事項	取組み（抜粋）
第1期計画 【平成16年 (2004年) 3月】	①地域福祉活動の活性化の促進と活動基盤の充実 ②地域福祉を推進するための仕組みづくり ③事業推進のための行政機能の充実	【 重点 】 ○地域福祉の活動拠点の確保 ○身近な相談窓口の仕組みづくり ○行政と地域、事業者のパートナーシップの構築	●福祉なんでも相談窓口の設置 ●CSWの配置 ●地域福祉ネットワーク会議の設置 ●ライフセーフティネット総合調整会議の設置など
第2期計画 【平成21年 (2009年) 3月】	①地域福祉活動の拡充と活動基盤の充実 ②地域福祉を推進するための仕組みの充実 ③協働による地域福祉の一層の推進	【 重点 】 ○地域福祉人材の育成 ○ライフセーフティネットの充実 ○行政、地域、事業所とのパートナーシップの構築 ○地域福祉推進拠点の確保 ○災害時要援護者支援体制の推進 ○地域福祉権利擁体制の充実	●地域福祉活動支援センターの設置 ●すこやかプラザの設置 ●地域福祉権利擁護センターの設置など ●安否確認ホットラインの設置 ●相談対応事例集の作成など
第3期計画 【平成26年 (2014年) 3月】	①安心・安全に地域で生活できる環境づくり ②人づくり・地域づくりの推進 ③必要とする福祉サービスを利用しやすい環境づくり	【 重点 】 ○社会的孤立者・生活困窮者への支援 ○災害時要援護者対策 ○地域活性化と人づくりの推進	●ライフセーフティネット総合調整会議を地域包括ケアシステム推進総合会議に改正 ●災害時要援護者支援体制の構築 ●民生委員の定数拡大など
第4期計画 【平成31年 (2019年) 3月】 成年後見制度利用促進計画、再犯防止推進計画を策定し包含	①市民一人ひとりの地域や福祉への意識、理解、行動を「拡げる」 ②豊中の多様な地域資源を「つなげる」 ③課題や不安を抱える人が必要な人・モノ・コト・地域と「つながる」 ④今よりもっと幸せになるための活動・仕組みを「持続・発展させる」	【 重点 】 ○本市の特性をふまえた市民への新たなアプローチ ○多職種連携・協働の推進 ○すべての人への居場所と役割の創出 ○防災・福祉ささえあいの推進 ○成年後見制度利用の促進 ○協働型人材の育成	●地域共生推進員の配置 ●重層的支援体制整備事業実施 ●暮らしやすさ向上プロジェクト発足など

基本目標1 包括的、継続的な支援体制の整備・強化

現状と課題

主な取組みの内容

基本施策1－1 どのような困難にも対応できる包括的支援の強化

めざすべき社会
(6年後の豊中の姿)

主な取組みの実施による6年後の豊中の姿

▼ SOSが出せない、相談窓口・機関につながらない、つながりづらいケースがあり、特に孤独感が強い人でその傾向が強くなっています。また、SOSが出せないことが一層の、社会的孤立につながっています。

① 多機能連携会議を通じて、複雑化する課題の解決に向け、迅速に支援方針を決定します。また、支援の方向性や進捗を管理するコーディネーター役を配置し、適切に支援を進めます。【重点】

② 成在後見制度の利用促進に向けて、本人を中心とした権利擁護の支援がができる体制づくりに取り組みます。【重点】

③ 訴りや非行をした人の再犯防止に向けた地域の理解促進をはじめ、社会復帰のための継続的な支援体制の構築、保護司など更生保護の手への支援を充実します。

④ 地域包括支援センターや障害者相談支援センター、くらし再建パーソナルサポートセンター、くみセンターや保健所、児童相談所などの各分野の相談・支援ネットワークにより、多分野・多機関が連携して支援に取り組みます。

⑤ 多機能連携会議において、月1回の定期会議を開催し、新たな要支援者に対応するとともに進歩管理を行っています。

◎ 複合的な課題を抱える人、世帯が、包括的かつ継続的な支援を受けることができるようになります。

基本施策1－2 様々な気づきを支援につなぐための相談機能の充実

◎ 課題や不安を抱える人や生きづらさを感じる人などが地域で孤立せず、早期に必要な支援につながります。

① 福祉関係各課の情報共有の手段としてシステムを導入・活用し、要支援者に関する現状を迅速かつ正確に把握することによって、支援体制が強化されています。

② 民生委員・児童委員や福祉がんこでも相談、防災支援窓口など、各機関の「気づき」から支援機関につながる仕組みを強化します。

③ 子どもや子育てなどに關注する様々な気づきを支援につなぎ、切れのない相談機能を充実します。

④ 行政と三層構造の日常生活圏域の相談窓口において、所管業務以外の困りごとも受け止め、適切な支援につなぐ体制が構築されています。

基本施策1－3 6年後の豊中の姿へ向けての道筋イメージ

基本目標1 包括的、継続的な支援体制の整備・強化

現状と課題

主な取組みの内容

主な取組みの実施による6年後の豊中の姿

基本施策1－3 QOL（生活の質）の向上に向けた専門職による予防的アプローチの展開

▼ 人口減少・高齢化が進み、医療や福祉などの支援を必要とする人の増大が予測される中で、まずは、一人ひとりが心身とも健やかに暮らせるよう、ライフスタイルやそれの状態に応じた予防的アプローチが求められています。

- ① 認知症について青年期からMCJの人を中心とした正しい知識の啓発に取り組み、早期発見による進行の防止とともに、早い段階からの専門職による相談支援体制を強化します。【重点】
- ② 通所訪問型短期集中サービスを全地域で実施し、低下した生活機能を改善するための支援を行い、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援します。
- ③ 保健事業と介護予防を一体的に取り組み、低下した生活機能を改善し、疾病的重症化や介護の重複化を防止するための施策を推進します。

- ① 医療や看護師、リハビリ専門職などが関わる予防教室や講演、研修会などの予防事業を通じて、疾病や介護、認知症予防を推進することで、低下した生活機能を改善した市民が増加しています。
- ② 医師や看護師、リハビリ専門職などが関わる予防教室や講演、研修会などの予防事業を通じて、疾病や介護、認知症予防を推進することで、低下した生活機能を改善した市民が増加しています。

◎ 誰もが一人ひとりのライフステージや状態などに応じて専門職による様々な予防事業を活用しながら、心身機能の維持・向上に取り組んでいます。

基本施策1－4 困難に応じた支援サービスの充実と切れ目がない継続的な支援体制の構築

▼ 年齢や障害の状態に応じて受けられる制度が変わった時に、円滑に移行できない場合があり、各種支援サービスの充実だけではなく、それとのサービスが切れ目なく提供される必要があります。

- ① 医療と福祉の連携を強化し予防や早期対応ができる認知症医療体制を地域ごとに構築します。【重点】
- ② 医療と介護の連携や在宅医の支援強化などを通じて、各地域の在宅医療体制を構築します。
- ③ 福祉的に課題がある人のへの支援が年齢や進路など環境の変化で途切れることがないよう、地域移行や自立生活などのために寄り添ったサポートを充実します。
- ④ 福祉分野の課題を抱えていることで生まない確保が困難な人の支援に取り組むとともに、自立した生活への移行を促進できる仕組みづくりをします。
- ⑤ 発信を強化し情報を的確に届けるなど外因支援を強化します。また、女性支援を充実させますため、ワントップサービスを推進します。
- ⑥ 介護・障害福祉サービス事業者が子ども分野にかかる居宅訪問型保育事業（ベビーシッター）や一時預かり事業、短期支援事業などのサービスを一括的に提供できるよう、豊中市独自のサービス形態の創出が必要な環境を整備します。

◎ 年齢や障害の状態の変化とともに対象となる制度が変わったとしても、切れ目なくサービスを受け、自分らしく暮らすことができます。

- ◎ 年齢、対象に問わらない一體的な豊中市独自のサービス形態が整備されています。

基本目標2 安全・安心で活気あふれる地域づくり

現状と課題

主な取組みの内容

主な取組みの実施による6年後の豊中の姿

めざすべき社会 (6年後の豊中の姿)

基本施策2－1 QOL（生活の質）の向上に向けた社会参加の促進

- ① 介護・認知症予防や心身機能の維持・向上、健康づくりを推進するため、これを啓発する通いの場などを拡充します。【重点】
- ② 身近な地域での市民の主体的な介護・認知症予防や健康づくりを促進するため、活動主体や拠点を充実します。

- ◎ 年齢や性別、障害の有無、国籍、その他の個々の事情や状況に関係なく誰もが居場所や役割を持ち、個々の状況に応じて活動できるようになります。

基本施策2－2 地域での支え合いの推進

- ① 平常時と災害時が連動した実効性のある避難支援体制を構築します。【重点】
- ② 地域で交流できる場や機会づくりなどを通じて、地域活動を活性化し、住民同士のつながりや支え合いなどを推進します。
- ③ 地域で課題を抱えながら社会的孤立に陥っている人などに対して、早期発見・早期対応のため相談を受けるだけでなくアウトリーチ型の支援を強化します。

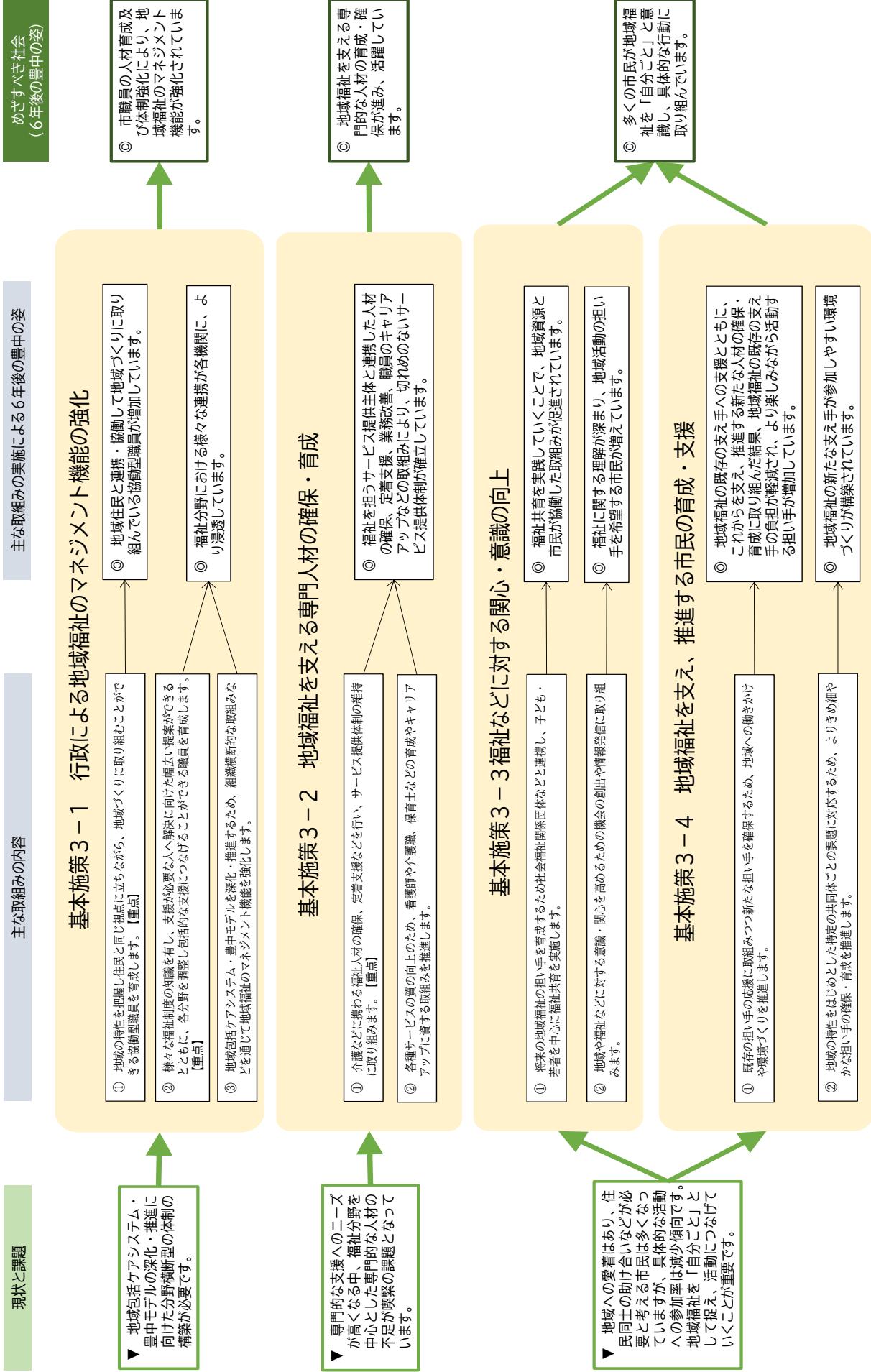
- ◎ 災害時に自力で避難することが困難な避難行動要支援者や、情報が届きにくい外国人などと一緒に災害訓練などに参加しています。
- ◎ 地域でのつながりや交流、支え合いが促進されたことや、アウトリーチ型の支援が増えたことにより、社会的な孤立に陥っている人の早期発見・早期対応ができます。

基本施策2－3 地域での多様な主体間のつながりの促進

- ① 市民一人ひとりの状況、状態、ライフスタイルやライフスタイル、興味・関心などに応じて、地域で具体的な活動などに参加、参画できるよう、多様な場、機会の提供や新たな活動の創出、相談機能・コーディネート機能の強化に取り組みます。【重点】
- ② より多様な主体が地域づくりに参画できるよう、地縁組織やテナマ型組織、民間企業などの連携を支援します。また、マンションなどの集合住宅が多い本市の特性を踏まえ、新たなコミュニティづくりを支援します。
- ③ 高齢者や障害のある人、子ども、外国人にルーンのある人などが気軽に交流できる場・居場所が充実しています。
- ④ 社会福祉法人などの社会貢献活動を促進するため、地域課題への対応や地域課題などの参画に取り組みます。
- ⑤ 多様な主体が連携・協働しながら地域課題などに対応できるよう、各分野における中間支援組織を強化します。

- ◎ 多様な主体の参加・参画により、身近な地域での日常的な支え合い体制や災害時の避難支援体制が構築されています。
- ◎ 福祉分野の枠をこえた多様な主体が地域活動に参加・参画することで、地域福社に繋ぐ市民力・地域力が維持・向上し、地域課題の解決に向けた多様な活動が展開されています。

基本目標3 地域福祉の持続可能性の向上



3. 用語説明

【ア行】

●アウトリーチ

支援が必要であるにもかかわらず、支援が届いていない人々に対して、公共機関や社会福祉の実施機関などが丁寧に働きかけて支援の実現をめざすこと。また、支援が届いていない人や世帯を早期に支援につなげていくため、地域の関係者や様々な社会資源を通じて、対象となり得る人の情報を収集することも含む。

●アセスメント

本人やその世帯の心身の状態や置かれている環境の状況などを理解したうえで、本人やその世帯の要望や主訴から具体的なニーズを探し、希望する生活を実現するために本当に必要なものは何なのかを明らかにしていくプロセス。

●NPO

民間非営利組織（Non Profit Organization）の略称。志を共有する人たちが特定の分野・テーマで活動する組織。福祉や子育て、教育、環境問題などさまざまな社会的課題に取り組み、活動分野における専門性や、地域の枠にとらわれず自由に考え方行動する柔軟性などの特徴を持つ。法人格を取得している組織もある。

【カ行】

●QOL（生活の質）

Quality of Life（クオリティ・オブ・ライフ）の略称。一般的に「人が充実感や満足感を持って日常生活を送ることができること」を意味する。ある人がどれだけ人間らしい望みどおりの生活を送ることができているかを計るために尺度として働く概念。

●協働

市民、事業者、市民公益活動団体、行政などのそれぞれの主体が、対等な関係の中で、互いの立場や特性を理解しながら、まちづくりという共通の目標にむけて協力して行動すること。

●くらし再建パーソナルサポートセンター

公金微収部門などの関係機関と連携を図りながら、生活困窮者の自立に向けた相談、就労や家計相談などの支援も行うことにより、生活困窮者の自立を支援する機関。（地域就労支援事業と連携）

●権利擁護・後見サポートセンター

認知症や障害などの理由で判断能力が十分でないために自身の権利を護ることが難しい人の相談に対応し、金銭管理の支援や、成年後見制度などの制度利用につなげるとともに、地域で権利擁護活動を行う人材を育成し、その活動支援を行う機関。

●校区福祉委員会

社会福祉協議会の内部組織として、概ね小学校区単位で結成された地域の自主的な団体。校区内の身近な福祉問題を解決するために、住民団体、福祉団体、当事者団体、関係団体など、地域の各種団体から構成されており、福祉のまちづくりを進めている。

●更生保護

犯罪をした人や非行のある少年を社会の中で適切に処遇することにより、その再犯を防ぎ、非行をなくし、これらの人たちが自立し改善更生することを助けることで、社会を保護し、個人と公共の福祉を増進しようとする活動。

●公民連携

主に自治体が提供してきた公共サービスに、民間の知恵やアイデア、資金や技術、ノウハウを取り入れ、事業効率の向上などを図るための枠組みのこと。

【サ行】

●市民公益活動

自発的および自動的に行われる市民その他不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする活動のこと。

●市民後見人

市民後見人バンク登録者の中から、家庭裁判所によって成年後見人等として選任された市民。

●社会福祉協議会

社会福祉法において、地域福祉を推進する中核的な役割を担う団体として位置づけられた組織。行政や関係機関などと連携して、ボランティア事業や小地域福祉ネットワーク活動、普及啓発活動などを推進している。

●住宅確保要配慮者

低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子育て世帯、外国人など、住宅の確保に困難を抱えた人のこと。

●障害者相談支援センター

障害のある人、その家族、その人を支える人が安心して生活できるよう、悩みごとや心配ごとなどの相談に各種スタッフが助言・提案を行うための機関。

●成年後見制度

認知症や障害などの理由で判断能力が不十分であるために、契約などの法律行為の意思決定が困難な人について、家庭裁判所への申立て手続きにより、成年後見人等を選任して、その人に代わって意思表示を行い、本人を支援する制度。

【夕行】

●多職種連携

異なる専門的背景を持つ専門職が、目標を共有しながら、質の高いケアやサービスなどを提供に向けて共に働くこと。また、専門職だけでなく、ボランティアをはじめ、自治会や民生委員・児童委員などの地域での支援の担い手も連携のメンバーと考える場合もある。

●地域自治組織

より良い地域づくりを進めるために、住民や地域団体、NPO、事業者など地域に関わる多様な人たちが自主的・自発的に作る組織。地域の安全、教育、福祉、環境などさまざまな課題について情報を共有し、解決に向けて話し合い、協力・連携して活動に取り組んでいる。

●地域福祉ネットワーク会議

市内の7つの日常生活圏域で開催。地域の民生委員・児童委員・校区福祉委員・福祉事業者をはじめ行政担当者などが高齢・障害・子どもなどの分野をこえて一同に会し、地域の現状・課題を共有し、課題の解決策などを考える場。

●地域包括支援センター

介護保険法に基づき、地域の高齢者や介護家族から介護、福祉、権利擁護、介護予防などの様々な相談を受けて総合的に支援する機関。センターには保健師または看護師、社会福祉士、主任ケアマネジャーが配置され、専門性を活かして相互連携しながら業務にあたる。

●中間支援組織

市民社会の成熟をめざして、個人や地域団体・NPO、企業、行政などに対し、相談や担い手の育成、人材や資金などの仲介、運営の問題解決などを行う支援組織。

●豊中市居住支援協議会

住宅確保要配慮者への居住支援を行う。住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居をめざして不動産事業者団体や福祉事業者団体と連携し、住宅情報の提供などを行う相談窓口を設置。協議会の設立は「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」に基づくもので、大阪府内の市町村では初の設置となる。

【八行】

●8050（ハチマルゴーマル）問題

親が80歳代、子が50歳代を例とした、高齢の親が、自立することが困難な子の生活を支える問題。ケース例として、「80歳代の親が50歳代のひきこもりや障害のある子を支えている。」「50歳代の子が介護サービスなどを拒否している80歳代の親を支えている。」などが見受けられる。

●避難行動要支援者

災害発生時等において自力での避難が難しく、避難行動をとることに特に支援が必要な人。

●福祉なんでも相談窓口

『第1期豊中市地域福祉計画』(平成16年(2004年)3月策定)にて、地域における身近で気軽に相談できる窓口や地域福祉の活動拠点として、概ね小学校区単位として設置された相談窓口。民生委員・児童委員や校区福祉委員が相談に応じている。

【マ行】

●民生委員・児童委員

民生委員法に基づき厚生労働大臣から委嘱され、地域住民の立場で相談に応じ、必要な援助を行う非常勤特別職の地方公務員。守秘義務などの各種規定がある。また、児童福祉法に基づく児童委員も兼ねており、地域の子育て相談にも応じている。

【ヤ行】

●ヤングケアラー

本来大人が担うような家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと。ケース例として、「障害や病気のある家族に代わり、買物・料理・掃除・洗濯などの家事を日常的に行っている子ども。」「家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている子ども。」などが見受けられる。

ヤングケアラーは、学校に行けなかったり、友だちと遊べなかったり、クラブ活動ができなかったりなど、本来守られるべき子ども自身の権利を侵害されている可能性がある。またその結果、勉強がうまくいかなかったり、友達関係がうまく築けないなど、子どもの将来に影響を及ぼすことも考えられる。

●要介護認定（要支援認定）

介護保険制度において、被保険者が介護を要する状態であることを保険者(市)が認定するもの。被保険者からの申請を受けて、保険者の介護認定審査会が行う。判定は、国が定める認定基準に基づいて行われる。「要支援1、2」「要介護1～5」の7段階で認定され、「要介護5」が最も介護を要する。自立とみなされる場合は「非該当」と判定される。

「要介護認定者」は、要介護認定を受けて認定された人。

【ラ行】

●ライフステージ

人の生涯における人生の各段階のこと。結婚・子育て・勤労・高齢期など、各人の生活の変化における質的な区切りから見た段階を表す言葉。

●ロールモデル

自分の行動や考え方など、お手本になる人。

4. 策定に向けた意見などの把握状況

本計画の策定にあたり、以下の様な手法で市民、関係機関・団体、事業者などの意見・意向の把握を進めました。

1) 市民アンケート調査

市民からみた地域の状況、市民の地域での活動状況、地域や福祉などに関する意識、意見などを把握し、次期地域福祉計画の策定の基礎資料とするため、市民アンケート調査を実施しました。

調査対象	豊中市個人情報保護条例に基づき、住民基本台帳から無作為抽出した18歳以上の市内在住の市民3,000人
調査方法	郵送による配布・回収（インターネットによる回答を併用）
調査期間	令和4年（2022年）9月22日～10月12日
有効回収数	1,235件（内WEBでの回答：195件）※このほか、調査期間外に2通を回収
有効回収率	41.16%

2) 関係者・当事者ヒアリング調査

関係機関・団体・事業者・当事者を対象に、地域福祉に関する様々なテーマに沿った意見交換などを実施しました。

ヒアリング対象	内容
再犯防止推進計画関係者 豊中地区保護司会、豊中地区更生保護女性会、豊中地区更生保護協会、豊中地区BBS会、豊中地区協力雇用主会	保護司会をはじめとした、豊中市内の更生保護団体に参加いただき、再犯防止推進計画に関する事項などについて意見交換を実施。
成年後見制度利用促進計画関係者 弁護士会、司法書士会、社会福祉士会、NPO法人障がい者・高齢者市民後見STEP、地域包括支援センター、障害者相談支援センター、社会福祉協議会	豊中市成年後見制度利用促進部会の構成団体に参加いただき、各団体より成年後見に関する活動報告や成年後見制度利用促進計画に関する事項などについて意見交換を実施。
地域で活動する各種団体 校区福祉委員会、豊中市民生・児童委員協議会連合会、豊中市社会福祉施設連絡会、豊中市民間保育園連合会、豊中市老人クラブ連合会、豊中市社協ボランティア団体連絡会、豊中市老人介護者（家族）の会、福祉の店「なかま」運営委員会、豊中市発達障害者の家族の会（歩の会）、豊中市公民分館協議会、豊中市手をつなぐ育成会、とよなか人権文化まちづくり協会、豊中市介護保険事業者連絡会、ユニバーサルデザイン推進協会、とよなか国際交流協会、とよなか男女共同参画推進財団	地域福祉活動計画推進委員会において次期地域福祉計画・地域福祉活動計画に関して、委員会参画団体による活動報告と質疑応答・意見交換を実施。
中間支援団体 大阪府社会福祉協議会、社会福祉協議会、豊中市住宅協会、とよなか国際交流協会	福祉分野だけではなく様々な分野から市民活動を支援している団体を対象に、各団体の活動状況、地域へのアプローチ・連携や今後の活動について情報共有・意見交換を実施。

3) 地域福祉ネットワーク会議での意見聴取

7つの日常生活圏域別に開催している地域福祉ネットワーク会議において、①8050世帯、②ひきこもり・不登校、③外国にルーツのある人、④一人暮らし高齢者・認知症の高齢者、⑤定年後の男性、⑥子育て世帯（乳幼児・学齢期）の6つのテーマについて、地域における現状・課題とともに、対象となる人・世帯に対して何ができるかについて話し合いました。

【開催日程・場所】

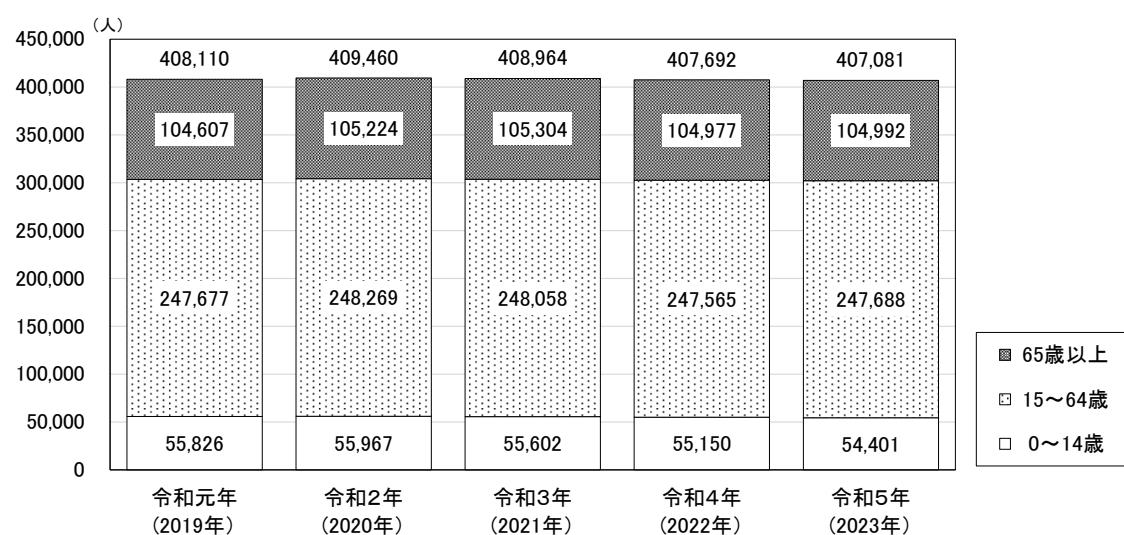
ブロック	校区	日程	場所
北西部	桜井谷、桜井谷東、刀根山、大池、螢池、箕輪	令和5年2月27日(月)	すてっぷホール
北中部	野畠、北緑丘、少路、上野、東豊中、東豊台	令和5年2月13日(月)	市役所別館
北東部	北丘、東丘、西丘、南丘、新田、新田南、東泉丘	令和5年2月16日(木)	千里保健センター
中部	克明、桜塚、南桜塚、熊野田、泉丘	令和5年2月28日(火)	市役所別館
中東部	緑地、寺内、北条、小曾根、高川、豊南	令和5年2月15日(水)	中央公民館
中西部	原田、豊島、豊島北、豊島西、中豊島	令和5年2月24日(金)	中央公民館
南部	野田、島田、庄内、庄内南、庄内西、千成	令和5年2月21日(火)	庄本地域福祉活動支援センター

5. 豊中市の状況（データ編）

1) 統計データからみる状況

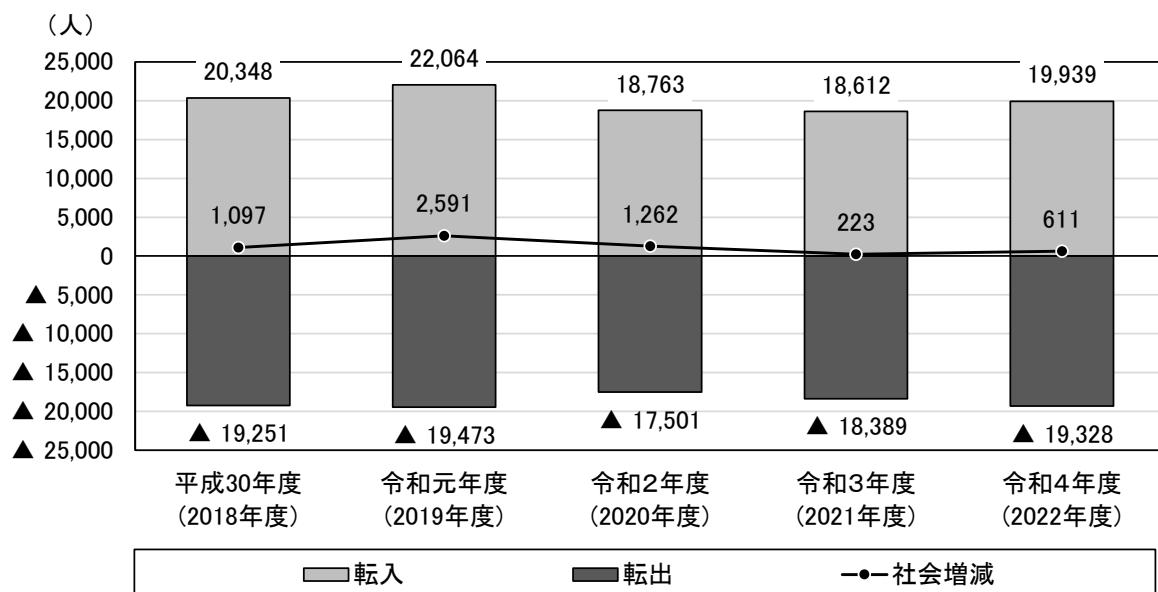
（1）人口の推移

①人口の推移



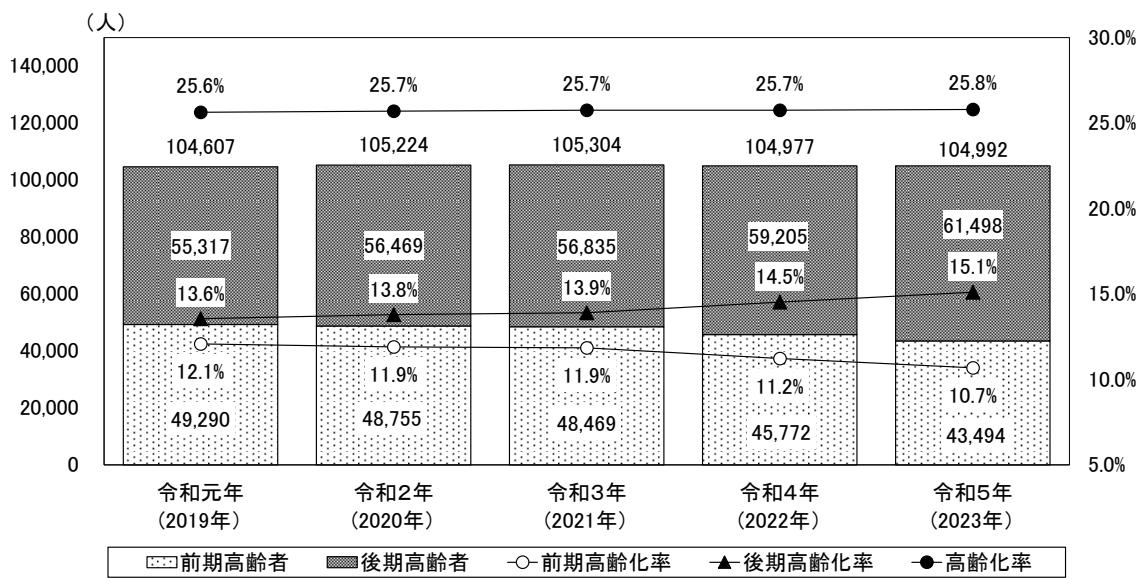
資料:住民基本台帳(外国人人口含む)(各年10月1日データ)

②転入・転出の状況



資料:住民基本台帳(各年度データ)

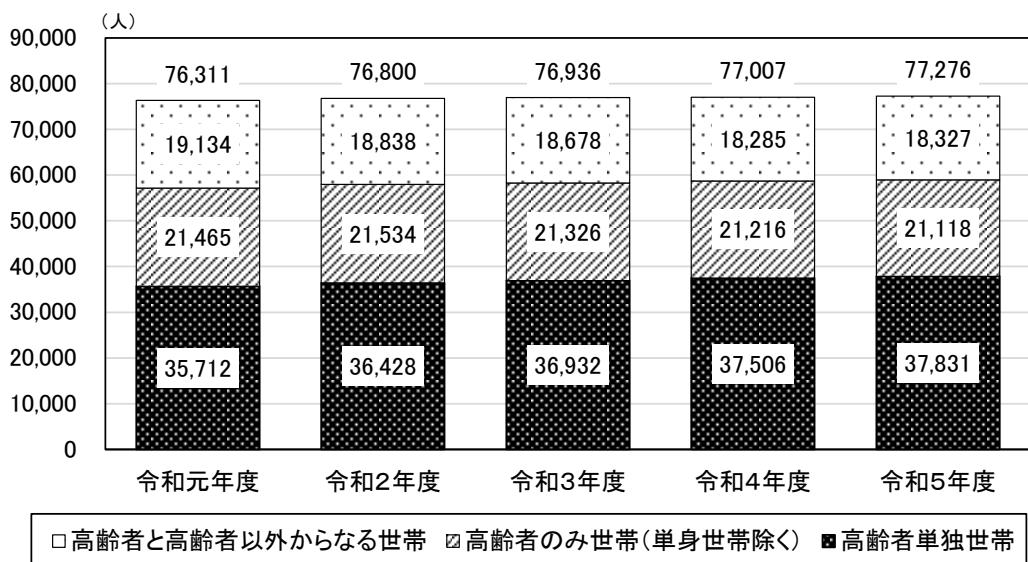
③高齢者人口および高齢化率の推移



資料:住民基本台帳(外国人人口含む)(各年10月1日データ)

(2) 世帯の推移

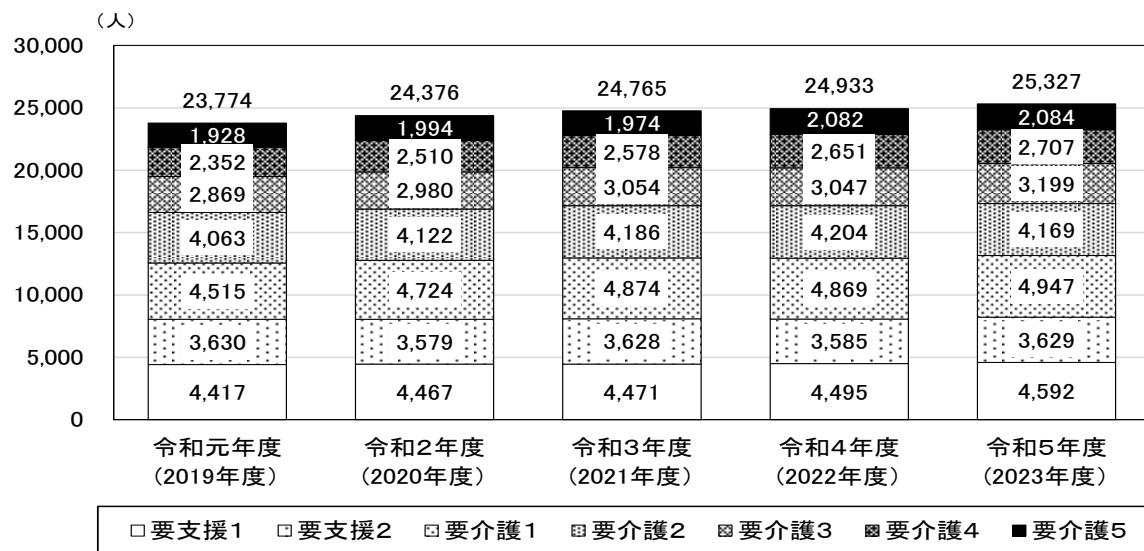
①高齢者のいる世帯の推移



資料:長寿安心課(令和元年度～令和4年度は各年度3月末、令和5年度は9月末データ)

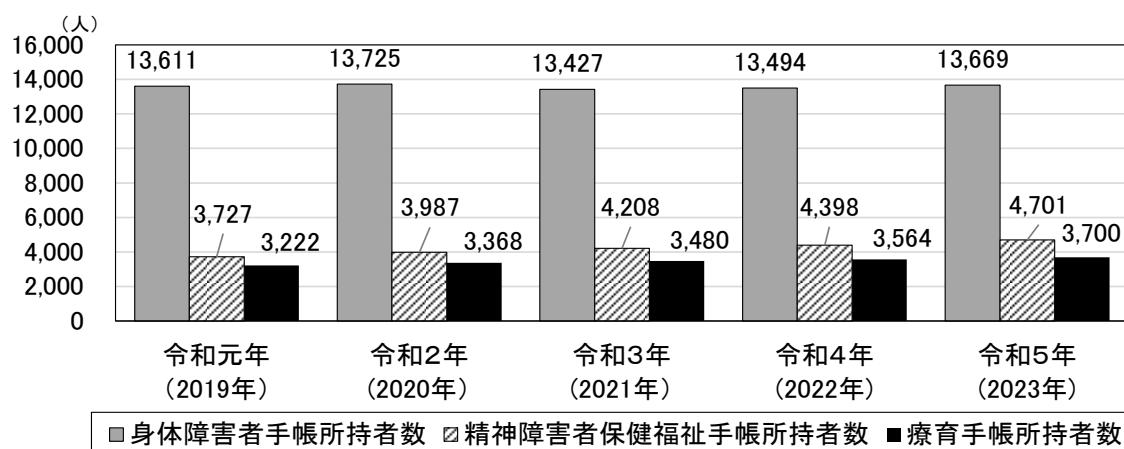
(3) 要介護認定者や障害のある人、外国人の状況

①要介護認定者数の推移



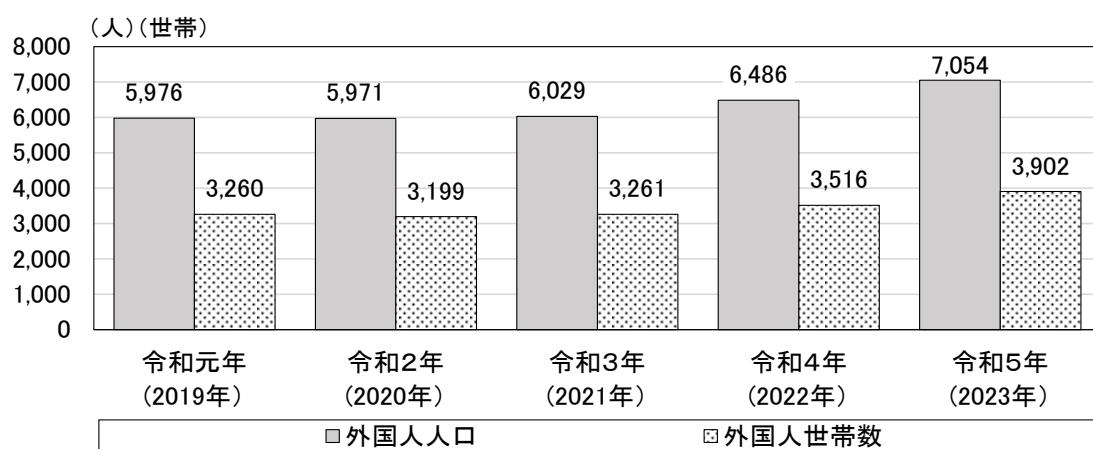
資料:介護保険事業状況報告（各年度9月末データ）

②障害者手帳保持者数の推移



資料:市政年鑑（各年3月末データ）

③外国人人口および外国人世帯数の推移

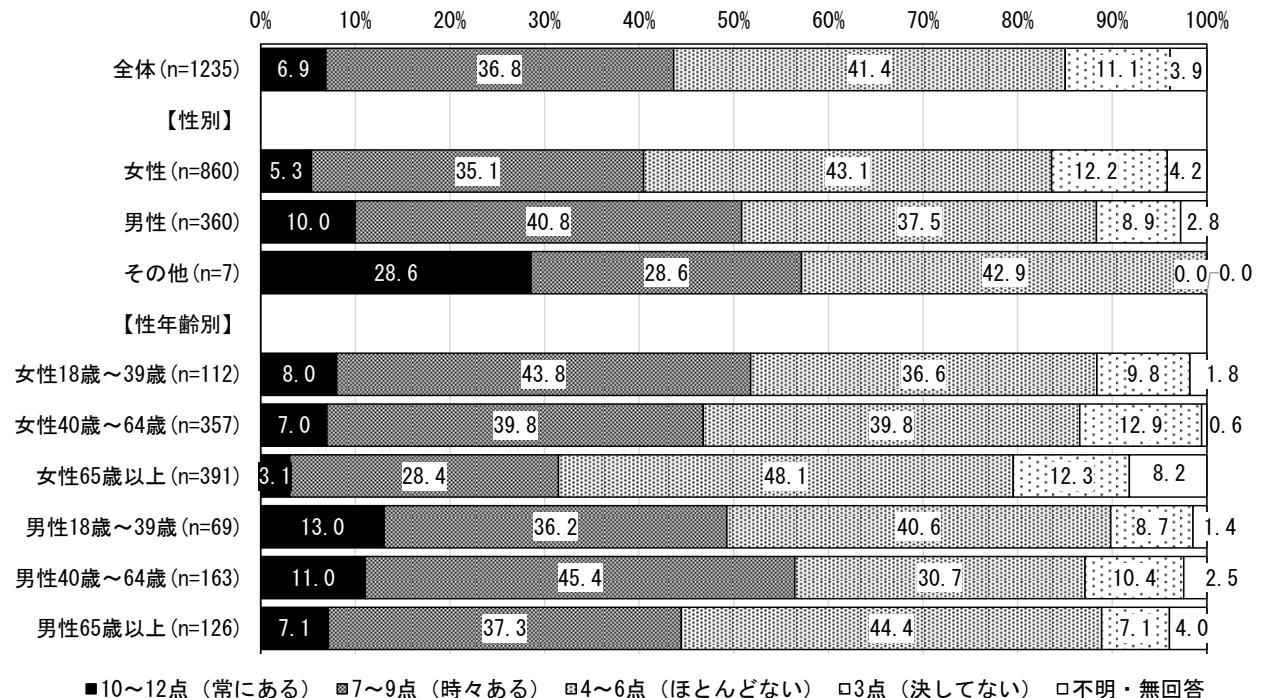


資料:住民基本台帳(各年10月1日データ)

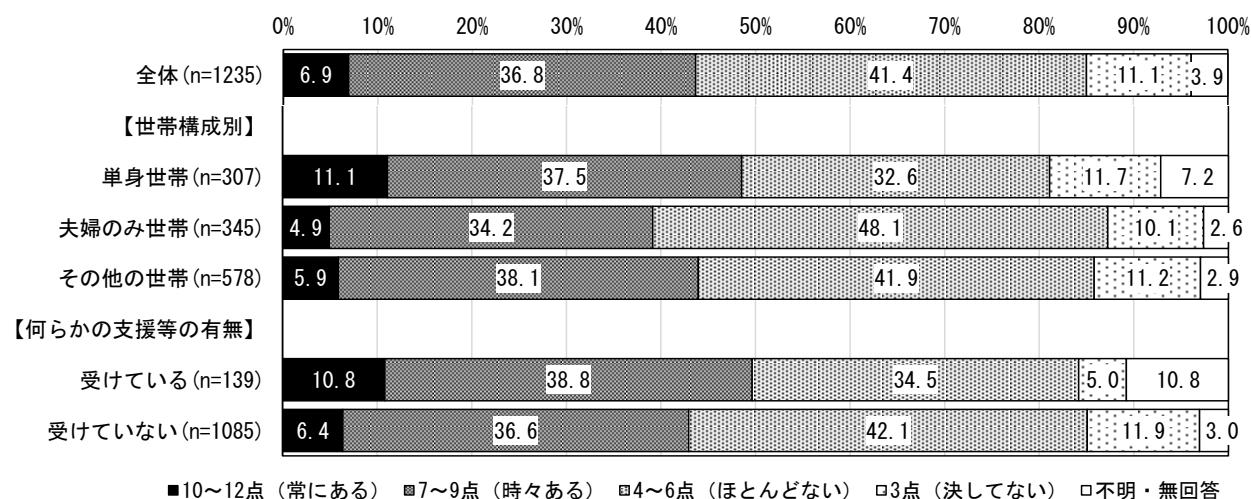
2) 市民アンケート調査からみる状況

(1) 人とのつながり、居場所について

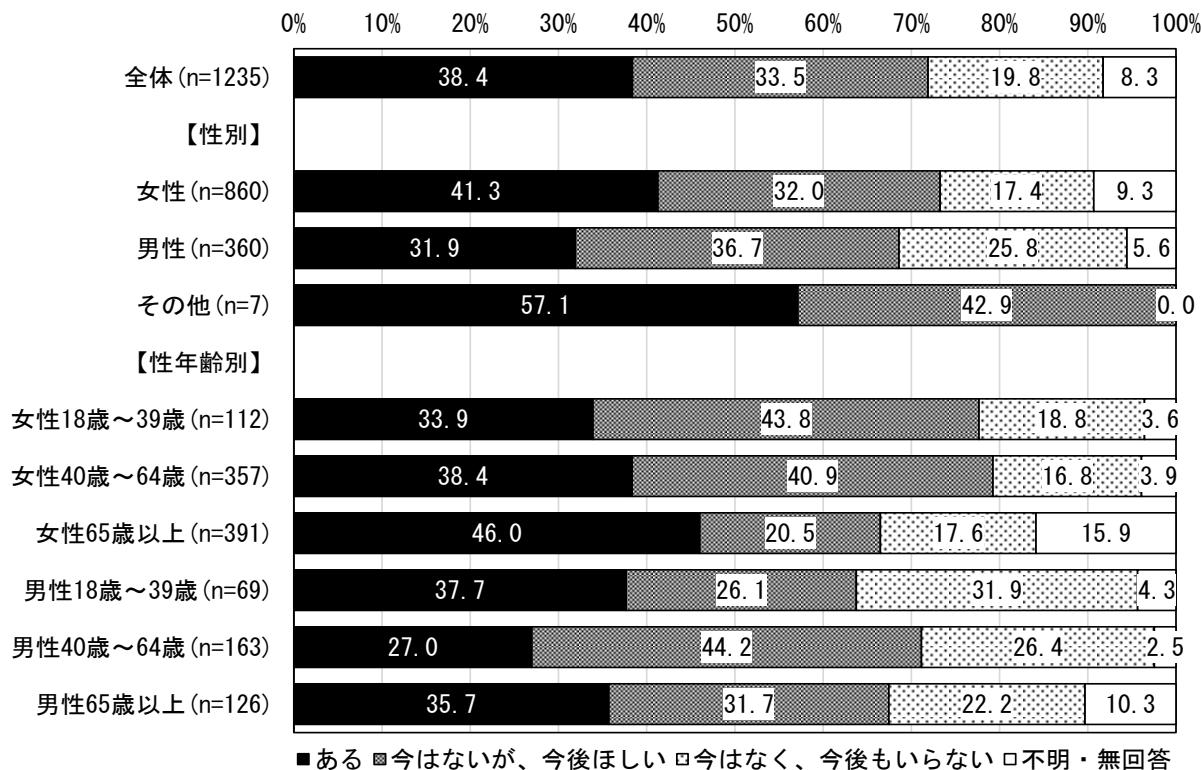
①孤独感の状況（性別・性年齢別）



②孤独感の状況（世帯構成別・何らかの支援等の有無別）

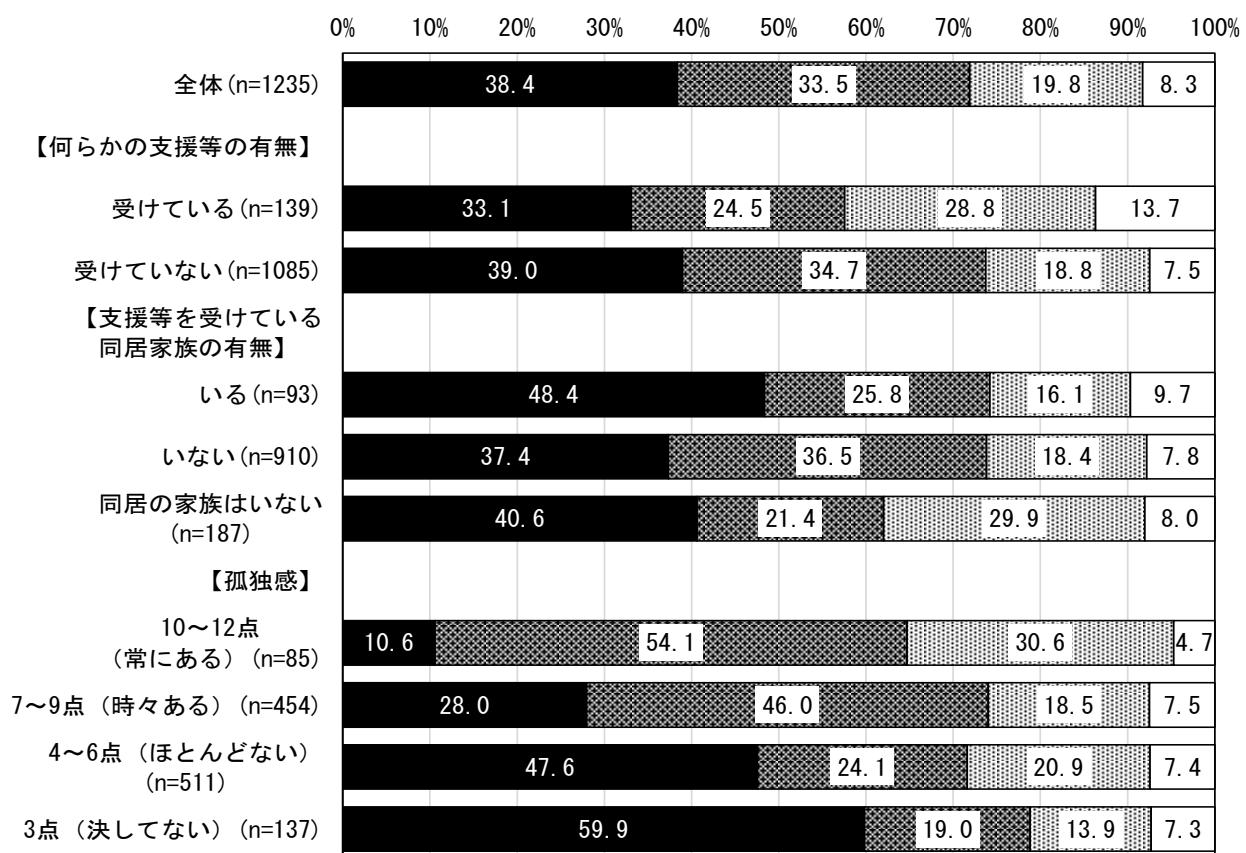


③居場所の有無（性別、性年齢別）



■ある □今はないが、今後ほしい ▨今はなく、今後もいらない □不明・無回答

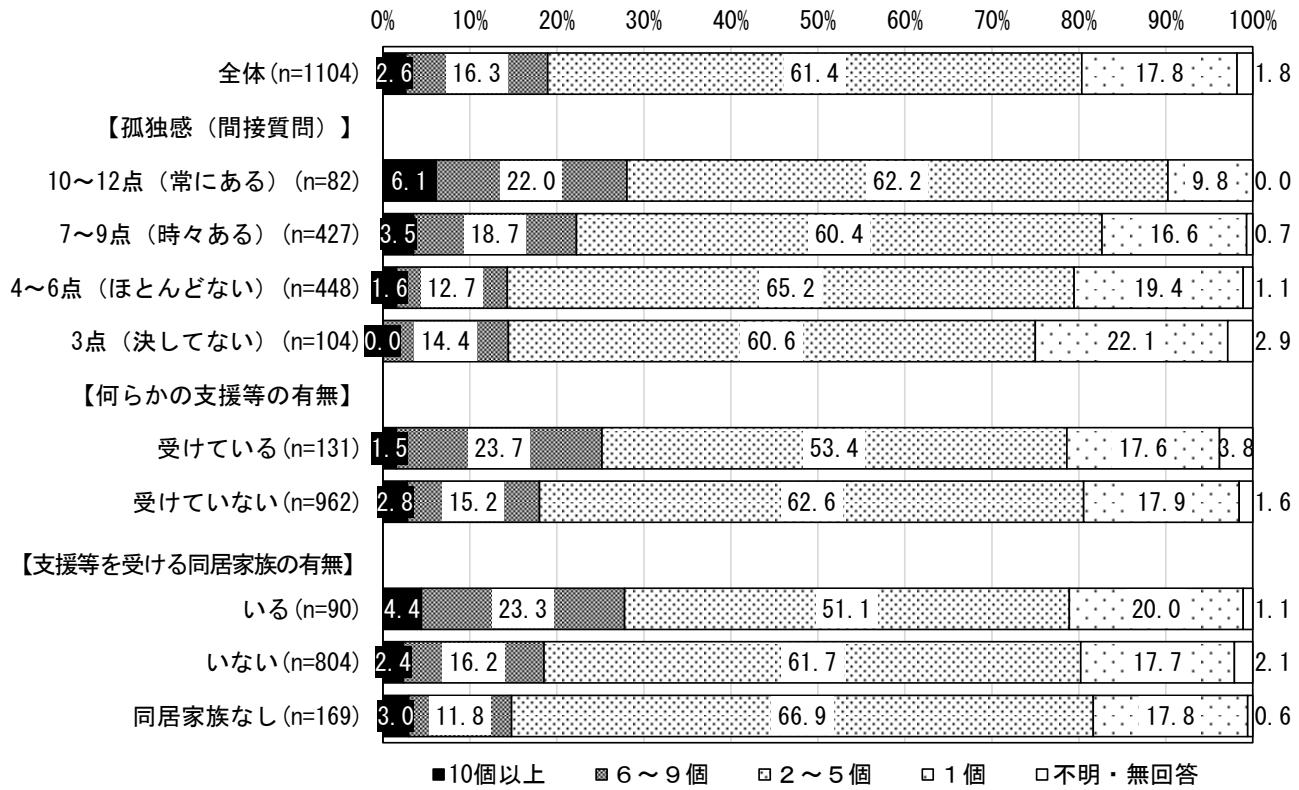
④居場所の有無（何らかの支援等の有無別、支援を受けている同居家族の有無別、孤独感別）



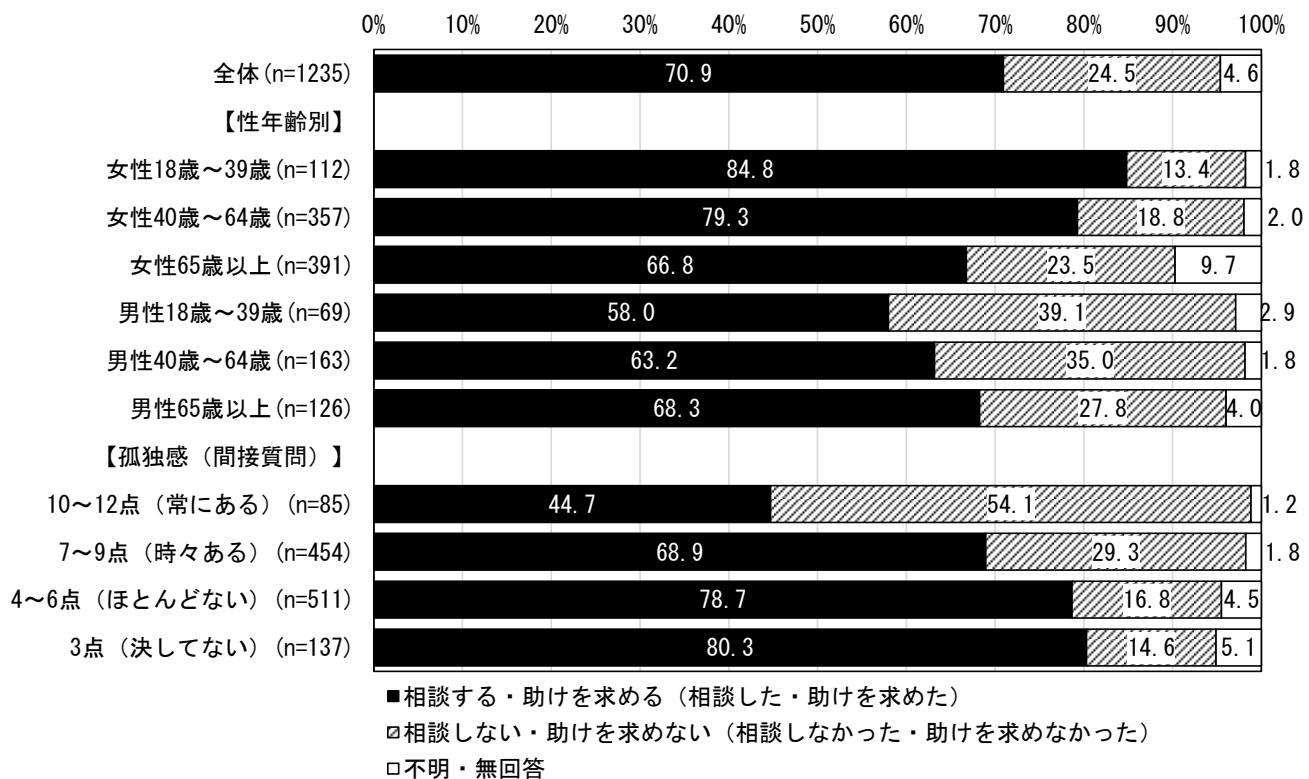
■ある □今はないが、今後ほしい ▨今はなく、今後もいらない □不明・無回答

(2) 日頃の生活での悩み・不安について

①日頃の生活での悩み・不安の重複状況（孤独感、何らかの支援等の有無別、支援を受けている同居家族の有無別）

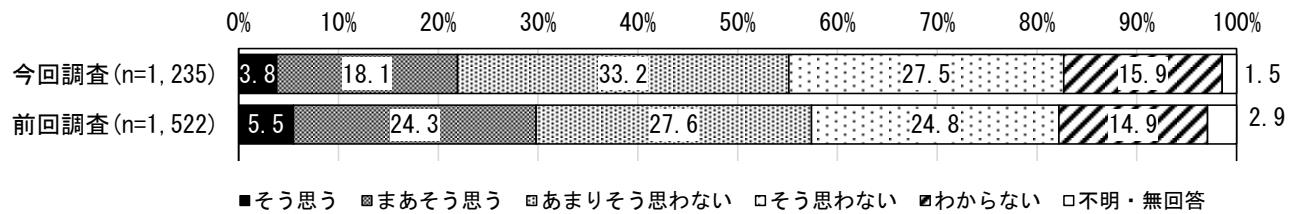


②自身で解決が難しい悩み・不安に関する相談の状況（性年齢別、孤独感別）

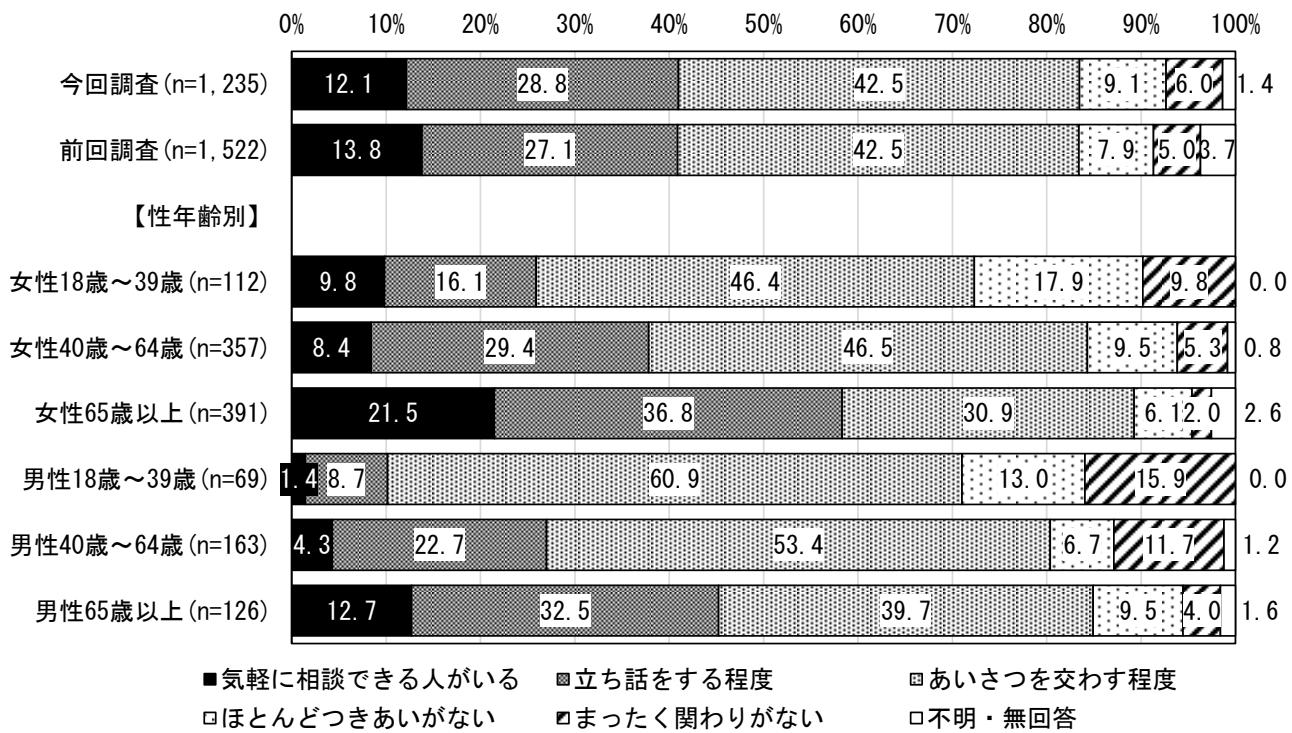


(3) 近所づきあい、地域活動の状況・意識

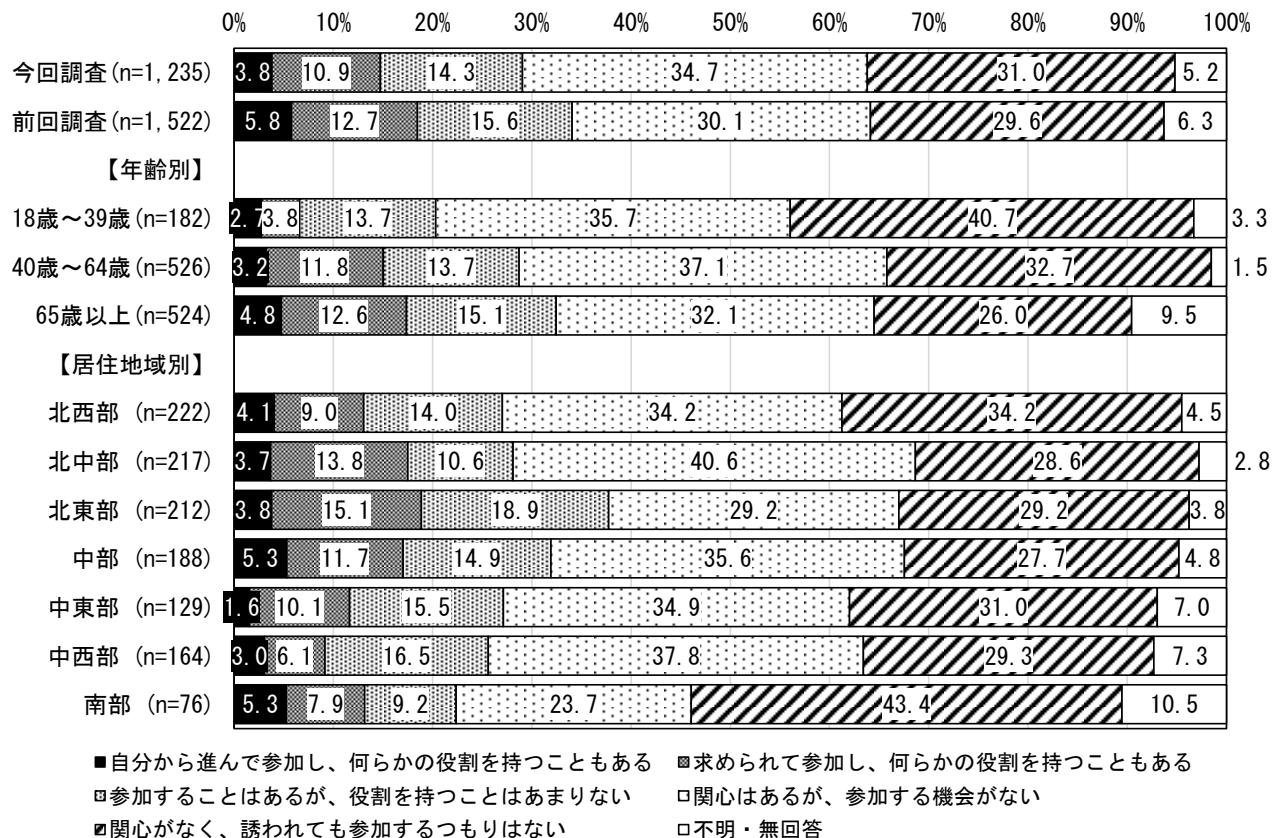
①『住民による交流が活発だ』と思うか（前回調査との比較）



②ふだんからの近所づきあいの状況（前回調査との比較、性年齢別）

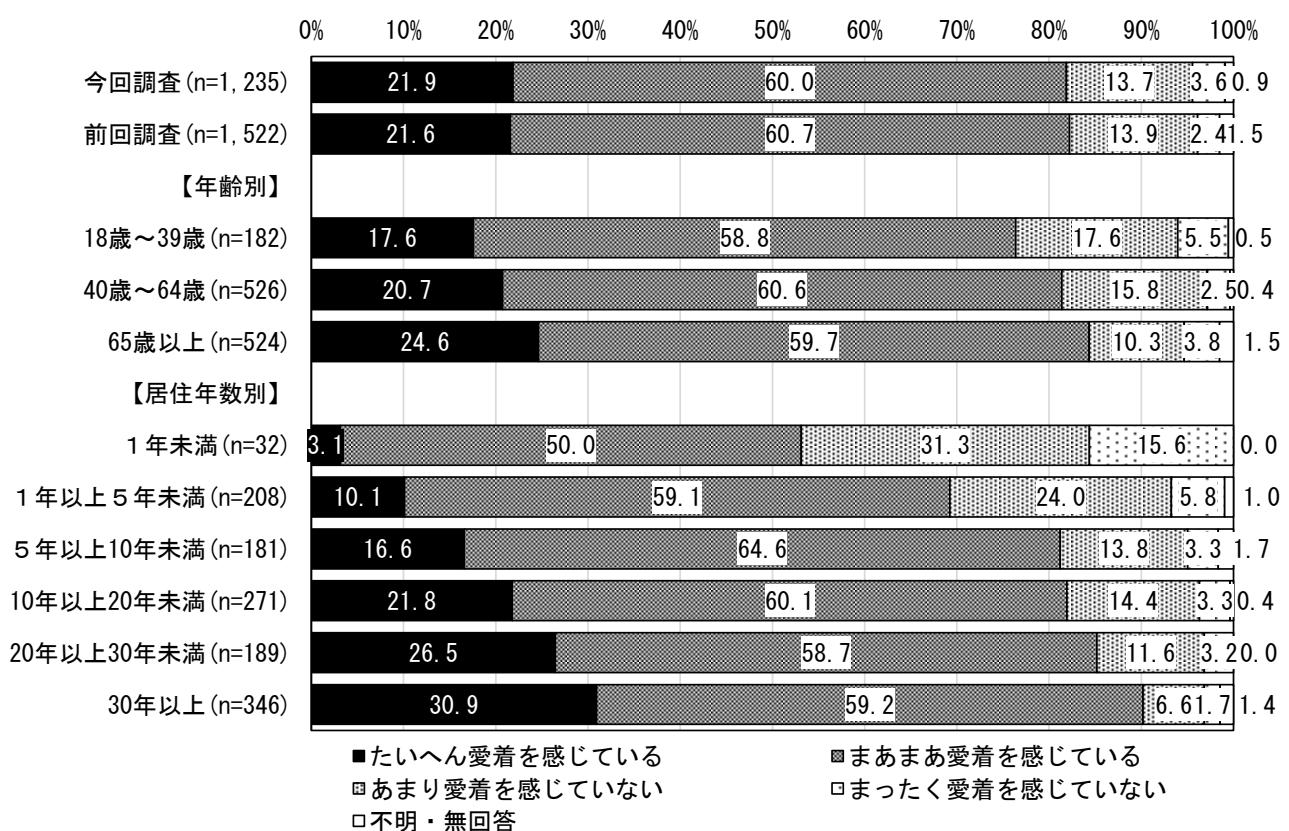


③過去5年間の地域での活動への参加状況（前回調査との比較、年齢別、居住地域別）

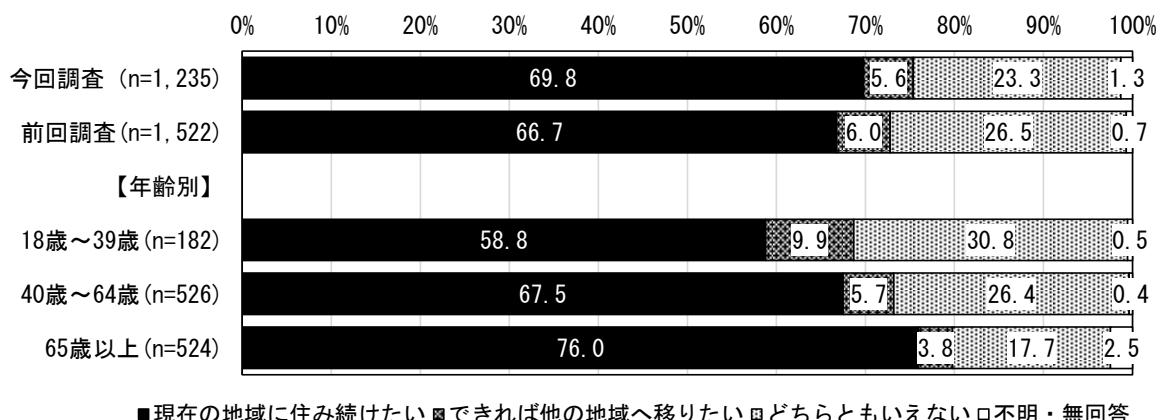


(4) 地域に対する愛着、居住意向、地域での暮らしについて

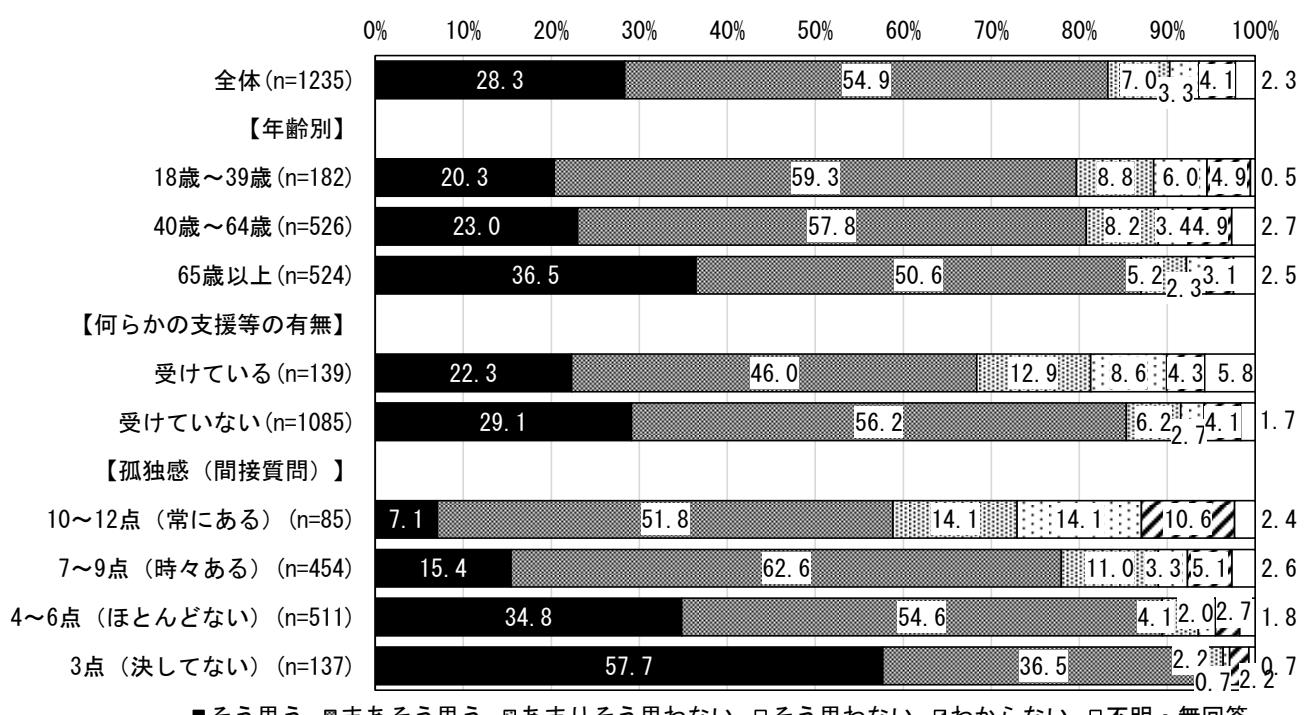
①地域に対する愛着（前回調査との比較、年齢別、居住年数別）



②今後の居住意向（前回調査との比較、年齢別、居住年数別）

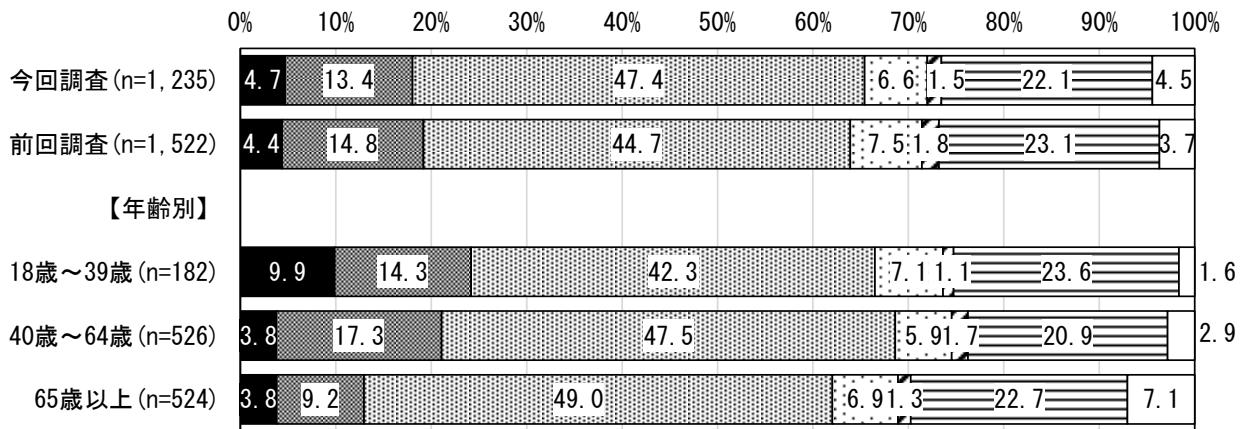


③住み慣れた地域で自分らしく暮らすことができているか（年齢別、何らかの支援等の有無別、孤独感）



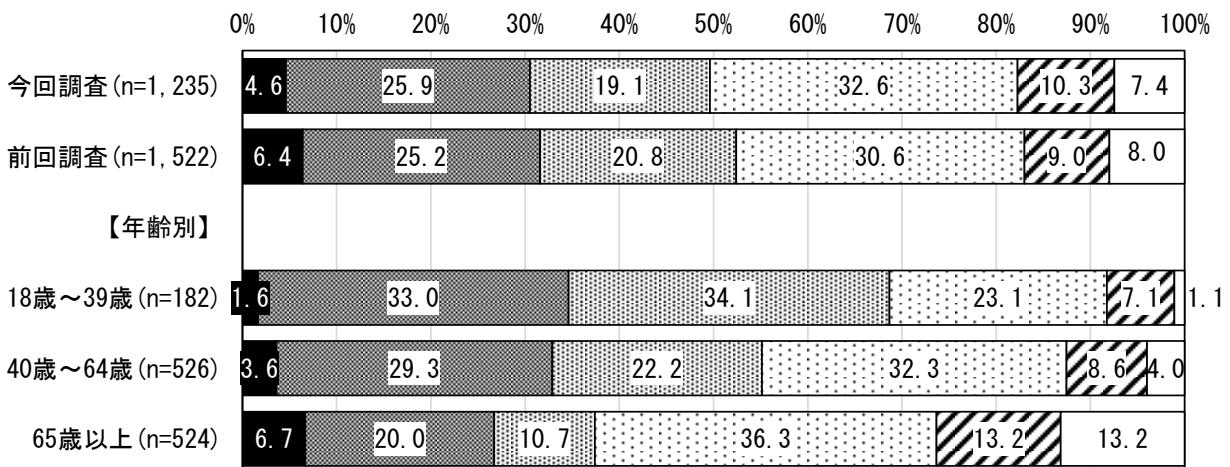
(5) 地域福祉の活動に対する意識

①福祉を充実させていくうえで、行政と地域住民の関係について（前回調査との比較、年齢別）



- 福祉を充実する責任は行政（国や府、市）にあるので、住民は特に協力することはない
- 行政の手の届かない福祉課題については、住民が協力していくべきである
- △ 福祉課題については、行政も住民も協力しあい、ともに取り組むべきである
- 住民として福祉課題に積極的に取り組み、その活動に対して行政は援助・協力すべきである
- △ その他
- わからない
- 不明・無回答

② 身近な地域で住民が助けあうための活動への参加意向（前回調査との比較、年齢別）



- 現在も活動に参加しており、今後も参加したい
- 現在は活動に参加していないが、今後は参加したい
- △ そのような活動には関心がない（参加したくない）
- 参加したいと思うが、事情があり参加できない
- △ その他
- 不明・無回答

6. 関連法令

1) 豊中市健康福祉条例

(目的)

第1条 この条例は、健康の増進と福祉の向上に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者等の役割を明らかにするとともに、健康の増進と福祉の向上に関する施策の推進に係る事項並びに健康福祉サービスの利用について市民の権利その他必要な事項を定めることにより、すべての市民がともに支え合い健康で生きがいのある活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「健康福祉サービス」とは、次に掲げるサービスをいう。

- (1) 社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第2条第3項第12号に規定する福祉サービス
- (2) 介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)に基づく保険給付の対象となるサービス
- (3) 健康増進法(平成 14 年法律第 103 号)その他法律に基づいて市が実施する保健及び福祉に関するサービス(医療に係るサービスを除く。)
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市が実施する健康の増進と福祉の向上に係るサービス

(基本理念)

第3条 健康の増進と福祉の向上は、市、市民及び事業者等が協働して取り組み、次に掲げる地域社会が実現されることを基本理念として行うものとする。

- (1) すべての市民が個人として尊重され、自らの意思に基づき選択決定を行い、主体的に生活を送ることができる地域社会
- (2) すべての市民がともに支え合い住み続けることができる地域社会
- (3) すべての市民が健康で生きがいをもって生活し、自らの意思に基づき社会活動に参加できる地域社会
- (4) すべての市民が安心かつ安全に生活できる地域社会

(市の役割)

第4条 市は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、市民の健康の増進と福祉の向上に関する施策(以下「健康福祉施策」という。)を策定し、実施するものとする。

- 2 市は、健康福祉施策の実施に当たっては、市民、事業者等、国、他の地方公共団体及び関係機関との連携を図るものとする。
- 3 市は、健康福祉施策を推進するため、市民及び事業者等の参加と協働により行うよう努めるとともに、必要な推進体制その他の基盤整備に努めるものとする。

(市民の権利及び役割)

第5条 市民は、健康福祉サービスの利用に当たっては、当該健康福祉サービスを提供する者と対等な関係に基づき、自らの選択により適切に当該健康福祉サービスを利用する権利を有するものとする。

- 2 市民は、基本理念にのっとり、自らの健康を保持し、その増進に努めるとともに、地域社会の一員として、自己の能力を活用して、地域における健康の増進と福祉の向上に資する活動に自発的に参加するよう努めるものとする。
- 3 市民は、市が実施する健康福祉施策に積極的に参加し、協力するよう努めるものとする。

(事業者等の役割)

第6条 事業者等は、基本理念にのっとり、地域社会の一員として、その保有する資源を活用して、地域における健康の増進と福祉の向上に資する活動に自発的に参加し、自らその活動を行うよう努めるものとする。

2 事業者等は、市が実施する健康福祉施策に積極的に参加し、協力するよう努めるものとする。

(地域福祉計画)

第7条 市長は、健康福祉施策を計画的に推進するため、社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画において定めることとされている事項その他健康の増進と福祉の向上を計画的に推進するために必要な事項を定める計画(以下「地域福祉計画」という。)を策定しなければならない。

2 市長は、地域福祉計画を策定するに当たっては、あらかじめ、次条に定める豊中市健康福祉審議会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、地域福祉計画を策定するに当たっては、市民及び事業者等の意見を反映することができるよう、必要な措置を講じなければならない。

4 市長は、地域福祉計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

5 前3項の規定は、地域福祉計画の変更について準用する。

(健康福祉審議会)

第8条 地域福祉計画の策定及び変更その他健康の増進と福祉の向上に関する重要事項を調査審議するため、豊中市健康福祉審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、委員20人以内で組織する。

3 前2項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市規則で定める。

(自発的な活動の促進)

第9条 市は、市民及び事業者等の地域における健康の増進と福祉の向上に資する活動が促進され、かつ、その活動が自発的に行われるよう情報の提供、啓発その他必要な措置を講じるものとする。

(情報の提供)

第10条 市は、市民が健康福祉サービスを適切に選択することができるよう健康福祉サービスの提供者、内容その他健康福祉サービスに関して必要な情報の提供を行うものとする。

(相談体制の整備)

第11条 市は、市民が健康福祉サービスを適切に利用することができるよう府の機関、関係機関等と連携して、地域において総合的に相談できる体制の整備に努めるものとする。

(健康福祉サービス苦情調整委員会)

第12条 健康福祉サービスの提供に関する苦情(以下この条において「苦情」という。)について助言、調整、あっせん等を行い、その解決を図るとともに、次条の規定により市が行う指導及び勧告について意見を聴くため、豊中市健康福祉サービス苦情調整委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、次に掲げる事項を除き、健康福祉サービスを利用している市民、その配偶者又は3親等内の親族その他市規則で定める者からの苦情について助言、調整又はあっせんを行う。

(1) 判決、裁決等により確定した権利関係に関する事項

(2) 裁判所において係争中の事案に関する事項

(3) 行政不服審査法(平成26年法律第68号)その他の法令の規定により不服申立てを行うことができる事項

(4) この条例、社会福祉法その他の法令の規定により現に申立てを行っている事項又は既に申立ての処理が終了した事項

(5) 健康福祉サービスの制度自体に関する事項

(6) その他市規則で定める事項

- 3 委員会は、前項の助言、調整又はあっせんの結果を市長に報告しなければならない。
- 4 委員会は、第2項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、市に係る苦情については、市長に対し、改善その他の必要な措置を講じるよう勧告することができる。
- 5 委員会は、委員5人以内で組織する。
- 6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 7 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市規則で定める。

(指導及び勧告)

第13条 市長は、市以外の者が提供する健康福祉サービスについて、前条第3項の規定による委員会からの報告を受けた場合において必要があると認めるときは、当該健康福祉サービスを提供した者に対し、指導を行い、又は改善その他の必要な措置を講じるよう勧告することができる。ただし、当該健康福祉サービスを提供した者が国又は他の地方公共団体であるときは、勧告に替えて改善その他の必要な措置を講じるよう通知するものとする。

- 2 市長は、前項本文の規定による指導又は勧告を行うときは、適宜委員会の意見を聴くことができる。

(公表)

第14条 市長は、前条第1項本文の規定による勧告をした場合において、当該健康福祉サービスを提供した者が正当な理由なくその勧告に従わないときは、その者の氏名又は名称、その勧告の内容その他必要な事項を公表することができる。

- 2 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、公表の対象となる者にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(苦情調整)

第15条 市は、委員会を置くほか、市民の健康福祉サービスに関する苦情について、相談、助言、調整等を行い、その解決を図るために必要な体制の整備に努めるものとする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 他の条例の一部改正〔略〕

附 則(平成19年3月23日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年3月30日条例第16号)

- 1 この条例は、市規則で定める日から施行する。
〔平成19年5月規則第47号により、平成19年6月1日から施行〕
- 2 他の条例の一部改正〔略〕
- 3 この条例の施行の際、現に前項の規定による改正前の豊中市介護保険条例第15条に規定する豊中市介護保険サービス苦情調整委員会の調整が継続している苦情については、豊中市健康福祉サービス苦情調整委員会が助言、調整又はあっせんを行うものとする。
- 4 他の条例の一部改正〔略〕

附 則(平成28年3月24日条例第3号抄)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第5条中豊中市健康福祉条例第2条第3号の改正規定は、公布の日から施行する。

2) 社会福祉法（抜粋）

（包括的な支援体制の整備）

第106条の3 市町村は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策
 - 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策
 - 三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策
- 2 厚生労働大臣は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする前項各号に掲げる施策に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

7. 豊中市健康福祉審議会

1) 豊中市健康福祉審議会規則

(目的)

第1条 この規則は、豊中市健康福祉条例（平成15年豊中市条例第47号）第8条第3項の規定に基づき、豊中市健康福祉審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営その他審議会について必要な事項を定めることを目的とする。

(委員)

第2条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民
- (3) 市民団体の代表
- (4) 保健医療又は福祉の関係団体の代表
- (5) 社会福祉を目的とする事業者の代表
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) 市長が特に必要と認める者

2 前項第2号に掲げる者は、公募により選考する。ただし、応募がなかったときその他やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、前条第2号の委員を除き、再任されることができる。
- 3 市長は、特別の事情があると認める場合は、第1項の規定にかかわらず、委員を解嘱することができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、審議会の事務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員)

第6条 審議会に専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

- 2 専門委員は、学識経験を有する者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項についての調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(部会)

- 第7条 審議会が必要と認めるときは、審議会に部会を置くことができる。
- 2 部会は、会長が指名する委員及び専門委員で組織する。
 - 3 部会に部会長を置き、部会に所属する委員のうちから会長が指名する。
 - 4 部会長は、部会における審議状況及び結果を審議会に報告しなければならない。

(関係者の出席等)

- 第8条 会長又は部会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

- 第9条 審議会の庶務は、福祉部地域共生課において処理する。

(施行細目)

- 第10条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に豊中市地域福祉計画策定委員会設置要綱（平成14年4月1日制定。以下「要綱」という。）に基づき設置された豊中市地域福祉計画策定委員会の委員である者は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）に第2条の規定により審議会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、第3条第1項の規定にかかわらず、平成16年3月31日までとする。
- 3 この規則の施行の際、現に要綱に基づき定められた豊中市地域福祉計画策定委員会の会長及び副会長である者は、それぞれ、施行日に、第4条第2項の規定により審議会の会長及び副会長として定められたものとみなす。
- 4 会長及び副会長に事故がある場合その他会長の職務を行う者がいない場合における審議会の招集及び会長が決定されるまでの審議会の議長は、市長が行う。

附 則（平成19年3月23日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年3月25日規則第5号抄）

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月25日規則第20号抄）

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月22日規則第33号抄）

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

2) 豊中市健康福祉審議会委員名簿

令和6年(2024年)3月時点（敬称略）

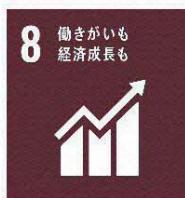
区分	所属・役職	氏名
学識経験者	関西学院大学 人間福祉学部 名誉教授	◎牧里 每治
	大阪公立大学 現代システム科学研究所 准教授	○濱島 淑恵
	甲南大学 経済学部 教授	石川 路子
	大阪人間科学大学 社会福祉学科 准教授	石川 久仁子
市民		前田 智恵
		大坪 俊宏
		谷川 悠子
市民団体の代表	市民公益活動支援センター受託団体 副理事長	小池 繁子
	校区福祉委員会会長会 会長	滝下 勇次
	健康づくり推進員会 副会長	平岡 和子
	団欒長屋プロジェクト 代表者	渕上 桃子
	豊中市発達障害者の家族の会(一步の会) 世話役代表	波多野 敦子
保健医療又は福祉の関係団体 の代表	(一社)豊中市医師会 議長	澤村 昭彦
	(一社)豊中市歯科医師会 専務理事	星名 拓治
	(一社)豊中市薬剤師会 副会長	多田 耕三
	豊中市民生・児童委員協議会連合会 理事	武市 智子
社会福祉を目的とする事業者 の代表	(社福)豊中市社会福祉協議会 会長	永井 敏輝
	豊中市介護保険事業者連絡会 会長	村上 功
	豊中市障害者自立支援協議会 会長	上田 哲郎
関係行政機関の職員	大阪保護観察所 次長	別木 寛

◎会長 ○副会長

3) 豊中市健康福祉審議会開催

実施年月日		会議名	内容
令和4年 (2022年)	8月18日	第2回豊中市健康福祉審議会	●第5期豊中市地域福祉計画の諮問について
令和5年 (2023年)	3月14日	第3回豊中市健康福祉審議会	●豊中市の現状と課題について共有し、第5期豊中市地域福祉計画の理念・目標について
	5月30日	第1回豊中市健康福祉審議会	●第5期豊中市地域福祉計画に豊中市地域包括ケアシステム推進基本方針を一体化し、基本方針の個別テーマの再編について
	8月30日	第2回豊中市健康福祉審議会	●第5期豊中市地域福祉計画の骨子（案）について
	10月30日	第3回豊中市健康福祉審議会	●第5期豊中市地域福祉計画（素案）について
	11月29日	第4回豊中市健康福祉審議会	●第5期豊中市地域福祉計画の答申（案）について ※12月18日 答申

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS





第5期 豊中市地域福祉計画

令和6年(2024年)3月

編集・発行 豊中市

〒561-8501 豊中市中桜塚3丁目1番1号 電話 06-6858-2219